

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市公印規則の一部改正 (総務課) 4
- 亀岡市臨時的任用職員取扱規則及び亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正 (人事課) 7
- 職員の育児休業等に関する規則の一部改正 (人事課) 7
- 管理職手当支給規則の一部改正 (人事課) 8
- 亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課) 8

### —— 告 示 ——

- 平成27年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画 (環境クリーン推進課) 10
- 粗大ごみ及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務の委託 (環境クリーン推進課) 18
- 徴収事務の委託 (環境政策課) 22
- 亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部改正 (地域福祉課) 23
- 亀岡市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) 23
- 亀岡市自治会等掲示板設置事業補助金交付要綱の一部改正 (自治防災課) 25
- 亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱 (自治防災課) 27
- 収納事務の委託 (総務課) 32

- 固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全ての登録 (税務課) 34
- 亀岡市総合教育会議設置要綱 (夢ビジョン推進課) 34
- 亀岡市都市計画提案手続に関する要綱 (都市計画課) 35
- 亀岡市景観計画の図書の縦覧 (都市計画課) 43
- 亀岡市景観形成助成金交付要綱 (都市計画課) 43
- 市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 53
- 市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 54
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 55
- 亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱の全部改正 (障害福祉課) 57
- 亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱の全部改正 (障害福祉課) 61
- 亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱 (障害福祉課) 65
- 亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱 (安全安心まちづくり課) 70
- 亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱の一部改正 (保険医療課) 74
- 亀岡市奨学金支給要綱の一部改正 (学校教育課) 75
- 亀岡市創業支援助成金交付要綱 (ものづくり産業課) 77

○社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱の一部改正 (高齢福祉課) 80	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 88
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 81	○亀岡市景観制度策定委員会設置要綱の廃止 (都市計画課) 88
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 81	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 88
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 82	○亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正 (教育総務課) 88
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 83	○亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金交付要綱 (教育総務課) 91
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 83	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 95
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 83	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 95
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 84	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 95
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 84	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 96
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 84	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 96
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 85	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 96
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 85	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 97
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 85	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 97
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 86	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 97
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 86	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 98
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 86	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 98
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 87	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 98
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 87	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 99
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 87	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 99

○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 99	<b>監査委員欄</b>
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 100	—— 公 表 ——
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 100	○平成27年度随時監査 139
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 100	<b>教育委員会欄</b>
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 100	—— 規 則 ——
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 101	○亀岡市立幼稚園保育料減免規則 140
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 101	—— 教育長訓令 ——
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 101	○亀岡市立幼稚園運営規程 142
○亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱の一部改正 (土木管理課) 102	○亀岡市立学校給食センター運営規程の一部改正 143
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 104	—— 任免及び辞令 ——
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 107	<b>選挙管理委員会欄</b>
—— 訓 令 ——	—— 告 示 ——
○亀岡市情報化の推進に関する規程及び 亀岡市住民基本台帳ネットワークシ テム運用管理規程の一部改正 (総務課) 109	○亀岡市議会議員一般選挙における候補 者の選挙運動に関する収支報告書の要 旨 146
○亀岡市情報セキュリティ対策基準規程 (総務課) 109	○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請 求及び合併協議会設置の請求に要する 有権者総数の50分の1の数 192
—— 公 告 ——	○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の 解職請求に要する有権者総数の3分の 1の数 192
○捕獲犬の抑留 (環境政策課) 135	○合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数 192
○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 135	○京都府議会議員一般選挙における投票 管理者及び同職務代理者の選任 193
○路上の放置物件の撤去 (土木管理課) 135	○京都府議会議員一般選挙における各投 票区の投票所 194
○都市計画事業の事業計画の変更図書 写しの縦覧 (都市計画課) 136	○京都府議会議員一般選挙における投票 記載所の氏名掲示の掲載順序を定める くじを行う場所及び日時 195
—— 任免及び辞令 ——	○京都府議会議員一般選挙における期日 前投票所 195

○京都府議会議員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者の選任 196

○京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任 197

○京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時 197

○京都府議会議員一般選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時 197

○京都府議会議員一般選挙における投票管理者職務代理者の変更 198

○京都府議会議員一般選挙の開票の日時の変更 198

**公平委員会欄**

——— 規 則 ———

○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 199

○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 199

**上下水道部欄**

——— 告 示 ———

○料金収納事務の委託 200

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 200

○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示 201

——— 公 告 ———

○平成27年度賦課対象区域 202

**市立病院欄**

——— 規 程 ———

○亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程等の一部改正 203

**規 則**

亀岡市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第17号

亀岡市公印規則の一部を改正する規則

亀岡市公印規則（昭和30年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別記様式」を「別記第1号様式」に改める。

第10条第1項中「当該記録した公印の印影」の次に「（以下「電子公印」という。）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「電子計算組織に記録した公印の印影」を「電子公印」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 新たに電子公印を使用して事務を処理しようとするとき、又は電子公印を廃止しようとするときは、総務課長と協議の上、電子公印使用（廃止）申請書（別記第2号様式）を総務課長に提出しなければならない。

別表3の項中「及び健康保険被保険者手帳」を「健康保険被保険者手帳、特定同一世帯所属者異動連絡票及び旧被扶養者異動連絡票」に改め、同表13の項中

「

死体埋火葬許可、火葬場使用許可及び火葬執行証明	市民課長	1
介護保険料納付証明書、介護保険受給資格証明書、介護保険認定結果通知書、主治医意見書の内容確認書（医療費控除用）、障害者控除対象者認定書及び介護保険要介護認定・要支援認定更新通知書	高齢福祉課長	1

」

を

「

死体埋火葬許可、火葬場使用許可及び火葬執行証明	市民課長	1
国民健康保険料の更正（決定）通知書、催告書及び国民健康保険法第113条の2に基づく事務並びに後期高齢者医療保険料の更正（決定）通知書、過誤納金還付通知書及び過誤納金充当通知書	保険医療課長	1
介護保険被保険者の資格に関する文書、介護保険料の納入の通知に関する文書、介護保険被保険者の認定に関する文書、介護保険の諸給付に関する文書、主治医意見書の内容確認書（おむつ代医療費控除用）及び障害者控除対象者認定書	高齢福祉課長	1

」

に改め、同表19の項中

「

介護保険料納付証明書、介護保険受給資格証明書、介護保険認定結果通知書、主治医意見書の内容確認書（医療費控除用）及び介護保険要介護認定・要支援認定更新通知書
---

」

を

「

介護保険被保険者の資格に関する文書、介護保険料の納入の通知に関する文書、介護保険被保険者の認定に関する文書、介護保険の諸給付に関する文書、主治医意見書の内容確認書（おむつ代医療費控除用）及び障害者控除対象者認定書
--

」

に改める。

別記様式を別記第1号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

電子公印使用（廃止）申請書

（宛先）総務課長

課長

次のとおり電子公印を使用（廃止）したいので申請します。

公印の整理番号 及び名称	整理番号	名称
電子公印を使用する 文書（帳票）の名称		
年間使用枚数		
使用開始（廃止） 年 月 日	年 月 日	
使用（廃止）理由		
担 当 者	部 課 係	
	氏名	電話

※登録時は、使用する文書等の見本（押印位置を明示すること）を添付する。

年 月 日

電子公印使用（廃止）承諾書

課長 様

総務課長

電子公印を申請のとおり使用（廃止）することを承諾します。

承認条件

- データの盗難、紛失、偽造、変造、不正使用その他の事故が生じないよう厳重に管理するとともに、押印文書についても適正に関する事。
- 事故があったときは、直ちに総務課長を経て市長に報告すること。
- 電子公印を使用する必要がなくなったときは、速やかに電子計算組織から消去すること。

	総務課長		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市臨時的任用職員取扱規則及び亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第18号

亀岡市臨時的任用職員取扱規則及び亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則

(亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部改正)

第1条 亀岡市臨時的任用職員取扱規則(平成8年亀岡市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項に次の1号を加える。

- (10) 臨時的任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正)

第2条 亀岡市非常勤職員取扱規則(平成8年亀岡市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項に次の1号を加える。

- (10) 非常勤職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第19号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年亀岡市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第1号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定子ども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第20号

管理職手当支給規則の一部を改正する規則

管理職手当支給規則（昭和34年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長事務部局の項中「担当副課長」の次に「（市長が定めるものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第21号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第37号様式中

「

株式等の譲渡	上場株式等	証券会社を通じた売却	1.8%	1.2%
		上記以外の売却	3.0%	2.0%
未公開株式等				
上場株式等の配当			1.8%	1.2%

」を

「

株式等の譲渡	上場株式等	証券会社を通じた売却		
		上記以外の売却	3.0%	2.0%
未公開株式等				
上場株式等の配当			3.0%	2.0%

」に、

「下欄の割合を乗じた額」を

「下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年4月から平成29年12月までであって、特定取得に該当する場合は、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

に改める。

別記第40号様式中「下欄の割合を乗じた額」を

「下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年4月から平成29年12月までであって、特定取得に該当する場合は、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別記第37号様式及び別記第40号様式については、平成27年度の市民税・府民税の課税分から適用する。

「揭示済」

## 告 示

亀岡市告示第32号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、平成27年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

### 1 一般廃棄物の処理量の見込み

#### (1) ごみ

ア 燃やすごみ	19,916 t / 年 * 1
イ 埋立てごみ	1,414 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	303 t / 年
エ 資源ごみ	
(ア) カン類	214 t / 年
(イ) ビン類	711 t / 年
(ウ) ペットボトル	97 t / 年
(エ) スプレー缶	21 t / 年
(オ) プラスチック製容器包装	600 t / 年
(カ) 使用済み小型家電	3 t / 年
(キ) 使用済み乾電池	14 t / 年
(ク) 廃蛍光管	2 t / 年
(ケ) 生ごみ・食用油	12 t / 年
(コ) 新聞・雑誌・段ボール・古布	3,251 t / 年
(2) 犬、猫等の死体	353体 / 年
(3) し尿及び汚泥	
ア し尿	6,197k1 / 年
イ 浄化槽汚泥	5,073k1 / 年

\* 1 重複カウントになるため、燃やすごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量及びプラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いています。

\* 2 重複カウントになるため、埋立てごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類・プラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いています。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
燃やすごみ	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社 (委託、以下同じ)	焼却/桜塚クリーンセンター (直営、以下同じ)	残渣埋立/大阪湾広域 臨海環境整備センター神 戸沖埋立処分場及び 大阪沖埋立処分場(委 託、以下同じ)	
	事業系	許可業者※下記のとおり			
埋立てごみ	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社	/	埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀岡(直 営、以下同じ)	
		許可業者			
粗 大 ご み	可燃性	家庭系	破碎/エコビ <sup>ア</sup> 亀岡、 焼却/桜塚クリーンセンター	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、大阪湾広域臨海 環境整備センター神戸沖 埋立処分場及び大阪 沖埋立処分場	
		事業系			許可業者
	不燃性	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社	資源化/民間処理施 設(委託、以下同じ)	残渣埋立/民間最終処 分場、エコビ <sup>ア</sup> 亀岡
			許可業者		
資源ごみ	カン類	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ <sup>ア</sup> 亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、資源化/民間処理 施設	
	ビン類		選別/エコビ <sup>ア</sup> 亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会(委託、以下 同じ)・民間処理施設	
	ペットボトル	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	資源化/民間処理施設	
		委託業者			
	スプレー缶	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ <sup>ア</sup> 亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、資源化/民間処理 施設	
	プラスチック製 容器包装	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、焼却/桜塚クリーンセ ンター、資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会	
	使用済み小型家 電	委託業者	/	資源化/民間処理施設	
	使用済み乾電池	(公財)亀岡市環境事業公社	/	資源化/民間処理施設	
	廃蛍光管	委託業者	/	資源化/民間処理施設	
	生ごみ・食用油	民間業者	/	/	
	新聞・雑誌・段 ボール・古布類	民間業者	/	/	

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者〔種別/一般廃棄物(ごみ)〕大田産業、(株)カンポ、高橋商店、南丹清掃(株)、張本安弘、

松波商店、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)亀岡市環境事業公社、南丹清掃(株)(委託)	脱水／若宮工場(直営)	脱水汚泥及び残渣／民間処理施設
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

3 ごみ処理実施計画

(1) 3R型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換【発生段階における対策】

- ① 生活系ごみの発生抑制に向けた取り組み
  - ア あらゆる機会を利用した体系的な啓発・情報提供
  - イ 食品ロスの解消
  - ウ 耐久消費財等の長期使用の実施
  - エ 環境にやさしい賢い買い物の推進
  - オ リサイクルショップ等の活用
  - カ 民間の環境団体の取り組みに対する支援
  - キ 河川漂着ごみ調査の継続実施
- ② 容器包装廃棄物の減量化に向けた取り組み
  - ア マイバッグ運動の推進
  - イ 簡易包装等の推進
  - ウ 環境にやさしい、賢い買い物の推進
  - エ レジ袋協定の締結
- ③ 事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み
  - ア 事業系ごみについての指導
  - イ オフィス町内会等の設置の推進
  - ウ ペーパーレス化の推進
  - エ 社員研修等の実施
  - オ リサイクルループの構築
  - カ ごみ処理手数料の見直しの検討
- ④ 環境教育・環境学習の充実に向けた取り組み
  - ア 環境啓発の推進・支援
  - イ ダンボールコンポスト講座等の開催
  - ウ 学習の場の提供
  - エ 小中学校における環境教育の推進
  - オ 就学前教育の充実
  - カ 施設見学会の開催

- キ 出前タウンミーティングの開催
- ク 自然体験型環境学習事業の推進
- ⑤ 環境リーダー・環境サポーターの育成に向けた取り組み
  - ア グリーンコンシューマー（環境にやさしい賢い買い物をする消費者）の育成
  - イ 環境学習指導員の育成
  - ウ 環境活動団体（NPO）等の支援
- (2) 協力関係の構築による資源循環システムの充実【排出段階における対策】
  - ① 生活系ごみの適正排出に向けた取り組み
    - ア 情報発信の充実による意識啓発
    - イ ごみの分け方・出し方パンフレットの作成・配布
    - ウ ごみステーションへの啓発看板の掲示の推進
    - エ 不動産業者等を通じたパンフレット等の配布
    - オ 不適正ごみへの警告ステッカーの貼付
    - カ クリーン推進員制度の活用
    - キ 環境家計簿の普及拡大
    - ク 各種リーフレット・パンフレットの配布
  - ② 生ごみの減量・資源化に向けた取り組み
    - ア 生ごみ水切りの推進
    - イ 手付かず食品・食べ残しの縮減の推進
    - ウ エコクッキングの推進
    - エ 生ごみの堆肥化の促進及び生ごみ処理機の普及
  - ③ 分別収集の拡充に向けた取り組み
    - ア 資源ごみの更なる分別の徹底
    - イ 分別品目の拡大についての検討
    - ウ 分別精度の向上と資源化の徹底の推進
    - エ 地域におけるごみ分別の取り組み
    - オ 廃棄物処理施設における監視・指導の強化
  - ④ 回収拠点の拡充に向けた取り組み
    - ア 店頭回収・拠点回収の拡充
    - イ 住民団体等による集団回収の拡大
    - ウ 公共施設における拠点回収の拡充
  - ⑤ 事業系ごみの適正排出に向けた取り組み
    - ア 事業所等における環境研修等の実施
    - イ 事業所等への助言・指導の強化
    - ウ 廃棄物処理施設における監視・指導の強化
    - エ 廃棄物処理手数料の適正化
  - ⑥ イベント等による意識啓発の取り組み
    - ア 環境イベント等の開催

- イ マイバッグ・キャンペーン等の実施
- ウ 環境ポスター・標語等の募集
- エ ごみステーションを活用した意識啓発
- ⑦ ネットワークの構築に向けた取り組み
  - ア 「クリーンかめおか推進会議」の組織拡大
  - イ 環境保全団体等の組織拡大に向けた取り組みに対する支援
  - ウ 地域における集団回収への支援
- ⑧ 環境美化・清掃活動等の推進に向けた取り組み
  - ア 美化活動や環境保全活動の推進
  - イ 地域清掃活動への支援
  - ウ 環境配慮型イベント等の呼び掛け
- ⑨ その他の取り組み
  - ア 剪定枝等の堆肥化の推進
  - イ 指定ごみ袋の容量の検討
  - ウ フリーマーケット等の開催場所の提供
  - エ 亀岡市役所温暖化対策環境マネジメントシステムの推進
  - オ グリーン購入の推進
  - カ エコグッズ等の使用拡大
  - キ 粗大ごみの対象品目及び処理手数料の見直し
  - ク 行政と民間の役割分担の見直し
  - ケ 処理困難物の適正処理の推進
- (3) ごみの適正処理に向けた施設・体制の整備
  - ① 収集・運搬体制の充実にに向けた取り組み
    - ア 生活系ごみの公益法人等による収集・運搬の継続
    - イ ごみ集積所の適切な配置と管理の推進
    - ウ 生活弱者に配慮したごみ処理行政の推進
    - エ エコステーションの指定・登録
    - オ 収集体制等の効率化
    - カ 容器包装廃棄物の分別収集の推進
    - キ 小型家電製品の分別収集の検討
    - ク 低公害車の導入検討
  - ② 中間処理体制の充実にに向けた取り組み
    - ア 中間処理段階における資源回収の推進
    - イ 廃棄物処理施設の適正な運転の推進
    - ウ 中間処理業者（民間）の活用
    - エ 焼却灰のリサイクル（エコセメント化）の検討
    - オ 事業系の一般廃棄物（可燃性）に関する適正処理の推進
  - ③ 最終処分体制の充実にに向けた取り組み

- ア 第3期大阪湾フェニックス計画への参加
- イ 医王谷エコトピアの適正管理
- ウ 最終処分場の適正な管理（延命化）
- エ 最終処分場の安定的利用の推進
- ④ 既存施設の長寿命化に向けた取り組み
  - ア 桜塚クリーンセンターにおける基幹的設備改良事業等の推進
- ⑤ その他の取り組み（ごみ処理の広域化、進捗状況の点検・評価）
  - ア ごみ処理の広域化についての検討
  - イ ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価
  - ウ 基金・寄附金の有効活用
- (4) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策
  - ① 不法投棄対策のための取り組み
    - ア 不法投棄に対する監視活動の強化
    - イ 関係機関との連携強化
    - ウ 不法投棄防止のための啓発活動の推進
  - ② 災害廃棄物対策のための取り組み
    - ア 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
    - イ 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）
- (5) 関連施設の概要
  - ① 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）
    - 〔形式及び公称能力等〕
    - カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0 t／6 h）
    - ビン類：ストックヤード（カレット）208.8 m<sup>3</sup>（W24m×L6m×H1.45m）
    - プラスチック製容器包装：ストックヤード 222.39 m<sup>2</sup>
    - ペットボトル：ストックヤード 38.91 m<sup>2</sup>
    - 使用済み小型家電：ストックヤード 32.89 m<sup>2</sup>
  - ② 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）
    - 〔形式及び公称能力等〕
    - 磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎機（4.9 t／5 h）

4 収集・運搬計画

種類及び区分			収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先	
燃やすごみ	家庭系		13,506 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター	
	事業系		6,255 t		戸別	随時		
埋立てごみ	家庭系		1,259 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (埋立処分場)	
粗大ごみ	可燃性	家庭系	117 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡 (破砕処理施設)	
	不燃性	家庭系	32 t		戸別	随時	エコトピア亀岡 (保管施設)	
資源ごみ	カン類		214 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (資源化施設及び保管施設)	
	ビン類		711 t					
	ペットボトル		家庭系	97 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
						拠点	随時	民間処理施設
	スプレー缶		家庭系	21 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (資源化施設及び保管施設)
	プラスチック製 容器包装		家庭系	600 t	市内全域	ステーション	週1回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	使用済み小型家電		家庭系	3 t	市内全域	拠点	随時	エコトピア亀岡 (保管施設)
	使用済み乾電池		家庭系	14 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	廃蛍光管		家庭系	2 t		拠点	随時	民間処理施設
	生ごみ・食用油		家庭系	12 t	—	戸別	随時	民間処理施設
新聞・雑誌・段ボール・古布		家庭系	3,251 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設	

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	准連続燃焼式
	公称能力	120 t/日 (60 t/炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	13,506 t/年
	許可業者	6,255 t/年
	その他	410 t/年
残渣の量及び処分方法		2,700 t/年(海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物の見込量である。

## 6 最終処分計画

## (1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	13,740㎡
	埋立容量	77,920㎡
	残余容量	48,052㎡
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	1,212 t /年
	許可業者	47 t /年
	その他	173 t /年
年間埋立容量		2,630㎡
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

## (2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,700 t /年

## 7 生活排水処理実施計画

## (1) 生活排水処理計画

区分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、蕨田野町の各一部又は全部	73,150人
特定環境保全公共下水道	保津町	1,629人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	7,116人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	57人
浄化槽	市内全域	4,939人
その他（委託業者）	市内全域	4,610人

## (2) し尿・汚泥の処理計画

## ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	6,197k1/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	5,073k1/年	随時	戸別	市内全域

## イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	若宮工場
	所在地	亀岡市大井町並河若宮筋36番地の1
	処理方式	好気性消化処理方式＋高度処理
	公称能力	114k1/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	6,197k1/年
	許可業者	5,073k1/年
脱水汚泥・残渣の発生量及び処分方法		400 t (民間業者に委託)

処理施設の概要	施設名	半国浄化センター(農業集落排水処理施設)
	所在地	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地他
	処理方式	オキシデーション・ディッチ方式
	公称能力	306 m <sup>3</sup> /日
脱水汚泥の発生量及び処分方法		36 t (民間業者に委託)

## ウ 最終処分計画

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	436 t/年

「揭示済」

## 亀岡市告示第33号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を別紙のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

## 亀岡市長 栗山正隆

会社名等	住 所	電話番号
中井商店	亀岡市余部町古城21番地	22-0012
ファミリーマート亀岡余部町店	亀岡市余部町大塚21番地2	29-1631
本間煙草店	亀岡市余部町中条21番地	22-2839
セブーンイレブン亀岡余部店	亀岡市余部町天神又8-6	22-7665
NPO 法人自立支援センターかめおか太陽共同作業所	亀岡市余部町榎又61番地	25-5399
亀岡メンテナンス㈱	亀岡市荒塚町2丁目4番12号	24-6777
南丹清掃㈱	亀岡市荒塚町2丁目14番10号	22-4488
服部タバコ店	亀岡市荒塚町1丁目5番5号	22-2199
㈱マツモト荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ヶ嶋6番地	22-8588
畑荒物店	亀岡市内丸町28番地	22-0351
三木たばこ店	亀岡市内丸町2番地	22-2372
リカーショップハラダ	亀岡市宇津根町土井ノ内36番地5	24-2788
加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9	22-1403
亀岡商業協同組合ふれ愛エコステーション	亀岡市追分町馬場通19番地2 プティ会館2F	22-6161
(同) 西友亀岡店	亀岡市追分町馬場通15番地1	24-0111
ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13	23-8356
㈲マルセン亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5	22-0230
ファミリーマート亀岡追分町店	亀岡市追分町藪ノ下11番5	21-1226
㈱ウエダ本社	亀岡市河原町77番地	22-1890
㈱ウエダ家電店	亀岡市河原町200番地16	22-3082
黒田食料品店	亀岡市河原町34番地	22-0122
㈲マルセン河原町店	亀岡市河原町3番地	22-0051
山口電機㈱本店	亀岡市河原町169番地	22-0837
ファミリーマート亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1	29-5036
㈱栄広堂	亀岡市河原町24番地	22-0146
大倉写真事務所	亀岡市北町30番地	22-0460
協同組合 亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号	24-1414
ドラッグユタカ亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地	22-5009
イオンリテール㈱イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地	22-3113
㈲桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地	22-0233
㈱アヤハディオ亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号	25-4646
サークルK亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号	29-6301
㈱サンフェステ業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号	21-1780
ふるさと産品直売所矢田の里	亀岡市下矢田町君塚16	21-0154
㈲桂商店中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地	22-3044
㈱マツモト中央店	亀岡市西堅町61番地1	24-3811
ローソン亀岡西町店	亀岡市西町41番地	25-5886
ミゾツラ電器	亀岡市旅籠町31番地	22-5856
成田米穀	亀岡市旅籠町32番地	22-0518
神田彰栄堂	亀岡市三宅町1丁目2番2号	24-3720
大道建具店	亀岡市三宅町40番地	22-4792
BEERSおぎた	亀岡市柳町63番地	22-0786
(同) 五葉乃松	亀岡市横町36番地	22-0089
加地荒物店	亀岡市安町24番地37	22-0210
亀岡市役所内母子会売店	亀岡市安町野々神8番地	22-3131(代)

亀岡米穀旬	亀岡市安町33番地	22-0919
株式会社くらしの店丹和	亀岡市安町17番地	22-4147
株式会社黒川安町店	亀岡市安町52番地	22-0077
マンマル産業株式会社	亀岡市安町25番地	22-0572
株式会社ハートフレンドフレスコ亀岡安町店	亀岡市安町釜ヶ前89	29-6801
フードショップインダ	亀岡市東別院町東掛岩脇4番地	27-2009
東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1	27-2001
中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地	27-2521
きく屋	亀岡市西別院町柚原北谷9番地	27-2253
上田食料品店	亀岡市曾我部町穴太裏条2番地	22-5429
ミニストップ亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚54番地	25-4628
福知商店	亀岡市曾我部町犬飼古道11番地6	22-0621
セブン-イレブン亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚22番地1	22-7721
岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18	23-4130
オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51	23-6945
木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11	22-0753
ファミリーマート亀岡曾我部町店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1	24-2302
ローソン京都学園大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12	22-7008
原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1	22-2208
吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地	25-2361
吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地	22-0196
魚繁石野商店	亀岡市蕨田野町太田油田3番地	22-0654
栗山商店	亀岡市蕨田野町奥条門田36番地	23-2076
小瀬甘開堂	亀岡市蕨田野町佐伯浦亦29番地	22-0652
社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市蕨田野町佐伯大門30番地1	24-2596
株式会社大多商店	亀岡市蕨田野町佐伯西ノ辻40番地	22-0641
ローソン亀岡ひえだの町店	亀岡市蕨田野町佐伯浦亦15番地1	24-3223
蕨田野町自治会	亀岡市蕨田野町佐伯西ノ辻9番地1	22-3840
本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地	26-3001
中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地	26-3088
サークルK亀岡本梅町店	亀岡市本梅町中野大向8-4	26-6031
かね新商店	亀岡市本梅町西加舎佃23番地	26-3012
奥村酒店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地	26-3019
畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	28-2752
Yショップ山内商店	亀岡市畑野町広野高橋17番地2	28-3275
社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21	26-5434
宮本酒店	亀岡市宮前町猪倉猪尻11番地2	26-2586
森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地	26-2199
柿谷食料品店	亀岡市宮前町宮川平岩19番地	26-2569
西田食料品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2	26-2028
ファミリーマート亀岡宮前町店	亀岡市宮前町宮川稲荷111-3	26-6055
東本梅町自治会	亀岡市東本梅町赤熊蟻間野35-1	26-2504
コーナン商事株式会社 ホームセンターコーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐柿木原4番地1	22-7571
谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号	24-0003
株式会社マツモト大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号	24-5858
大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号	22-0157
ミニストップ亀岡大井町土田店	亀岡市大井町土田3丁目5番3号	24-7234
シミズ薬品株式会社ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号	29-2624

(株)おくむら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号	24-4387
ふくしま	亀岡市大井町並河2丁目11番36号	23-9477
全国農業協同組合連合会京都府本部 農業の店亀岡	亀岡市大井町並河2丁目1番6号	25-8020
ファミリーマート亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目22番3号	29-5979
セブンイレブン亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号	22-7100
(株)さとう フレッシュバザール亀岡店	亀岡市大井町並河坂井67番地	25-3310
(有)プレミアム セブンイレブン亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目5番10号 108号	25-0696
ドラッグユタカ千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6	24-5088
(有)さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号	22-3123
ぺとる (マツモト千代川店内)	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	22-4422
(株)マツモト千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	24-8128
永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田63番地	22-5308
(株)サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3	22-8176
ファミリーマート亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地2	21-2350
クスリキリン堂亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地14	21-1060
浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号	23-1150
ローソン亀岡千代川店	亀岡市千代川町千原2丁目12番1号	21-2203
美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号	24-0720
かどや百貨店	亀岡市馬路町住吉15番地6	23-5266
(有)橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7	22-1135
人見たばこ店	亀岡市馬路町住吉4番地	22-5290
馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1	22-0661
浅田商店	亀岡市馬路町前ノ側9番地	23-0367
中川商店	亀岡市馬路町前ノ側22番地	22-0686
中沢商店	亀岡市馬路町万年42番地5	23-6246
ファミリーマート亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取24番地2	29-6031
旭町自治会	亀岡市旭町年角25番地	22-5533
川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1	24-5440
千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	22-0682
主原商店	亀岡市千歳町毘沙門西条15番地	24-3095
河原林町自治会	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1	22-0120
吉田商店	亀岡市保津町上火無28番地43	24-2021
関口電機	亀岡市保津町構ノ内54番地3	22-3224
保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内53番地	22-0810
魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上18番地	22-0143
(株)かさや木村商店	亀岡市保津町宮ノ上13番地	22-0323
タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町沢目52番地	22-0278
セブンイレブン亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1	23-1202
セブンイレブン亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1	24-2405
スマイリングかめおか	亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37 モールショップ馬堀内	24-5065
(株)マツモトうまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2	23-2266
ローソン亀岡馬堀駅前店	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目201番7号	22-4533
ローソン亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内43番地3	29-2005
(株)石野商店	亀岡市篠町柏原町頭45番地	22-0746
井内商店	亀岡市篠町篠中北裏65番地	22-0754
くすり光琳	亀岡市篠町篠野田10番地39	22-5586
(有)隅田農園 隅田酒店	亀岡市篠町篠上中筋28番29番合地	22-0116
サークルK亀岡篠町店	亀岡市篠町篠下西裏41番地1	29-5772

サークルK亀岡イトーピア店	亀岡市篠町浄法寺茶蔭谷20番地5	22-4546
(株)スギ薬局ジャパン亀岡店	亀岡市篠町浄法寺松岡23番地3	24-4232
シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村39番地1	29-2625
(株)ハートフレンドフレスコ亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村45番地1	29-6661
アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又11番地1	25-4111
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1	29-6703
竹茂商店	亀岡市篠町広田1丁目13番8号	23-4863
(株)酒井商店広田店	亀岡市篠町広田3丁目7番1号	23-8467
(株)酒井商店見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号	23-8022
かつばや	亀岡市篠町見晴5丁目1番1号	24-1215
山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号	24-8130
(株)サンフェステ業務スーパー篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号	29-5686
(有)桂商店西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号	24-6800
西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号	23-2444
セブシーイレブン亀岡西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目49番2号	22-5520
(有)ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号	23-9996
(株)マツモトピアタウン店	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番3号	25-2358
リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号	24-8639

「揭示済」

---

 亀岡市告示第34号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
京都市下京区西七条掛越町65番地 公益社団法人京都府獣医師会 会長理事 清水 弘司	狂犬病予防注射済票交付手数料

## 2 委託の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第35号

亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年亀岡市告示第61号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第4条第1項中「1万円」を「6千円」に改め、同条第2項を削る。

第7条第1項第1号中「平成26年」を「平成27年」に改める。

第8条第3項中「当該臨時福祉給付金」を「当該者に係る臨時福祉給付金」に改める。

第11条第1項中「（次項において「不当利得」という。）」を削り、同条第2項を削る。

別記1中「1万円」を「6千円」に改め、別記1第1号ア中「平成26年」を「平成27年」に改め、同号エ中「平成8年」を「平成9年」に、「平成6年」を「平成7年」に改め、同号エ(オ)中「児童自立生活援助事業に」の次に「おける住居に」を加え、同号オ(イ)中「保護命令（」の次に「配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、」を加え、同号カ中「平成26年度分」を「平成27年度分」に改め、別記1第2号中「同年3月31日」を「平成27年10月1日」に改め、別記1第6号ア中「。以下この号において「障害者虐待防止法」という。」を削り、「、障害者虐待防止法」を「、同法」に改め、同号イ中「昭和24年」を「昭和25年」に改め、「。以下この号において「高齢者虐待防止法」という。」を削り、「、高齢者虐待防止法」を「、同法」に改める。

別記2を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第36号

亀岡市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱（平成26年亀岡市告示第62号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的なを」「平成27年度子育て世帯臨時特例給付金支給要領」（平成27年雇児発0413第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な」に改め、「実施する」の次に「、平成27年度の」を加える。

第3条第2項中「1万円」を「3千円」に改める。

別記1第1号中「平成26年1月分」を「平成27年6月分」に改め、「同法附則第2条第1項の給付を含む。」及び「であつて、その平成25年の所得が同法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないもの」を削り、別記1第2号中「次のいずれかに該当する児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）に係る平成26年2月分の児童手当の支給を受ける者

であって、その平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないものを「平成27年5月31日（以下「基準日」という。）において児童手当の支給要件に該当するものとして市が認める者」に改め、同号ア及びイを削り、別記1第3号中「及びこの号の規定により給付金を支給される者（同表の1の項及び3の項の右欄に掲げる者に限る。）に係る前2号に規定する者の平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額以上である場合」を削り、同号の表1の項中「当該者の」の次に「次項の」を加え、同表2の項中「次項の対象児童」を「基準日における児童手当（児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。以下この号において同じ。）の支給要件に該当する者に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）」に、「児童手当法」を「同法」に改め、「（特別区を含む。以下同じ。）」の次に「その他の当該支給要件に該当する者を基準日における児童手当の支給要件に該当するものとして認める市町村」を加え、「（その後施設入所等児童でなくなったことを把握した場合において、まだこの項の右欄に掲げる者に対して給付金の支給が決定されていないときを除く。）」を削り、同表3の項中「同法附則第2条第3項において準用する場合を含み、当該配偶者が監護し、かつ、生計を同じくする全ての対象児童が15歳に達する日以後の最初の2月28日を経過した日以後である」を「市が適当と認める」に改める。

別記2中「平成26年1月分」を「平成27年6月分」に、「当該者に支給される同年2月分の児童手当に係る児童（同号ア又はイに掲げる児童に限る。）」を「同号の規定により児童手当の支給要件に該当するものと市が認めたものに係る児童」に改め、別記2第1号中「基準日」の次に「の翌日」を加え、別記2第2号か

ら第6号までを削り、別記2第7号中「住民基本台帳法」の次に「（昭和42年法律第81号）」を加え、同号を第2号とする。

別記3第1号中「基準日において市の住民基本台帳に記録されている」を「市から平成27年6月分の児童手当を支給される」に改め、別記3第2号中オを削り、エをオとし、ウをエとし、イを削り、同号ア中「基準日以前」を「第1項第2号に規定する者のうち、基準日以前」に、「初めて市町村」を「初めて市」に、「もののうち、市に対して同法第24条に規定する転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。）をした者であって、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届（同法第22条第1項の規定による届出をいう。）をしたもの」を「者（カに掲げる者に該当する者を除く。）」に改め、同号中アをウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 第1項第1号に規定する者のうち、児童手当法第17条第1項に規定する公務員であって、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の認定をした同法第17条第1項の表の下欄に掲げる者その他これらの者に準ずる者に基準日における当該公務員の住所地を市として把握されている者

イ 第1項第2号に規定する者のうち、基準日において市の住民基本台帳に記録されている者（カに掲げる者に該当する者を除く。）

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第37号

亀岡市自治会等掲示板設置事業補助金交付要綱（平成20年亀岡市告示第38号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

題名を次のように改める。

亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金交付要綱

第1条中「掲示板設置事業」を「掲示板設置事業及び改良事業」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

（補助対象事業）

第3条 亀岡市自治会等掲示板整備事業等補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 掲示板の設置用地が確保され、設置する掲示板の維持管理について全て自治会等で行えるとともに、十分な活用を図ることのできる自治会等が行う掲示板の新設又は建替え事業
- (2) 亀岡市が設置した掲示板（亀岡市宅地開発等に関する指導要綱技術基準に基づき設置された掲示板を含む。以下同じ。）に自治会等が広報物等の飛散防止対策を行うための改良事業（事業費が10,000円以上のものに限る。以下同じ。）

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 自治会等が行う掲示板の新設又は建替え事業 補助対象事業費の2分の1以内とし、掲示板1基当たり50,000円を限度とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる

ものとする。

- (2) 自治会等が行う掲示板の改良事業 補助対象事業費の2分の1以内とし、掲示板1基当たり20,000円を限度とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第5条中「亀岡市自治会等掲示板設置事業補助金交付申請書」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金交付申請書」に改める。

第7条第1項中「亀岡市自治会等掲示板設置事業計画変更申請書」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等計画変更申請書」に改める。

第8条中「亀岡市自治会等掲示板設置事業補助金実績報告書」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金実績報告書」に改める。

第9条中「亀岡市自治会等掲示板設置事業補助金確定通知書」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金確定通知書」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「亀岡市自治会等掲示板設置事業補助金交付申請書」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金交付申請書」に、「自治会等掲示板設置事業補助金として」を「自治会等掲示板設置事業等補助金として」に、「亀岡市自治会等掲示板設置事業補助金交付要綱」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金交付要綱」に改める。

別記第2号様式中「亀岡市自治会等掲示板設置事業補助金の」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金の」に、「亀岡市自治会等掲示板設置事業補助金交付要綱」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金交付要綱」に改める。

別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に、「亀岡市自治会等掲示板設置事業計画変更申請書」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等計画変更申請書」に、「亀岡市自治会等掲示板設置事業計画を」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等計画を」に、「亀岡市自治会等掲示板設置

事業補助金交付要綱」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金交付要綱」に、「1 補助事業名 自治会等掲示板設置事業」を「1 補助事業名 自治会等掲示板設置事業・自治会等掲示板改良事業」に、

「

設置場所		
------	--	--

」

を

「

設置場所		
改良内容		

」

に改める。

別記第4号様式中「あて先」を「宛先」に、「亀岡市自治会等掲示板設置事業補助金実績報告書」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金実績報告書」に、「亀岡市自治会等掲示板設置事業が」を「亀岡市自治会等掲示板 事業が」に、「亀岡市自治会等掲示板設置事業補助金交付要綱」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金交付要綱」に、「設置場所」を「設置・改良場所」に改める。

別記第5号様式中「亀岡市自治会等掲示板設置事業補助金確定通知書」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金確定通知書」に、「自治会等掲示板設置事業補助金」を「自治会等掲示板設置事業等補助金」に、「亀岡市自治会等掲示板設置事業補助金交付要綱」を「亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金交付要綱」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第38号

亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金  
交付要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市自主防災会防災資機材整備  
事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、自主防災会が保有管理している防災備品の更新等を促進し、自主防災体制の維持、充実を図るため、自主防災会に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災会 地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため、住民が連帯協同して、地域の実情に応じ亀岡市内に自主的に設置運営する防災会をいう。
- (2) 防災資機材 過去に亀岡市等が整備し、自主防災会が管理している備品等をいう。

(補助対象事業)

第3条 亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業は、防災資機材の更新及び修繕に係る事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業費の2分の1以内とし、1年度につき200,000円以内を限度とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災会（以下「申請自主防災会」という。）は、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、その適否を亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請自主防災会に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定の通知に際して、必要な条件を付けることができる。

(計画変更の承認)

第7条 申請自主防災会は、補助事業の計画に変更が生じたときは、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金交付の変更の承認をした場合は、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金変更承認（却下）通知書（別記第4号様式）により、速やかに申請自主防災会に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請自主防災会は、当該事業を完了した日から起算して1箇月を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに亀岡市自主

防災会防災資機材整備事業補助金実績報告書  
(別記第5号様式)に関係書類を添えて市長  
に提出しなければならない。

(確定及び交付)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受  
けたときは、必要な調査を行い、適当と認  
めたときは、補助金額を確定し亀岡市自主防  
災会防災資機材整備事業補助金確定通知書  
(別記第6号様式)により当該自主防災会に  
通知し、これを交付する。

2 補助金の請求は、亀岡市自主防災会防災資  
機材整備事業補助金交付請求書(別記第7号  
様式)をもって行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、申請自主防災会が次の各号  
のいずれかに該当するときは、補助金の交付  
決定の全部又は一部を取り消し、既に交付し  
た補助金があるときはその全部又は一部の返  
還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定又は第6条第2項に規定  
する交付の決定に付された条件に違反した  
とき。
- (2) 偽りの申請その他不正な手続により補助  
金の交付決定を受けたとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当と認められると  
き。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助  
金の交付について必要な事項は、市長が別に  
定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式(第5条関係)

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

亀岡市指令 第 号

(宛先) 亀岡市長

様

申請者  
住所又は所在地  
組織名称  
代表者氏名  
(連絡先 TEL (☎ ) )

亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付決定(却下) 通知書

年 月 日付で申請のありました亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金については、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定(却下) します。

亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付申請書

年度において、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業を実施しますので、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

亀岡市長 印

記

記

1 事業計画

\_\_\_\_\_ 円  
【内訳】  
\_\_\_\_\_ 円

2 必要経費

\_\_\_\_\_ 円

3 交付申請額

\_\_\_\_\_ 円

4 完了予定年月日

年 月 日

- 注1 防災資機材の現状がわかる写真を添付してください。
- 注2 必要経費に係る見積書(写)を添付してください。
- 注3 必要に応じて、位置図を添付してください。

1 決定 補助金決定額 金 円

2 却下 理由

(教示)

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第7条関係）

(宛先) 亀岡市長

申請者  
住所又は所在地  
組織名称  
代表者氏名  
(連絡先 TEL )

年 月 日

第4号様式（第7条関係）

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金変更承認（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金の変更については、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金を下記のとおり変更したいので、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1 変更理由

1 内容変更

変更後の補助金決定額 金 円

2 却下

理由

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- この決定については、この決定において亀岡市を代表する者は、亀岡市長から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を提起する者は、亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式 (第8条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

報告者  
住所又は所在地  
組織名称  
代表者氏名  
(連絡先 TEL )

様

第6号様式 (第9条関係)

年 月 日

亀岡市長 印

亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた亀岡市  
自主防災会防災資機材整備事業補助金について、下記のとおり実施しましたので、亀岡市自  
主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき報告します。

亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金確定通知書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定しました亀岡市自  
主防災会防災資機材整備事業補助金については、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助  
金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおりその額を確定しましたので通知しま  
す。

記

なお、交付要綱第9条第2項の規定に基づく補助金交付請求書を提出してください。

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 整備完了年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

- 注1 防災資機材の整備状況がわかる写真を添付してください。
- 注2 必要経費に係る領収書(写)を添付してください。
- 注3 必要に応じて、位置図を添付してください。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

請求者  
住所又は所在地  
組織名称  
代表者氏名  
（連絡先 TEL 〇〇〇〇）

亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金について、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき補助金の交付を請求します。

記

請求金額					0	0	0	円
振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農協同組合			本店	支店	出張所	
	預金種別	普通・当座	口座番号					
	フリガナ 口座名義人							

請求書の「組織名称」と振込希望金融機関の口座名義中の名称が異なる場合は、委任状に記入、押印ください。

委任状

私は、\_\_\_\_\_に、年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金の受領に関する権限を委任します。

（宛先）亀岡市会計管理者

住所又は所在地  
組織名称  
代表者氏名  
〇〇〇〇

「揭示済」

亀岡市告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条及び介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定により、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納事務を委託したので、次のとおり告示する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 委託の相手方

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社  
代表取締役社長 古城 幸雄

提携コンビニエンスストア（（ ）内はチェーン名）

東京都中央区日本橋一丁目1番1号  
国分グローサースチェーン株式会社  
（コミュニティ・ストア）

愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号  
株式会社ココストア（ココストア、エブリワン）

茨城県土浦市小松二丁目13番1号  
株式会社ココストアイースト（ココストア）

愛知県稲沢市天池五反田町1番地  
株式会社サークルKサンクス（サークルK、サンクス）

東京都港区港南1丁目8番27号  
株式会社しんきん情報サービス（MMK設置店）

神奈川県横浜市中区日本大通17番地  
株式会社スリーエフ（スリーエフ）

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地  
株式会社セイコーマート（セイコーマート、スーパー（北海道）、ハセガワストア、タイエー）

群馬県前橋市亀里町900番地  
株式会社セーブオン（セーブオン）

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
（セブン-イレブン）

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社ファミリーマート（ファミリーマート）

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポプラ（ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家）

東京都千代田区神田錦町1丁目1番地

ミニストップ株式会社（ミニストップ）

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

山崎製パン株式会社（デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア）

東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社ローソン（ローソン、ローソンマート、ローソンストア100）

2 委託した収納事務

亀岡市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に係るコンビニエンスストア収納事務

3 委託を必要とする理由

市民サービスの向上と収納事務の効率化等を図ることから、コンビニエンスストア収納の事務を私人に委託する。

4 委託期間

平成27年4月1日から  
平成32年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第40号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第41号

亀岡市総合教育会議設置要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市総合教育会議設置要綱

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、亀岡市の教育に資するため、亀岡市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（構成員）

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第3条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務につ

いて協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重するものとする。

（意見聴取）

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求める等により、当該協議すべき事項に関してその意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（議事録）

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により会議を非公開としたときは、これを公表しないことができる。

（事務局）

第7条 会議の事務局は、企画管理部夢ビジョン推進課に置く。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第42号

亀岡市都市計画提案手続に関する要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市都市計画提案手続に関する  
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定による市に対する都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 計画提案者 市に計画提案を行おうとする者をいう。
- (2) 土地所有者等 計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地の区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。

(提案)

第3条 市に提案することができる都市計画は、法に規定する市が定める都市計画（法第6条の2及び第7条の2に規定する都市計画を除く。）とする。

(事前相談等)

第4条 計画提案者は、当該計画提案に係る都

市計画の素案の内容等について、市に事前に相談するよう努めるものとする。

- 2 市は、前項に規定する事前相談があったときは、計画提案者の意向の把握に努めるとともに、計画提案制度の概要、計画提案に必要な図書等について説明を行うものとする。
- 3 市は、必要があると認めるときは、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容について、関係行政機関等と事前に調整を行うものとする。
- 4 市は、前項に規定する事前調整を行うに当たり必要があると認めるときは、計画提案者に協力を求めることができる。

(提案書の提出等)

第5条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第13条の4第1項の提案書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 計画提案者は、省令第13条の4第1項第1号に掲げる都市計画の素案として、次の各号に掲げる図書を市に提出するものとする。

- (1) 都市計画の種類、名称、位置、区域、面積及び提案理由等が具体的に記載された書類（別記第2号様式）
- (2) 計画図（当該計画提案に係る都市計画を定める区域を明らかにした縮尺2,500分の1以上の図面）

3 計画提案者は、法第21条の2第3項第2号の同意を得たことを証する書類として次の各号に掲げる図書を市に提出するものとする。

- (1) 土地所有者等の3分の2以上の同意を証する書類（別記第3号様式）
- (2) 当該計画提案に係る都市計画の素案に同意した土地所有者等の同意を証する書類（別記第4号様式）
- (3) 全土地所有者等一覧表（別記第5号様式）及び土地の位置関係が分かる図面
- (4) 当該計画提案に係る都市計画を定める区

域の土地の公図の写し及び登記事項証明書並びに借地権を有する者が当該借地権の目的である土地の上に有する建物の登記事項証明書（借地権の登記がない場合に限る。）又はその写し

(5) 当該計画提案に係る土地所有者等の計画提案への不同意の理由書（別記第6号様式）

(6) 周辺環境への影響に関する検討書類（別記第7号様式）

(7) 地権者及び周辺住民等への説明に関する報告書類（別記第8号様式）

4 計画提案者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為を市に提出するものとする。

5 計画提案者が、省令第13条の3で定める団体である場合にあっては、次に掲げる図書を市に提出するものとする。

(1) 次のいずれかに該当することを証する書類

ア 省令第13条の3第1号イに該当する団体にあつては、法第29条第1項の規定による開発行為に係る許可通知書の写し及び法第36条第2項の規定による開発行為に関する工事の検査済証の写しその他の開発行為を行ったことを証する書類

イ 省令第13条の3第1号ロに該当する団体にあつては、法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為を行ったことを証する書類

(2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下同じ。）のうちに省令第13条の3第2号イ、ロ又はハに該当する者がいないことを証する次に掲げる書類

ア 役員の一覧表

イ 誓約書（別記第9号様式）

ウ 役員全ての住民票の写し

（計画提案者に対する協力要請）

第6条 市は、計画提案者に対し、前条に規定する図書以外の図書の提出その他必要な協力を求めることができる。

（計画提案の受理）

第7条 市は、計画提案があつた場合は、提出図書の確認を速やかに行い、提案に必要な要件を満たしていると認められるときは、これを受理する。

2 市は、提出図書に補正すべき事項があると認めるときは、計画提案者に提出図書の補正を求める。

3 市は、前項の規定による補正が行われなときは、計画提案者に手続が進められない旨の通知を行うことができる。

4 市は、前項の通知を行ったときは、補正が行われるまで計画提案の手続きを保留するものとする。

（計画提案に係る都市計画の素案の閲覧）

第8条 市は、計画提案を受理したときは、遅滞なく、都市計画の決定又は変更をする必要があると認めたときにあっては法第20条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該計画提案に係る都市計画を決定した旨を告示した日まで、法第21条の5第1項の規定により都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断した旨及びその理由を計画提案者に通知する場合にあつては当該通知をする日まで、第5条第2項の都市計画の素案を閲覧に供するものとする。

2 市は、前項の閲覧を開始したときはその旨を、終了したときはその旨並びに手続の経緯及び結果を、市ホームページに掲載するものとする。

（計画提案の取下げ）

第9条 計画提案者は、計画提案の取下げを行

う場合は、都市計画提案取下書（別記第10号様式）を市に提出しなければならない。

（府との調整等）

第10条 市は、計画提案がされたときは、必要に応じて、京都府に第5条第2項の都市計画の素案を添えて通知し、調整を図るものとする。

2 市は、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現するために、京都府が定める都市計画の決定又は変更が必要であると認めるときは、その旨を計画提案者及び京都府に通知し、京都府と連携を図るものとする。

（判断基準）

第11条 市は、当該計画提案に係る法第21条の3の判断を、次に掲げる事項を総合的に評価して行うものとする。

- (1) 法第13条及びその他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準並びに国及び京都府が定める都市計画に関する基準等に適合するものであること。
- (2) 市のまちづくりに関する方針に適合するものであること。
- (3) 周辺環境への影響に配慮されていること。
- (4) 土地所有者等、周辺住民等への説明及び合意形成が図られていること。

（素案の一部を実現する場合の措置）

第12条 市は、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の一部を変更して都市計画の案を作成すべきであると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を計画提案者及び京都府に通知するものとする。

（決定等をしない場合の措置）

第13条 市は、法第21条の5第2項の規定により亀岡市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴こうとするときは、あらかじめ、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をしようとする旨及びそ

の理由を計画提案者及び京都府に通知するものとする。

2 市は、法第21条の5第1項の規定により当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断した旨を計画提案者に通知したときは、その旨及びその理由を京都府に通知するものとする。

（計画提案者による意見書の提出）

第14条 計画提案者は、前条第1項の通知を受けたときは、その通知を受けた日から起算して2週間以内に、当該通知内容について、市に意見書を提出することができる。

2 市は、法第21条の5第2項の規定により審議会の意見を聴こうとするときは、前項の規定により提出された意見書の要旨を審議会に提出しなければならない。

（計画提案者への情報提供）

第15条 市は、計画提案に係る手続の進行状況を考慮し、必要と認める場合は、計画提案者に対し、手続の進行状況に関する情報を提供するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

第2号様式 (第5条関係)

計 画 書

都市計画の種類 (該当する都市 計画の種類を全 てご記入くださ い。)		
名 称		
位 置	亀岡市 位置図 (総括図) のとおり	
区 域	計画図のとおり	
積 面 (ヘクタール)		
提 案 理 由		
提 案 の 内 容	現在の都市計画	
	提案する都市計画	
提案によるまち づくり上の効果		

別記第1号様式 (第5条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

提案者 住所 〒

氏名

④

電話

都市計画提案書

都市計画法第21条の2の規定に基づき、下記の書類を添えて、都市計画の  
決定  
変更  
をす  
ることを提案します。

記

添付書類

- ・提案者となれることを証する書類
- ・計画書 (別記第2号様式)
- ・計画図
- ・法定以上の同意を証する書類 (別記第3号様式)
- ・同意書 (別記第4号様式)
- ・全土地所有者等一覧表 (別記第5号様式) 及び土地の位置関係が分かる図面
- ・計画提案対象区域内の土地に係る登記事項証明書及び公図の写し
- ・周辺環境への影響に関する検討書類 (別記第7号様式)
- ・地権者及び周辺住民等への説明に関する報告書類 (別記第8号様式)
- ・その他計画内容の説明等に必要資料

注意

- 1 氏名を記載し、押印することによって、本人が自署することができます。
- 2 連名で計画提案を行う場合は、代表者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。
- 3 法人又は団体が計画提案を行う場合は、提案者の住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄には名称及び代表者の氏名を記入し、押印欄には代表者印を押印してください。

第3号様式（第5条関係）

法定以上の同意を証する書類

1 提案対象区域内の土地所有者等の数による同意率の確認

同意した所有者数	(A)	(C) = (A) + (B)	
同意した借地権者数	(B)	人	人
総所有者数	(D)	(F) = (D) + (E)	人
総借地権者数	(E)	人	
法定以上の同意の確認	(C) ÷ (F) × 100 =	(F) × 2/3 × 100 =	※2/3以上 %

2 提案対象区域内の土地面積による同意率の確認

同意した者が所有する土地の地積	(G)	(I) = (G) + (H)	
同意した者が所有する借地権の目的となっている土地の地積	(H)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
総地積	(J)	(L) = (J) + (K)	m <sup>2</sup>
借地権の目的となっている土地の総地積	(K)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
法定以上の同意の確認	(I) ÷ (L) × 100 =	(L) × 2/3 × 100 =	※2/3以上 %

注意

- 1 提案対象区域内において、国又は地方公共団体が所有している土地で公共施設の利用に供されているものは除いてください。
- 2 同意した者の所有割合、借地割合等に応じ、抜分した数字を記入してください。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

住所（法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話

㊤

同意書

私は、都市計画法第21条の2の規定に基づき、提案区域に私が所有権（借地権）を有する下記の土地を含めること及び都市計画の決定等の提案を行うことに同意します。

記

1 同意する者の土地

所在及び地番	地目	登記地積 (m <sup>2</sup> )	権利の種類	権利を有する割合

2 同意する都市計画提案

計画提案者氏名 (代表者名)	
名称	
内容	

注意

- 1 氏名を記載し、押印することによって、本人が自署することができます。
- 2 共有名義の土地は、共有者の連署とし、共有者全員の同意が得られない場合は、同意する権利者が権利を有する割合を明記してください。



第7号様式（第5条関係）

周辺環境への影響に関する検討

提案する都市計画によって生じると予測される周辺環境への影響に対する検討又は配慮した内容は次のとおりです。

項目	検討・配慮した内容
都市基盤（周辺道路、交通処理計画など）への影響	
都市環境（日照、景観、騒音、振動など）への影響	
自然環境（大気、水質など）への影響	
生態系（動植物など）への影響	
その他（ ）	

注意

- 1 提案する都市計画の決定又は変更によって周辺環境などに生じると予測される影響や効果について、検討又は配慮された内容を記入してください。
- 2 その他について記入される場合は、具体的な項目があれば項目欄に項目の名称を記入してください。

第8号様式（第5条関係）

地権者及び周辺住民等への説明に関する報告

1 説明会等開催状況

開催番号	開催日時	場所	参加人数	対象範囲	周知方法
1			人		

2 参加者の意見及び質疑応答

開催番号	意見番号	参加者の意見又は質問	計画提案者の回答

3 添付資料

注意

- 1 開催番号欄は、説明会の整理番号を記入してください。
- 2 意見番号欄は、説明会ごとに意見等の整理番号を付して記入してください。
- 3 参加者名簿、議事要旨、説明会資料があれば添付してください。

第9号様式 (第5条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

役員 住所  
氏名  
電話

㊞

誓 約 書

私は、都市計画法施行規則第13条の3第2号イ、ロ又はハに該当しないことを誓約します。

第10号様式 (第9条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

提案者 住所  
氏名  
電話

㊞

都市計画提案取下書

都市計画法第21条の2の規定に基づき、下記の計画提案を取り下げます。

記

- 1 都市計画提案書の提出日
- 2 計画提案の名称
- 3 計画提案の内容

注意

- 1 都市計画法第21条の2第2項に規定するまちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体であるとして計画提案を行う場合は、役員ごとに誓約書を作成し提出してください。
- 2 役員とは、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含みます。

「揭示済」

亀岡市告示第43号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、亀岡市景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 景観計画の名称  
    亀岡市景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域  
    亀岡市全域
- 3 効力の発生する日  
    平成27年10月1日
- 4 縦覧場所  
    亀岡市安町野々神8番地  
    亀岡市役所まちづくり推進部都市計画課  
    （市役所2階）  
    市民情報コーナー（市役所1階）

「揭示済」

亀岡市告示第44号

亀岡市景観形成助成金交付要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市景観形成助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、亀岡市景観条例（平成27年亀岡市条例第17号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、良好な景観の形成を行うため、地域の景観づくりを推進する事業を行う者に対し、予算の範囲内において景観形成助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

（助成対象事業等）

第3条 この要綱における助成対象事業に係る対象地域、対象者、事業内容、助成対象経費、助成率、限度額等については、別表第1に定めるとおりとする。

（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市景観形成助成金交付申請書（別記第1号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、亀岡市景観形成助成金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 他の補助金制度等の対象となる事業は、他の補助金制度等の額にこの要綱における助成交付額を加えた額が、助成対象事業費を超えない範囲内において助成するものとする。

（交付の特例）

第6条 市長は、助成金の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）が、助成金の目

的を達成するため特に必要があると認めるときは、1回に限り助成金の交付決定額の2分の1を限度として、概算払により交付することができる。

2 前項の規定により助成対象者が助成金の概算払を受けようとするときは、亀岡市景観形成助成金概算払交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の変更等）

第7条 助成対象者が、当該助成対象事業を変更しようとするときは、亀岡市景観形成助成金事業変更申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、変更を承認したときは、亀岡市景観形成助成金事業変更交付決定（却下）通知書（別記第5号様式）により助成対象者に通知するものとする。

（事業遅延の報告）

第8条 助成対象者は、助成事業が予定期間内に完了することができずと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、亀岡市景観形成助成事業遅延報告書（別記第6号様式）を速やかに市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 助成対象者は、事業が完了したときは、当該事業を完了した日から起算して1箇月を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、亀岡市景観形成助成金事業実績報告書（別記第7号様式）に別表第3に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（検査等）

第10条 市長は、助成対象者に対し、必要な

指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

（助成金の額の確定）

第11条 市長は、第9条に規定する実績報告書を受けたときは、当該実績報告書の内容を審査し、その報告に係る成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに当該助成金の額を確定し、亀岡市景観形成助成金交付確定通知書（別記第8号様式）により助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、第6条第1項の規定により概算払を行った場合で当該概算払の額が前項に規定する助成金の確定額を超えるときは、助成対象者にその差額の返還を命ずるものとする。

（助成金の請求及び交付）

第12条 助成対象者は、前条の通知を受けたときは、亀岡市景観形成助成金交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求を受けたときは、当該請求に係る助成金を助成対象者に交付するものとする。

（助成金の返還等）

第13条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により助成金の交付の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の整理及び保存）

第14条 助成対象者は、助成対象事業に係る書類等を整理し、5年間保存しなければならない

ない。

(助成の対象の適正管理)

第15条 助成対象者は、概ね10年間当該助成金に係る建築物等の適正な管理に努めなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合を除くものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

(1) 景観形成活動団体助成事業

対象地域	対象者	事業内容	助成対象経費	助成率	限度額
市内全域	条例第26条に規定する認定を受けた亀岡市景観まちづくり市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観協定等の締結に向けた活動</li> <li>・景観協定等の準備段階における広報活動、研修活動、調査</li> <li>・地域景観資源の保全、活用に関する事業</li> <li>・景観重要建造物及び景観重要樹木の保全に要するもの</li> <li>・その他良好な景観形成に著しく寄与すると認められる行為に係る経費</li> </ul>	事務経費その他市長が特に認めたもの	3分の2以内ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	500,000円

(2) 景観形成修景助成事業

対象地域	対象者	対象物	事業内容	助成対象経費	助成率	限度額
城下町地区の景観形成方針に即した景観形成地区に移行した区域	建物の所有者及びその権限を有する者で市税を滞納していない者	伝統的様式を残す建造物（昭和以前の町家建築、町家に付随する蔵等）	城下町として歴史的な景観を形成する改修、修繕工事	建築物や工作物の通りから見渡せる外観に係る部分で、城下町の景観形成に特に必要と市長が認めた工事費	2分の1以内ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	1,500,000円
		伝統的様式を残す建造物以外の建造物	城下町として歴史的な景観形成基準に適合させる新築、改築、増築、改修、修繕工事及び工作物の設置工事	建築物や工作物の通りから見渡せる外観に係る部分で、城下町の景観形成に特に必要と市長が認めた工事費	2分の1以内ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	1,000,000円
城下町地区の景観形成方針に即した景観協定の締結された区域	建物の所有者及びその権限を有する者で市税を滞納していない者	対象地域内の建築物	城下町として歴史的な景観形成のための形態意匠の取り決めに応じた新築、増築、改築、修繕工事及び工作物の設置工事	建築物や工作物の通りから見渡せる外観に係る部分で、城下町の景観形成に特に必要と市長が認めた工事費	3分の2以内ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	2,000,000円
城下町地区の景観形成方針に即した景観形成地区に指定された区域	建物の所有者及びその権限を有する者で市税を滞納していない者	対象地域内の建築物	城下町として歴史的な景観形成のための形態意匠の取り決めに応じた新築、増築、改築、修繕工事及び工作物の設置工事	建築物や工作物の通りから見渡せる外観に係る部分で、城下町の景観形成に特に必要と市長が認めた工事費	3分の2以内ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	2,000,000円

注

- 1 同一敷地内における助成対象行為の合計金額は、市長が認めたものを除き、上記限度額を超えないものとする。
- 2 助成対象行為が複数年度にわたる場合についての助成額は、市長が認めたものを除き、上記限度額を超えないものとする。

(3) 景観重要建造物等保全事業

対象地域	対象者	対象物	事業内容	助成対象経費	助成率	限度額
市内全域	建物の所有者及びその権限を有する者で市税を滞納していない者	景観重要建造物	景観重要建造物の改修、修繕工事	建築物の通りから見渡せる外観に係る部分で、市長が認めた工事費	3分の2以内ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	3,000,000円
	樹木の所有者及び管理者で市税を滞納していない者	景観重要樹木	景観重要樹木の保全に要する経費	枯損、倒木の防止に係る経費及び樹木医による診断、治療に要する経費で市長が認めたもの	3分の2以内ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	300,000円

注

- 1 景観重要建造物の同一敷地内における助成対象行為の合計金額は、市長が認めたものを除き、上記限度額を超えないものとする。
- 2 景観重要建造物の助成対象行為が複数年度にわたる場合についての助成額は、市長が認めたものを除き、上記限度額を超えないものとする。

別表第2 (第4条関係)

事業区分	添付書類
景観形成活動団体助成事業	(1) 事業計画書 (2) 事業収支予算書 (3) 他の補助金等の額を証明する書類の写し (4) その他市長が必要と認めるもの
景観形成修景助成事業	(1) 工事設計図書 (2) 工事見積書 (3) 現況写真 (4) 住民票の写し又は外国人登録済証明書等 (5) 市税の納税証明書等 (6) 他の補助金等の額を証明する書類の写し (7) その他市長が必要と認めるもの
景観重要建造物等保全事業	(1) 工事設計図書 (2) 工事見積書 (3) 現況写真 (4) 住民票の写し又は外国人登録済証明書等 (5) 市税の納税証明書等 (6) 他の補助金等の額を証明する書類の写し (7) その他市長が必要と認めるもの

別表第3（第9条関係）

事業区分	添付書類
景観形成活動団体助成事業	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
景観形成修景助成事業	(1) 完成設計図書 (2) 完了写真 (3) 工事費の領収書の写し (4) その他市長が必要と認めるもの
景観重要建造物等保全事業	(1) 完成設計図書 (2) 完了写真 (3) 工事費の領収書の写し (4) その他市長が必要と認めるもの

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住 所 (所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

電話番号

亀岡市景観形成助成金交付申請書

亀岡市景観形成助成金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 事業の場所	亀岡市
2 助成対象行為の種類*	1 景観形成活動団体助成事業 2 景観形成修景助成事業 3 景観重要建造物等保全事業
3 事業予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4 事業の概要	
5 助成対象事業費	円
6 他の補助金等の額	円
7 申請額	円

※ 該当する事業に○をしてください。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

様

申請者 住 所 (所在地)

氏 名 ④

(名称及び代表者氏名)

電話番号

亀岡市景観形成助成金概算払交付請求書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で助成金の交付決定を受けた事業  
 については、亀岡市景観形成助成金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり請  
 求します。

第2号様式（第5条関係）

亀岡市指令 第 号

亀岡市景観形成助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市景観形成助成金の交付について  
 は、亀岡市景観形成助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知  
 します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 交付決定額	円
2 交付決定の概要 (却下の理由)	
3 交付の条件	

- (教示)
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができません。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
  - この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対して（訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

交付決定額	円
概算払請求額	円
振込先	銀行 金庫 信用組合 農協
預金種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
	本店 支店 支所 出張所

第4号様式(第7条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

第5号様式(第7条関係)

亀岡市指令 第 号

様

申請者 住 所 (所在地)

亀岡市景観形成助成金事業変更交付決定(却下) 通知書

氏 名 ④

年 月 日 付で変更交付申請のありました亀岡市景観形成助成金の交付については、下記のとおり決定(却下)します。

(名称及び代表者氏名)

電話番号

年 月 日

亀岡市景観形成助成金事業変更申請書

亀岡市長 印

年 月 日 付で亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた事業を変更したいので承認願いたく、亀岡市景観形成助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更する助成金の内容

1 事業の変更内容	
2 助成金変更交付決定額	円
3 助成金交付の条件	
4 変更理由	

2 却下理由

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

1 変更の理由			
2 事業の内容			
3 助成対象事業費	円	円	円
4 助成金交付決定額	円	円	円
5 助成金受領済額	円	円	円

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住 所 (所在地)  
氏 名 ⑤  
(名称及び代表者氏名)  
電話番号

亀岡市景観形成助成金事業実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた事業が完了した  
たので、亀岡市景観形成助成金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のと  
おり報告します。

記

1 事業完了年月日	年 月 日
2 助成金対象事業費	円
3 交付決定額	円

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住 所 (所在地)  
氏 名 ⑤  
(名称及び代表者氏名)  
電話番号

亀岡市景観形成助成金事業遅延報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた事業が予定期  
間内に事業を完了できないので、亀岡市景観形成助成金交付要綱第8条の規定に基づき、下  
記のとおり報告しますので、指示をお願いします。

記

1 事業遅延の理由	
2 遂行状況	
3 完了予定年月日	年 月 日

第8号様式（第11条関係）

第 年 月 日  
号 日

様

亀岡市長

印

第9号様式（第12条関係）

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

申請者 住 所 (所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

電話番号

亀岡市景観形成助成金交付確定通知書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた亀岡市景観形成助成金について、亀岡市景観形成助成金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 この助成金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は、年 月 日付けで報告のあった実績報告書に記載のとおりとします。
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円

亀岡市景観形成助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定を受けた亀岡市景観形成助成金について、亀岡市景観形成助成金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円 (3-2)
- 2 概算払額 円
- 3 交付決定額 円

振込先	金融機関名	銀行 金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所
	預金種別	普通	当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

「揭示済」

## 亀岡市告示第45号

## 市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

## 認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
04099	夫婦池団地3号線	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番27先	
		亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番123先	
08013	金山1号線	亀岡市畑野町広野金山1番18先	
		亀岡市畑野町広野金山1番57先	
12126	今津2丁目3号線	亀岡市千代川町今津2丁目19番先	
		亀岡市千代川町今津2丁目18番1先	
12127	今津3丁目4号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番246先	
		亀岡市千代川町今津3丁目69番1先	
12128	今津3丁目5号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番255先	
		亀岡市千代川町今津3丁目6番2先	
12129	今津3丁目6号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番236先	
		亀岡市千代川町今津3丁目1番203先	
12130	高野林11号線	亀岡市千代川町高野林北ン田1番14先	
		亀岡市千代川町高野林北ン田1番54先	
12131	高野林12号線	亀岡市千代川町高野林北ン田1番47先	
		亀岡市千代川町高野林東田1番7先	
12132	高野林13号線	亀岡市千代川町高野林西田7番32先	
		亀岡市千代川町高野林西田7番24先	
12133	湯井1号線	亀岡市千代川町湯井良筋89番先	
		亀岡市千代川町湯井良筋96番先	
13089	石塚釣走田線	亀岡市馬路町小池107番先	
		亀岡市馬路町釣走田107番先	
13090	秋吉堂ノ西線	亀岡市馬路町秋吉100番先	
		亀岡市馬路町堂ノ西111番先	

路線番号	路線名	起	点
		終	点
13091	越前潤尻線	亀岡市馬路町越前116番先	
		亀岡市馬路町前ノ田103番先	
13092	堂ノ前正田線	亀岡市馬路町堂ノ前106番先	
		亀岡市千歳町国分正田106番先	
15067	国分新田線	亀岡市千歳町国分一口67番先	
		亀岡市千歳町毘沙門市殿垣内新田3番先	
19057	つつじヶ丘141号線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番83先	
		亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番77先	

「揭示済」

亀岡市告示第46号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成27年4月2日から平成27年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起	点	延長	最小幅員
		終	点		最大幅員
04099	夫婦池団地3号線	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番27先		75.40m	5.35m
		亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番123先			5.35m
08013	金山1号線	亀岡市畑野町広野金山1番18先		463.66m	4.00m
		亀岡市畑野町広野金山1番57先			9.00m
12126	今津2丁目3号線	亀岡市千代川町今津2丁目19番先		39.56m	6.00m
		亀岡市千代川町今津2丁目18番1先			12.00m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
12127	今津3丁目4号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番246先 亀岡市千代川町今津3丁目69番1先	188.90m	6.00m 6.00m
12128	今津3丁目5号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番255先 亀岡市千代川町今津3丁目6番2先	145.10m	6.00m 6.00m
12129	今津3丁目6号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番236先 亀岡市千代川町今津3丁目1番203先	148.10m	6.00m 6.00m
12130	高野林11号線	亀岡市千代川町高野林北ン田1番14先 亀岡市千代川町高野林北ン田1番54先	65.80m	6.00m 6.00m
12131	高野林12号線	亀岡市千代川町高野林北ン田1番47先 亀岡市千代川町高野林東田1番7先	194.80m	6.00m 12.00m
12132	高野林13号線	亀岡市千代川町高野林西田7番32先 亀岡市千代川町高野林西田7番24先	63.19m	6.00m 12.00m
12133	湯井1号線	亀岡市千代川町湯井良筋89番先 亀岡市千代川町湯井良筋96番先	24.70m	4.00m 4.00m
13089	石塚釣走田線	亀岡市馬路町小池107番先 亀岡市馬路町釣走田107番先	370.00m	4.00m 9.00m
13090	秋吉堂ノ西線	亀岡市馬路町秋吉100番先 亀岡市馬路町堂ノ西111番先	320.00m	5.00m 15.00m
13091	越前瀏尻線	亀岡市馬路町越前116番先 亀岡市馬路町前ノ田103番先	430.00m	5.00m 7.00m
13092	堂ノ前正田線	亀岡市馬路町堂ノ前106番先 亀岡市千歳町国分正田106番先	3,600.00m	7.00m 13.00m
15067	国分新田線	亀岡市千歳町国分一口67番先 亀岡市千歳町毘沙門市殿垣内新田3番先	290.00m	5.00m 11.00m
19057	つつじヶ丘141号線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番83先 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番77先	61.00m	6.00m 12.00m

「揭示済」

亀岡市告示第47号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成27年4

月1日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成27年4月2日から平成27年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
04099	夫婦池団地3号線	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番27先	75.40m	5.35m
		亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番123先		5.35m
08013	金山1号線	亀岡市畑野町広野金山1番18先	463.66m	4.00m
		亀岡市畑野町広野金山1番57先		9.00m
12126	今津2丁目3号線	亀岡市千代川町今津2丁目19番先	39.56m	6.00m
		亀岡市千代川町今津2丁目18番1先		12.00m
12127	今津3丁目4号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番246先	188.90m	6.00m
		亀岡市千代川町今津3丁目69番1先		6.00m
12128	今津3丁目5号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番255先	145.10m	6.00m
		亀岡市千代川町今津3丁目6番2先		6.00m
12129	今津3丁目6号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番236先	148.10m	6.00m
		亀岡市千代川町今津3丁目1番203先		6.00m
12130	高野林11号線	亀岡市千代川町高野林北ノ田1番14先	65.80m	6.00m
		亀岡市千代川町高野林北ノ田1番54先		6.00m
12131	高野林12号線	亀岡市千代川町高野林北ノ田1番47先	194.80m	6.00m
		亀岡市千代川町高野林東田1番7先		12.00m
12132	高野林13号線	亀岡市千代川町高野林西田7番32先	63.19m	6.00m
		亀岡市千代川町高野林西田7番24先		12.00m
13089	石塚釣走田線	亀岡市馬路町小池107番先	370.00m	4.00m
		亀岡市馬路町釣走田107番先		9.00m
13090	秋吉堂ノ西線	亀岡市馬路町秋吉100番先	320.00m	5.00m
		亀岡市馬路町堂ノ西111番先		15.00m
13091	越前瀏尻線	亀岡市馬路町越前116番先	430.00m	5.00m
		亀岡市馬路町前ノ田103番先		7.00m

「揭示済」

亀岡市告示第48号

亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第163号）の全部を次のように改正する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業として、障害者等の日中における活動の場を確保することにより、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族等の一時的な休息の確保並びに障害者等の日常生活を支援するために福祉サービスを提供することを目的とする。

（事業内容）

第2条 市長は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 日中一時支援事業

日中、障害者福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な生活訓練その他必要な支援を行う。

(2) 生活サポート事業

自宅等にサポーターを派遣して、日常生活の支援を行う。

2 前項第1号の日中一時支援事業は、集団対応により実施するものとする。ただし、1対

1の対応が必要と市長が認める場合は、個別対応により実施することができる。

（対象者）

第3条 事業の対象者は、亀岡市内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、法の規定による障害福祉サービス等により同等の支援が利用できる者は、原則として除くものとする。

(1) 身体障害者手帳を有する障害者で、障害を理由として日常生活に支援が必要と認められる個人

(2) 療育手帳又は精神保健福祉手帳を有する障害者で、障害を理由として日常生活に支援が必要と認められる個人

(3) 前2号に該当する者以外の者で、医師の意見書、専門機関の判定書、特定疾病受給者証等により、前2号に該当する者と同等の障害があると認められる個人

2 前項の規定にかかわらず、亀岡市外に居住する障害者等で、法の規定による介護給付費等の経費を亀岡市が負担しているものについては、事業の対象者とすることができる。

（事業委託）

第4条 市長は、障害者等の福祉に深い理解と熱意を有し、事業を適切に実施することが可能と認められる事業者（以下「事業者」という。）に、事業の一部を委託して実施するものとする。

（利用申請）

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業利用申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

（利用決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、事業の利用の可否を決定したうえで、亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業利用決定通知書

(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(利用方法)

第7条 事業の利用を可とする決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、事業者の中から適当な者を選定し、利用契約を締結のうえ、事業を利用するものとする。

(費用負担)

第8条 事業の利用料は、無料とする。

(委託料)

第9条 事業者は、事業を実施した月ごとに亀岡市日中一時支援・生活サポート事業実績報告書(別記第3号様式)を市長に提出し、別表に定める基準額により委託料を請求するものとし、市長は請求内容を審査のうえ、事業者に委託料を支払うものとする。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、事業を行うにあたり、個人の人権を尊重し、その身上に関する秘密を他に漏らしてはならない。

(意見の聴取)

第11条 市長は、事業の効果的な推進を図るため、必要に応じ当事者及び関係者に意見を求めることができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施前に、改正前の亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

別表（第9条関係）

委託料算定基準額

区分		基準額	加算等
日中一時支援事業	集団対応	900円／時間	送迎を伴う場合、片道につき486円を加算する。
	個別対応	1,700円／時間	
生活サポート事業		1,350円／時間	

別記第1号様式（第5条関係）

亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者  
住 所  
氏 名 ㊟  
(対象者との続柄 )

次により、亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業の利用を申請します。

対象者	氏 名		男・女	生年月日	
	住 所	〒 連絡先			
障害の状況	身体障害者手帳	第 号	障害名等		
		種 級			
	療育手帳	第 号			
		A・B			
	精神保健福祉手帳	第 号			
	そ の 他	障害程度区分等の状況			
利用を希望する理由					
サービスの内容	日中一時支援				
	生活サポート				
現在のサービス利用状況	サービスの種類		利用量等		
そ の 他					

第2号様式 (第6条関係)

亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業利用決定通知書

年 月 日

様

亀岡市長

国

事業の利用については、次のとおり決定しましたので通知します。

利用の可否	可 (集団対応・個別対応) ・ 否	
対象者	氏名	利用決定番号
	住所	第 号
利用できる条件		
利用できない場合の理由		

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第3号様式 (第10条関係)

亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実績報告書

事業所名	平成	年	月分
利用決定番号	運営種別		
利用者氏名	集団・個別		

番号	日付	土日祝日	利用時間 開始	利用時間 終了	算定 時間	内 訳		加算 送迎	従事者印 又は署名
						社会的理由	私的 理由		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
合 計									

区分	単価	時間・回	金額
集団対応	900		
個別対応	1,700		
生活サポート	1,350		
加算	486		
合計金額 (合計時間)			

土日祝日利用	
--------	--

利用者印	
------	--

「揭示済」

亀岡市告示第49号

亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第161号）の全部を次のように改正する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業として、外出時の移動に支援を要する障害者等に対して、ガイドヘルパーを派遣する事業を実施することにより、障害者等の福祉の増進と社会参加の促進を図ることを目的とする。

（実施要件）

第2条 市長は、第4条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合、ガイドヘルパーを派遣するものとする。

- (1) 社会参加等生活上必要不可欠な外出をする場合
- (2) レクリエーション等余暇活動に赴く場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

2 市長は、前項第2号に掲げる場合においては、1月当たりの事業の利用時間に上限を設けることができる。

3 派遣するガイドヘルパーは、1人とする。ただし、市長が必要と認める場合は、2人とすることができる。

（実施方法）

第3条 ガイドヘルパーは、次に掲げる形態により、障害者等への支援を行うものとする。

- (1) 個別支援 個別支援が必要な障害者等に対する支援
- (2) グループ支援 複数の障害者等に対する同時支援
- (3) 団体派遣 当事者団体等の事業で集団移動に支援を要する場合の支援

2 ガイドヘルパーは、次に掲げる内容により、障害者等への支援を行うものとする。

- (1) 外出の際の身支度等の支援
- (2) 歩行及び車椅子等での外出時の支援
- (3) 公共交通機関の路線、発着時刻等の情報提供
- (4) 外出先での排せつ、食事、更衣等の介助
- (5) 買い物等での金銭の支払等の支援
- (6) 外出先での代読及び代筆の支援
- (7) その他市長が必要と認める支援  
（対象者）

第4条 事業の対象者は、亀岡市内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、法の規定による障害福祉サービス等により同等の支援が利用できる者は、原則として除くものとする。

- (1) 身体障害者手帳2級以上を有する障害者で、屋外における移動に支援が必要と認められる個人
- (2) 療育手帳又は精神保健福祉手帳を有する障害者で、屋外における移動に支援が必要と認められる個人
- (3) 前2号に該当する者以外の者で、医師の意見書、専門機関の判定書、特定疾病受給者証等により、前2号に該当する者と同等の障害があると認められる個人
- (4) その他市長が必要と認めた個人又は団体等

2 前項の規定にかかわらず、亀岡市外に居住する障害者等で法の規定による介護給付費等

の経費を亀岡市が負担しているものについては、事業の対象者とすることができる。

(事業委託)

第5条 市長は、障害者等の福祉に深い理解と熱意を有し、事業を適切に実施することが可能と認められる事業者（以下「事業者」という。）に、事業の一部を委託して実施するものとする。

(利用申請)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業利用申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

(利用決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、事業の利用の可否を決定した上で、亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業利用決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(利用方法)

第8条 事業の利用を可とする決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、事業者の中から適当な者を選定し、利用契約を締結の上、事業を利用するものとする。

(費用負担)

第9条 事業の利用料は、無料とする。ただし、事業を利用する際に要したガイドヘルパーに係る交通費、施設利用料等の実費については、利用者の負担とする。

(委託料)

第10条 事業者は、事業を実施した月ごとに亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実績報告書（別記第3号様式）を市長に提出し、別表に定める基準額により委託料を請求するものとし、市長は請求内容を審査の上、事業者に委託料を支払うものとする。

(事業者等の責務)

第11条 事業者及びガイドヘルパーは、事業

を行うに当たり、個人の人権を尊重し、その身上に関する秘密を他に漏らしてはならない。

(意見の聴取)

第12条 市長は、事業の効果的な推進を図るため、必要に応じ当事者及び関係者に意見を求めることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施前に、改正前の亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

別表（第10条関係）

委託料算定基準額

利用時間帯	区分	基準額	加算等	備考
昼間（8時から20時まで）	1人派遣（以下「通常単価」という。）	1,500円/時間	身体介護を伴う場合、1回の利用につき、通常単価の場合は2,500円、倍単価の場合は5,000円を加算する。	利用時間は30分単位で算定し、15分以上の端数は30分とみなして算定する。
	2人派遣（以下「倍単価」という。）	3,000円/時間		
夜間早朝（20時から8時まで）	通常単価	2,250円/時間		
	倍単価	4,500円/時間		

別記第1号様式（第6条関係）

亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業利用申請書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

申請者

住 所

氏 名

㊟

（対象者との続柄）

次により、亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業の利用を申請します。

対象者	氏名		男・女	生年月日	
	住所	〒 連絡先			
障害の状況	身体障害者手帳	第 号	障害名等		
		種 級			
	療育手帳	第 号			
		A・B			
	精神保健福祉手帳	第 号			
		種 級			
	その他	障害支援区分等の状況			
主な利用希望の内容					
介護給付等のサービス利用状況	サービスの種類		利用量等		
	居宅介護				
	重度訪問介護				
	行動援護				
	その他				
その他					



亀岡市告示第50号

亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入等に当たり必要な費用を助成することにより、当該難聴児の言語訓練及び社会適応訓練の促進並びに健全な発育を支援し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象となる補聴器)

第2条 助成の対象となる補聴器は、別表のとおりとする。

2 助成対象個数は、児童1人につき1個（片耳分）とする。ただし、第5条第2項に規定する医師（以下「意見書作成医師」という。）が必要と認めた場合は、2個（両耳分）とする。

(対象者)

第3条 助成の対象者は、本市に住所を有し、法第15条第4項の規定による身体障害者手帳（聴覚障害に関するものに限る。）の交付対象とならない18歳未満の者で、意見書作成医師に補聴器の装用を必要と認められた児童の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該保護者若し

くは当該児童の属する世帯の他の世帯員の所得が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の2第2項に規定する基準以上である場合又はその他の法令等の規定に基づき補聴器の購入等（購入又は修理をいう。以下同じ。）の費用の助成を受けている場合は、助成の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、補聴器の購入に際し、既にこの事業による助成を受けた補聴器があるときは、当該助成を受けた補聴器について別表に定める耐用年数が経過していない場合に限り、助成の対象としない。ただし、自己の責によらない事由により破損等した場合で、修理不能のときその他市長が特に必要と認めたときは、助成の対象とすることができる。

(助成額)

第4条 助成する額は、実際に補聴器の購入等に要する費用と別表に定める基準額を比較して低い方の金額とする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者は、亀岡市難聴児補聴器購入費等助成申請書（別記第1号様式）に難聴児補聴器購入費等助成事業医師意見書（別記第2号様式。以下「医師意見書」という。）及び見積書（京都府知事と補装具費の代理受領等に係る契約を締結している業者（以下「業者」という。）が作成したものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、修理に係る申請の場合は、医師意見書の提出を省略することができる。

2 前項に規定する医師意見書は、法第15条第1項に規定する医師が作成したものとする。

(決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容の適否を審査し、適当

と認めたときは、亀岡市難聴児補聴器購入費等助成決定通知書（別記第3号様式）により通知するとともに、亀岡市難聴児補聴器購入費等助成券（別記第4号様式。以下「助成券」という。）及び亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業代理受領に係る支払請求書兼委任状（別記第5号様式。以下「委任状」という。）を交付し、不相当と認めたときは、亀岡市難聴児補聴器購入費等助成不承認通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（補聴器の購入等）

第7条 前条の規定により助成決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、助成券及び委任状を当該助成決定に係る業者に提出し、補聴器の購入等を行うものとする。

（公費負担額の請求）

第8条 補聴器を納入した業者は、当該補聴器の請求書に助成券及び委任状を添えて速やかに市長に請求するものとする。

（助成費用の返還）

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成に要した費用の一部又は全部を返還させるものとする。

- (1) 第6条の規定により助成決定を受けた補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により助成決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表（第2条－第4条関係）

	対象の補聴器と形式	基準額	耐用年数
購入・修理	意見書作成医師が必要と認めた補聴器	高度難聴用 ポケット型補聴器	5年 (購入のみ)
		高度難聴用 耳かけ型補聴器	
		上記以外の形式	
(注) 購入に係る申請で、意見書作成医師がイヤモールドについて必要と認めた場合は、イヤモールドに係る価格を加算した額を基準額とする。			

第2号様式 (第5条関係)

難聴児補聴器購入費等助成事業医師意見書

フリガナ	生年月日	
氏名	男 女	年 月 日 生 ( 歳)
住所	亀岡市	
難聴の種類	(伝音性・感音性・混合性)	
原傷病名		
経過及び現症	○○	
聴力レベル (会話音域の平均聴力レベル)	右 dB	聴力検査 (純音による検査)
	左 dB	オーゾメーターの型式 ( ) 右- ○ [ 左- × ]
補聴効果	右 有・無	聴力レベル (dB)
	左 有・無	
補聴器の処方 (該当に○)	高度難聴用 ポケット型	125 250 500 1000 2000 4000 8000 周波数 (Hz)
	高度難聴用 耳かけ型	
	その他 ( )	
	イヤモールド (要・否) 両耳装用の必要性 (要・否)	
補聴器装用についての留意事項 (イヤモールド・両耳装用の必要性が「要」の時は、具体的理由を必ず記載)		
年 月 日 医療機関名 所在地 診療担当科名 作成医師氏名		

※本意見書は身体障害者福祉法第15条第1項の指定医により作成して下さい。

別記第1号様式 (第5条関係)

亀岡市難聴児補聴器購入費等助成申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

(申請者)  
住所 下  
亀岡市  
氏名  
対象となる児童との続柄  
電話番号

㊞

下記のとおり、亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第5条第1項に基づき、  
(購入・修理)費用の助成を申請します。  
助成の決定のために、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他資料について、市が各関係機関に照会し、又は調査を依頼することを承諾します。

対象となる児童氏名	生 年 月 日
住 所	亀岡市
保 護 者 氏 名	対 象 と な る 児 童 と の 続 柄
補 聴 器 の 種 類	<input type="checkbox"/> 高度難聴用ポケット型補聴器 <input type="checkbox"/> 高度難聴用耳かけ型補聴器 <input type="checkbox"/> 上記以外
希 望 す る 補 聴 器 取 扱 業 者 名	
身 体 障 害 者 手 帳 の 有 無	有 ・ 無
該 当 す る 所 得 区 分	生活保護等・市民税非課税・一 般・一定所得以上
備 考	

第3号様式（第6条関係）

号  
番  
年  
月  
日

様

亀岡市長

印

亀岡市難聴児補聴器購入費等助成決定通知書

先に申請のありましたことについて、亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、助成を決定しましたので通知します。

対象となる児童	住所		
	氏名		
保護者氏名	生年月日		
	続柄		
助成番号	助成決定日		
	住所		
助成内容	電話番号		
	名称		
補聴器取扱業者	基礎額	見積額	助成額
	円	円	円
備考	上記のとおり決定する。		
	年 月 日		

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内でなくても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。）、処分の取消しを請求することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第6条関係）

亀岡市難聴児補聴器購入費等助成券

助成番号	助成決定日		
対象となる児童氏名	生年月日		
住所			
保護者氏名	続柄		
	助成内容		
補聴器取扱業者	名称		
	所在地		
助成額等	電話番号		
	基礎額	見積額	助成額
円		円	
上記のとおり決定する。			
年 月 日			
補聴器受領者氏名	受領年月日	受領年月日	受領者氏名
	円	円	印

(補聴器業者の方)

本助成券に委任状及び請求書を添付して、亀岡市へ請求すること。

第6号様式(第6条関係)

亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業  
代理受領に係る支払請求書兼委任状

(宛先) 亀岡市長  
(宛先) 亀岡市会計管理者

助成決定を受けた補聴器の引渡しを受けました。なお、助成額の請求及び受領の権限を下  
記の補聴器取扱業者に委任します。

助成番号	号
請求額	円

年 月 日

委任者 住所 干  
(対象となる児童の保護者)

氏名 ㊟ 捺印

上記の受領の権限を受任しました。なお、支払については、登録の口座に振り込んでくだ  
さい。

年 月 日

受任者 住所 干  
(補聴器取扱業者)

名称 ㊟ 捺印

代表者氏名

振込先

番 号  
年 月 日

様

亀岡市長 印

亀岡市難聴児補聴器購入費等助成不承認通知書

先に申請されましたことについて、亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第6  
条の規定に基づき、助成しないことに決定しましたので通知します。

(不承認の理由)

- (教示)
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日  
以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを  
知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を  
経過すると異議申立てをすることができなくなります。
  - この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、  
当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に亀岡  
市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消し  
の訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算し  
て6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの  
訴えを提起することができなくなります。

「揭示済」

亀岡市告示第51号

亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心のまちづくりのために、高齢者による交通事故の減少を目的に運転免許証を自主返納した高齢者に対する支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であつて、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対し全ての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (3) 運転経歴証明書 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書をいう。
- (4) 申請による運転免許の取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する通知書をいう。

(対象者)

第3条 支援事業の対象者（以下「対象者」と

いう。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 平成27年4月1日以降に自らが所有する全ての運転免許証を自主返納した者（自主返納した日において70歳以上の者に限る。）

(支援の内容)

第4条 市長は、対象者が支援を受けようとする場合、予算の範囲内において、次の各号のいずれかの支援を行うものとする。

- (1) 市内バス事業者が発行するバス乗車カード5,000円分の交付
- (2) 市内タクシー事業者が発行する5,000円分のタクシー利用カードの交付

2 前項に規定するもののほか、市長は、住基法に規定する住民基本台帳カード（顔写真有Bバージョンに限る。以下「住基カード」という。）を保有していない対象者が住基カードの交付を受けようとする場合には、対象者の亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）第2条第1項第26号に規定する住基カードの交付に係る手数料（再交付に係る手数料を除く。）を免除する。

3 前2項の支援は、対象者1人につき1回を限度とする。

(申請)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、運転免許証を自主返納した日から起算して1年以内に、亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（別記第1号様式）に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支援の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、支援の可否を決定し、亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定（却下）通知書（別記第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、その旨を申請者に通知するものとする。  
（支援の実施等）

第7条 市長は、前条の規定により支援を決定した者（以下「支援決定者」という。）に対し、第4条第1項第1号又は第2号に規定する支援を決定通知書の交付に併せて行うものとする。なお、支援については、支援決定者に限り使用することができ、他人に譲渡し、又は売買してはならない。

2 前項の支援を受けた者は、亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書受領書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

3 支援決定者は、第4条第2項の支援を受けようとする場合は、亀岡市住民基本台帳カード事務取扱要綱（平成15年亀岡市告示第126号）第4条に規定する住民基本台帳カード交付申請書に決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（支援の取消し及び返還）

第8条 市長は、支援決定者が偽りその他不正の手段により支援の決定を受けた場合は、支援の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による支援の取消しを行った場合は、支援の返還又は既に使用している場合は、不正使用相当額について、返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から実施する。

別記第1号様式（第5条関係）

亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者（太枠内にご記入ください。）

住 所	亀岡市
氏 名	Ⓜ
電話番号	

運転免許証を自主返納しましたので、亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、本事業のために必要となるときは、住民基本台帳を確認されることに同意します。

1 支援の内容（太枠内に希望する支援（いづれか一つ）に○をご記入ください。）

(1) バス乗車カードの交付	
(2) タクシー利用カードの交付	

2 添付書類（書類の原本をご持参ください。市役所で写しをとります。）

(1) 「運転経歴証明書」の写し	
(2) 「申請による運転免許の取消通知書」の写し 及び官公署が発行した本人確認書類等	

※ 住民基本台帳カードの交付には、別途申請が必要です。

※ 申請は、1人1回限りです。

第2号様式（第6条関係）

亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定（却下）通知書

年 月 日

様

亀岡市長 回

年 月 日付で申請のありました亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

（該当するものに■を記入）

<input type="checkbox"/> 1 申請が要件を満たしていると認め、下記のとおり支援を決定します。
<input type="checkbox"/> (1) バス乗車カードの交付
<input type="checkbox"/> (2) タクシー利用カードの交付
<input type="checkbox"/> 2 下記の理由により支援対象になりません。
<input type="checkbox"/> (1) 本市の住民基本台帳に記載されていないため
<input type="checkbox"/> (2) 平成27年4月以降に全ての運転免許証を自主返納していないため
<input type="checkbox"/> (3) 運転免許証の自主返納日から1年以内の申請ではないため
<input type="checkbox"/> (4) 過去に本事業の支援を受けているため
<input type="checkbox"/> (5) その他

※ 住民基本台帳カードの交付には、別途申請が必要です。また、即日交付には、印鑑・顔写真（無帽・正面・無背景・縦4.5cm×横3.5cmの6箇月以内に撮影したもの）・本人確認書類（健康保険証・年金証書等）が必要です。

※ 申請は、1人1回限りです。

※ 市長は、申請者が、偽りその他不正行為により支援を受けたと認めた場合、その実費相当額を弁償させることができます。

第3号様式（第7条関係）

亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書受領書

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

申請者（太枠内にご記入ください。）

住 所	亀岡市
氏 名	印

- バス乗車カードを受領しました。
- タクシー利用カードを受領しました。

「揭示済」

亀岡市告示第52号

亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱（昭和58年亀岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第2号中「第1項」を削る。

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条第1項中「額とし」を「額を」に、「若しくは」を「又は」に、「維持する者」を「維持するもの」に、「越える」を「超える」に改める。

第6条を次のように改める。

（所得の範囲）

第6条 前条に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。第6条の次に次の1条を加える。

（所得の計算方法）

第6条の2 第5条に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（同法附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第313条第1項に規定する総所得金額）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、

同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額の合計額（第2条に規定する者の配偶者又はその者の扶養義務者の所得にあっては、その合計額から80,000円を控除した額）とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号若しくは第10号の2に規定する控除を受けた者又は同項第3号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額若しくは配偶者特別控除額又は社会保険料控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき270,000円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）、同項第8号に規定する控除を受けた者については、当該控除を受けた者につき270,000円（当該控除を受けた者が、同条第3項に規定する寡婦である場合には、350,000円）、同条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、当該控除を受けた者につき270,000円

(3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第53号

亀岡市奨学金支給要綱（平成14年亀岡市告示第144号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

公的奨学金

(1) 京都府高校生給付型奨学金等支給要綱（昭和51年京都府告示第174号）に基づく奨学金
(2) 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）に基づく修学資金
(3) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく修学資金
(4) 京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例（昭和50年京都府条例第10号）に基づく修学奨励金
(5) 京都府奨学のための給付金支給要綱（平成26年京都府告示第446号）に基づく奨学金
(6) 生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省社第398号厚生事務次官通知）に基づく修学資金
(7) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に基づく奨学金

別表第2中

「

私立	年額40,000円以内
----	-------------

」を「

私立	年額30,000円以内
----	-------------

」に、

「

年額70,000円以内
-------------

」を「

年額50,000円以内
-------------

」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

亀岡市奨学金支給申請書

ふりがな				生年月日	年 月 日生 ( 歳)
申請者氏名 (本人)				電話番号	-
住 所	〒 -			携帯電話番号	- -
				科 程 等	
在学学校名				修学期間	年 月 日 年 月 日
国立、公立、 私立の別	国立・公立・私立	申請時の 学 年	年		
世帯の状況 (本人は除く)	氏 名	申請者との 続 柄	年齢	所得の種類	備 考
<input type="checkbox"/> 現在受けている公的奨学金等の種類（該当するものに○をしてください。） 1 高校生給付型奨学金（京都府） 2 高等学校等修学金貸与制度（京都府） 3 母子寡婦福祉資金貸付金〔修学資金〕（京都府） 4 定時制課程及び通信制課程修学奨励金（京都府） 5 奨学のための給付金〔高校生等奨学給付金〕（京都府） 6 生活福祉資金貸付金〔教育支援資金〕（京都府社会福祉協議会） 7 独立行政法人日本学生支援機構奨学金〔第一種〕〔第二種〕 <input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯（高等学校のみ適用）					
添 付 書 類	1 在籍（在学）証明書（原本：3ヶ月以内） 2 公的奨学金等の適用を証明する書類（写し） 3 世帯全員の所得証明書（公的奨学金等のうち、1は添付不要） 4 生活保護世帯は、生活保護受給証明書 5 振込先通帳の写し（金融機関、店番、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの）				

上記のとおりですので、亀岡市奨学金支給要綱に基づき、奨学金を支給されるよう申請します。  
 なお、上記奨学金の支給を受けた上は、同要綱を守り、奨学生としての義務についても誠実に履行することを誓約します。また、修学状況確認及び公的奨学金の適用確認をされることを承諾します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所  
氏名 ㊟  
保護者 住所  
氏名 ㊟

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第54号

亀岡市創業支援助成金交付要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市創業支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、亀岡市民の創業支援施策として、市内で新たに創業した者に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において亀岡市創業支援助成金（以下「助成金」という。）を交付し、創業によって雇用の創出及び地域経済活力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「創業」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。
- (2) 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該法人が事業を開始すること。

(交付対象)

第3条 助成金の交付対象者は、亀岡市内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 亀岡市内において創業し、当該創業に係る事業が継続されていること。
- (2) 京都府中小企業融資制度又は日本政策金融公庫が取り扱う創業支援融資制度（以下「融資制度」という。）を利用した者であること。
- (3) 過去に助成金の交付を受けていない者で

あること。

- (4) 現に市税を滞納していない者であること。  
(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 融資制度の利用に係る融資額に100分の3を乗じた額（30万円を限度とする。）
- (2) 創業時における広告宣伝等に要した経費（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）に2分の1を乗じた額（20万円を限度とする。）

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、亀岡市創業支援助成金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 融資制度の利用を証明できる書類
- (2) 税務署受付印のある所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する個人事業の開業届出書控えの写し又は法人税法（昭和40年法律第34号）第148条に規定する法人設立届出書控えの写し
- (3) 官公署が発行する許可証、認可証、登録証等の写し
- (4) 住民票の写し
- (5) 市税の完納証明書
- (6) 創業時における広告宣伝等に要した経費が証明できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、創業した日から起算して3月を経過する日から6月を経過する日までの間に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査して、助成金の交付の可否を決定し、亀岡市創業支援助成金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成27年4月1日以後に創業した者に対し適用する。

別記第1号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

(申請者) 住所  
商号又は屋号  
代表者名  
電話番号

亀岡市指令 第 号

年 月 日

様

亀岡市長 印

亀岡市創業支援助成金交付申請書

亀岡市創業支援助成金交付要綱第5条に基づき、上記助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

亀岡市創業支援助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった亀岡市創業支援助成金については、亀岡市創業支援助成金交付要綱に基づき審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

助成金交付申請額	円 (千円未満は切捨て)	
融資額	円	円
融資制度名	融資実行日	年 月 日
開業した場所	亀岡市	
事業開始等年月日	年 月 日	事業の種類

記

- 1 決定 助成金交付決定額 円
- 2 却下 理由

助成金の振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協		本店・支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

「揭示済」

亀岡市告示第55号

亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱（平成12年亀岡市告示第106号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「介護予防サービス」の次に「並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）」を加える。

第10条第1項中「宿泊費負担」の次に「（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所者生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）」を加える。

附則に次の2項を加える。

（生活扶助基準の改正に伴う軽減対象者の特例）

- 4 平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点における軽減者又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き第2条第1項に該当するものについては、第10条第1項の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外に係る利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は、2分の1）を原則とするとともに、居住費に係る利用者負担については全額とすることができる。

（社会福祉法人等の利用者負担額軽減の実施についての特例）

- 5 平成27年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第10条第2項に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は第1条から第9条まで及び第10条第1項のとおりとする。

別記第5号様式中「介護予防小規模多機能型居宅介護」の次に「、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）、第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。  
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱第10条第1項の規定にかかわらず、平成27年7月31日までの利用に係る軽減の範囲は、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第56号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年4月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0113-23002

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成27年4月2日

「揭示済」

亀岡市告示第57号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年4月3日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1907-45013

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成27年4月3日

「揭示済」

亀岡市告示第58号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成27年4月10日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成27年4月11日から平成27年4月24日まで一般の縦覧に供する。

平成27年4月6日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

路線 番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01303	中 矢 田 篠 線	亀岡市上矢田町下垣内3番12先	141.71m	12.00m
		亀岡市中矢田町久保垣内22番26先		16.60m

「揭示済」

亀岡市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月8日

亀岡市長 栗山正隆

「大井町かすみヶ丘区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 木村 良二
- 2 変更年月日  
平成27年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月8日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第4区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 谷口 雅信
- 2 変更年月日  
平成27年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月8日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町勝林島下島区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 関 勝
- 2 変更年月日  
平成27年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月8日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第6区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 井上 隆文

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月8日

亀岡市長 栗山正隆

「上矢田町自治会」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 変更年月日 平成27年4月1日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 坂口 武男

(2) 変更年月日

平成27年4月1日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月8日

亀岡市長 栗山正隆

「三宅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 森 八十二

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月8日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第七区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 疋田 昌弘

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月8日

亀岡市長 栗山正隆

「城山台区」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 亀岡市東別院町小泉小曾7番地46

(2) 変更年月日 平成27年4月1日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 笠原 俊宏

(2) 変更年月日

平成27年4月1日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月14日

亀岡市長 栗山正隆

「山階区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 加茂 寛司

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月14日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第1区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 吉田 優

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月14日

亀岡市長 栗山正隆

「神前区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 森 隆治

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月14日

亀岡市長 栗山正隆

「宮前町猪倉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 並河 豊喜

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月14日

亀岡市長 栗山正隆

「北古世町自治会」

1 主たる事務所所在地の変更

- (1) 省略
- (2) 変更年月日 平成27年4月1日

2 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 中川 眞二
- (2) 変更年月日  
平成27年4月1日
- (3) 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月14日

亀岡市長 栗山正隆

「池尻区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 林 助朝

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月14日

亀岡市長 栗山正隆

「蒔田野町下佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 大石 忠亨

2 変更年月日

平成27年4月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月14日

亀岡市長 栗山正隆

「宮川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 岡本 裕治

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第75号

亀岡市景観制度策定委員会設置要綱（平成21年亀岡市告示第110号）は、廃止する。

平成27年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第76号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0603-31019

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成27年4月15日

「揭示済」

亀岡市告示第77号

亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和48年亀岡市告示第30号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第1項の表1中

年額199,200円	年額253,000円
年額115,200円	年額211,000円
年額62,200円	年額185,000円
—	年額154,000円

」を

年額176,400円	年額194,400円
年額80,400円	年額146,400円
年額43,200円	年額127,800円
—	年額106,200円

」に、

注

- 1 上記の市民税の所得割課税額（補助基準額）は、夫婦（片働き）及び16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などは別表第1又は第2に読み替える。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 3 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。  

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \text{ (百円未満を四捨五入)}$$
- 4 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 市民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

を

注

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。  

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \text{ (百円未満を四捨五入)}$$
- 3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 市民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

に改め、同項の表2中

年額253,000円
年額211,000円
年額185,000円
年額154,000円

」を

年額194,400円
年額146,400円
年額127,800円
年額106,200円

」に、

注

- 1 上記の市民税の所得割課税額（補助基準額）は、夫婦（片働き）及び16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などは別表第1又は第2に読み替える。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 3 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。  

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \text{ (百円未満を四捨五入)}$$
- 4 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 市民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

を

注

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。  

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \text{ (百円未満を四捨五入)}$$
- 3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 市民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成27年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第78号

亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 私立幼稚園に第3子以降を通わせている保護者の経済的負担を軽減し、安心して産み育てられる環境づくりを推進するため、私立幼稚園の設置者が保育料の減免をする場合に、亀岡市が行う私立幼稚園多子世帯支援費補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額等)

第2条 亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和48年亀岡市告示第30号)第2条に規定する保育料において、私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する園児の保護者で次の各号のいずれにも該当するものに対し、当該保護者の負担すべき保育料(第3子以降に係るものに限る。)を全額免除する場合に、当該保育料から同要綱の規定により

交付される私立幼稚園就園奨励費補助金を差し引いた額を補助するものとする。

- (1) 亀岡市内に居住地を有する者で、満18歳未満の児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。)が3人以上いる世帯の者
- (2) 亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第2条第1項の表1第2号から第5号までのいずれかに該当する世帯の者  
(補助金の交付申請)

第3条 補助金を受けようとする私立幼稚園の設置者(以下「申請者」という。)は、亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を市長が別に定める日までに提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の資料を添付するものとする。

- (1) 亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金に係る事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 保育料減免措置に関する調書(亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条の規定により同要綱別記第3号様式を提出している場合にあつては、これをもって代えることができる。)
- (3) 前号の減免措置に係る保護者の市民税の課税(非課税)証明書又は納税通知書の写し(亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条の規定により市民税の課税(非課税)通知書又は納税通知書の写しを提出している場合にあつては、これをもって代えることができる。)
- (4) 徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類  
(補助金の交付決定)

第4条 市長は、申請書の提出を受けたときは、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定を受けた申請者（以下「交付決定対象者」という。）は、減免措置の方法を交付決定を受けた日の属する年度の12月31日までに市長に報告するものとする。

（減免実績報告等）

第5条 交付決定対象者は、減免措置を完了した日の翌日から起算して15日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月30日のいずれか早い日までに亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金に係る実績報告書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 交付決定対象者は、保育料の減免確認書（別記第4号様式）を備えておかなければならない。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成27年度分の補助金から適用する。

別記第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

(私立幼稚園の設置者)

(幼稚園名)  
(幼稚園所在地)

(幼稚園)

年度亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金に係る事業計画書

第2号様式(第3条関係)

名	保 育 料 減免措置 階層区分	支 払 保育料 (円) ①	就園奨励 費減免 保育料 (円) ②	差引③ ①-② (円)	補助対象 人員 (人) ④	補助金額 (円) ⑤ ③×④	合 計		
							支払保育料 (円) ⑥	就園奨励費 減免保育料 (円) ⑦	差引 補助金額⑧ ⑥-⑦(円)
市民税非課 税世帯(市 民税所得額 非課税世帯 含む)	第3子 以降								
	第3子 以降								
市民税所得 額77,100円 以下	第3子 以降								
	第3子 以降								
市民税所得 額211,200 円以下	第3子 以降								
	第3子 以降								
	計								

記

年度亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金交付申請書

年度亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金を下記のとおり交付されるよう関係資料を添えて申請します。

補助金交付申請額 円

第4号様式 (第5条関係)

保育料の減免確認書

(私立幼稚園の設置者)  
 (幼稚園名)  
 (幼稚園所在地)

保護者

住所

氏名

第3号様式 (第5条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

年度亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金に係る実績報告書

亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金交付要綱第5条の規定により、別紙のとおり実績報告書を提出します。

保育料減免措置階層区分	支払保育料 (円) ①	就園奨励費減免保育料 (円) ②	差引③ ①-② (円)	補助対象人員 (人) ④	補助金額 (円) ⑤ ③×④	合計		
						支払保育料 (円) ⑥	就園奨励費減免保育料 (円) ⑦	差引補助金額⑧ ⑥-⑦ (円)
第3子以降								
第3子以降								
第3子以降								
第3子以降								
第3子以降								
計								

園児 \_\_\_\_\_ に係る保育料について、亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金として、\_\_\_\_\_ 円の減免を受けたことを確認します。

年 月 日

(私立幼稚園の設置者)

(幼稚園名)

「揭示済」

亀岡市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

「出雲区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 森川 清

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

「横町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 畑 公人

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

「東本梅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 野田 幸秀

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町綾町区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 綾野 昌弘
- 2 変更年月日  
平成27年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町平松区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 西村 誠
- 2 変更年月日  
平成27年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町グリーンタウン区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 佐川 久一
- 2 変更年月日  
平成27年4月5日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

「馬路町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中澤 基行

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

「吉川町穴川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 楠 謙一

2 変更年月日

平成27年4月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

「東本梅町大内区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中西 一之

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

「蕨田野町太田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 柳原 昌之

2 変更年月日

平成27年4月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

「学ヶ丘区」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 変更年月日 平成27年4月1日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 和気 誠

(2) 変更年月日

平成27年4月1日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町ひらまつ台区」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 変更年月日 平成27年4月12日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 立石 秀次郎

(2) 変更年月日

平成27年4月12日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

「蕨田野町鹿谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 高田 佳直

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第92号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年4月21日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1911-71010

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成27年4月21日

「揭示済」

亀岡市告示第93号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0509-31010

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成27年4月22日

「揭示済」

亀岡市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「古世町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 藤井 昭一
- 2 変更年月日  
平成27年4月19日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「東堅町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 山口 昌明
- 2 変更年月日  
平成27年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「柳町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 大槻 恵一
- 2 変更年月日  
平成27年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町勝林島上島区」

- 1 主たる事務所所在地の変更
  - (1) 亀岡市河原林町勝林島内垣地77番地
  - (2) 変更年月日 平成27年4月18日
- 2 代表者の変更
  - (1) 代表者の住所及び氏名
    - 住所 省略
    - 氏名 関 吉廣
  - (2) 変更年月日
    - 平成27年4月18日
  - (3) 変更理由
    - 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町北区」

- 1 変更があった事項及び内容
  - 代表者の住所及び氏名
    - 住所 省略
    - 氏名 中西 弘樹
- 2 変更年月日
  - 平成27年4月5日
- 3 変更理由
  - 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「東別院町南掛区」

- 1 変更があった事項及び内容
  - 代表者の住所及び氏名
    - 住所 省略
    - 氏名 佐々木 実
- 2 変更年月日
  - 平成27年4月5日
- 3 変更理由
  - 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

## 亀岡市告示第100号

亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱（昭和53年亀岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「電気料金」の次に「及びLED灯具への灯具交換に係る費用」を加える。

第3条を次のように改める。

（助成金の交付対象等）

第3条 助成金は、公衆街路灯を維持管理する自治会等に対し交付するものとする。

2 電気料金に係る助成金の額は、1灯当たり助成基準額の3分の2の額に灯数を乗じて得た額以内の額とする。ただし、当該年度中に電力会社の電気料金改定等により電気料金が著しく変更された場合は、市長が認める範囲内において、助成基準額を変更できるものとする。

3 灯具交換に係る助成金は、前項の助成金の対象となっている公衆街路灯のLED灯具への灯具交換を行い、電気料金の区分が10ワット超の区分から10ワット以下の区分に変更されたとき、1灯当たり1万円を助成するものとする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係)

第 年 月 日 号

様

亀岡市長 印

別記第1号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住 所  
自治会等名  
代表者氏名 印

亀岡市公衆街路灯助成金交付決定通知書

亀岡市公衆街路灯助成金交付申請書

年 月 日 付で申請のあった公衆街路灯助成金については、審査の結果下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年度の助成金を交付くださるよう必要書類を添えて申請します。

記

記

1 公衆街路灯設置灯数(4月1日現在)

\_\_\_\_\_ 灯

2 灯具交換数

\_\_\_\_\_ 灯

3 助成金交付申請額

\_\_\_\_\_ 円

1 公衆街路灯数

\_\_\_\_\_ 灯

2 灯具交換数

\_\_\_\_\_ 灯

3 助成金交付決定額

\_\_\_\_\_ 円

添付書類

- 1 維持管理公衆街路灯内訳書
- 2 4月分電気料金領収証
- 3 その他必要な書類

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成27年度分の助成金から適用する。

「揭示済」

---

 亀岡市告示第101号

## 市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成27年5月1日から平成27年5月14日まで一般の縦覧に供する。

平成27年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 (1) 路線番号 01087  
 (2) 路線名 上矢田矢田口線  
 (3) 道路の区域

区 間	変 更 前後別	最小幅員 最大幅員	延 長	備 考
亀岡市中矢田町岸ノ上32番の1先から 亀岡市上矢田町上垣内15番の4先まで	前	$\frac{3.31\text{m}}{10.45\text{m}}$	1,071.72m	
亀岡市中矢田町岸ノ上32番の1先から 亀岡市上矢田町上垣内15番の4先まで	後	$\frac{3.31\text{m}}{10.45\text{m}}$	1,071.72m	

- 2 (1) 路線番号 01267  
 (2) 路線名 クニッテルフェルド通  
 (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	最小幅員 最大幅員	延長	備考
亀岡市追分町谷筋1番の1先から 亀岡市篠町浄法寺中村16番の1先まで	前	$\frac{10.40\text{m}}{23.09\text{m}}$	1,658.18m	
亀岡市追分町谷筋1番の1先から 亀岡市篠町浄法寺中村16番の1先まで	後	$\frac{10.40\text{m}}{23.09\text{m}}$	1,658.18m	

- 3 (1) 路線番号 02020  
 (2) 路線名 南掛栢原線  
 (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	最小幅員 最大幅員	延長	備考
亀岡市東別院町南掛谷田口5番の4先から 亀岡市東別院町鎌倉垂永14番の3先まで	前	$\frac{3.00\text{m}}{15.00\text{m}}$	2,854.34m	
亀岡市東別院町南掛谷田口5番の4先から 亀岡市東別院町鎌倉垂永14番の3先まで	後	$\frac{3.00\text{m}}{15.00\text{m}}$	2,854.34m	

- 4 (1) 路線番号 12007  
 (2) 路線名 小川今津1号線  
 (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	最小幅員 最大幅員	延長	備考
亀岡市千代川町今津2丁目15番の6先から 亀岡市千代川町今津3丁目26番の9先まで	前	$\frac{5.60\text{m}}{9.93\text{m}}$	562.21m	
亀岡市千代川町今津2丁目15番の6先から 亀岡市千代川町今津3丁目26番の9先まで	後	$\frac{5.60\text{m}}{55.00\text{m}}$	562.21m	

- 5 (1) 路線番号 13007  
 (2) 路線名 池尻宇津根線  
 (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	最小幅員 最大幅員	延長	備考
亀岡市馬路町滝ケ元1番の1先から 亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番の3先まで	前	$\frac{3.90m}{15.41m}$	4,423.58m	
亀岡市馬路町滝ケ元1番の1先から 亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番の3先まで	後	$\frac{3.90m}{34.10m}$	4,423.58m	

- 6 (1) 路線番号 18124  
 (2) 路線名 新田線  
 (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	最小幅員 最大幅員	延長	備考
亀岡市篠町篠洗川10番の2先から 亀岡市篠町篠上長尾36番の2先まで	前	$\frac{2.00m}{4.48m}$	1,262.19m	
亀岡市篠町篠洗川10番の2先から 亀岡市篠町篠上長尾36番の2先まで	後	$\frac{2.00m}{4.48m}$	1,236.39m	

- 7 (1) 路線番号 19025  
 (2) 路線名 つつじヶ丘15号線  
 (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	最小幅員 最大幅員	延長	備考
亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の57先から 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の39先まで	前	$\frac{3.97m}{4.06m}$	83.88m	
亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の57先から 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の39先まで	後	$\frac{3.97m}{6.00m}$	83.88m	

「揭示済」

## 亀岡市告示第102号

## 市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成27年4月30日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成27年5月1日から平成27年5月14日まで一般の縦覧に供する。

平成27年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 (1) 路線番号 01087  
 (2) 路線名 上矢田矢田口線  
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市中矢田町岸ノ上32番の1先から 亀岡市上矢田町上垣内15番の4先まで	3.31m 10.45m	1,071.72m	

- 2 (1) 路線番号 01267  
 (2) 路線名 クニッテルフェルド通  
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市追分町谷筋1番の1先から 亀岡市篠町浄法寺中村16番の1先まで	10.40m 23.09m	1,658.18m	

- 3 (1) 路線番号 02020  
 (2) 路線名 南掛栢原線  
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市東別院町南掛谷田口5番の4先から 亀岡市東別院町鎌倉垂永14番の3先まで	3.00m 15.00m	2,854.34m	

- 4 (1) 路線番号 13007  
 (2) 路線名 池尻宇津根線  
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市馬路町滝ヶ元1番の1先から 亀岡市河原林町勝林島畑ヶ田37番の3先まで	3.90m 34.10m	4,423.58m	

- 5 (1) 路線番号 18124  
 (2) 路線名 新田線  
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市篠町篠洗川10番の2先から 亀岡市篠町篠上長尾36番の2先まで	2.00m 4.48m	1,236.39m	

- 6 (1) 路線番号 19025  
 (2) 路線名 つつじヶ丘15号線  
 (3) 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の57先から 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番の39先まで	3.97m 6.00m	83.88m	

「揭示済」

# 訓令

亀岡市訓令第4号

庁中一般

亀岡市情報化の推進に関する規程及び亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市情報化の推進に関する規程及び亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

(亀岡市情報化の推進に関する規程の一部改正)

第1条 亀岡市情報化の推進に関する規程(平成25年亀岡市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第15条及び第16条を削り、第17条を第15条とする。

(亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第2条 亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成26年亀岡市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第14条中「亀岡市情報セキュリティポリシー(平成16年亀岡市庁達第2号)」を「亀岡市情報セキュリティ対策基準規程(平成27年亀岡市訓令第5号)」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第5号

庁中一般

亀岡市情報セキュリティ対策基準規程を次のように定める。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市情報セキュリティ対策基準規程

## 目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 情報資産の分類及び管理等

第1節 情報資産の分類及び管理(第5条-第9条)

第2節 基幹業務システムにおけるデータ等の管理(第10条-第13条)

第3章 人的セキュリティ

第1節 職員等の責務(第14条-第21条)

第2節 情報セキュリティに関する啓発及び周知(第22条・第23条)

第4章 物理的セキュリティ

第1節 執務室等での管理(第24条)

第2節 管理区域の管理(第25条-第27条)

第3節 機器等に対する管理(第28条-第34条)

<p>第4節 記録媒体の取扱い及び管理（第35条－第37条）</p> <p>第5章 技術的セキュリティ</p> <p>第1節 コンピュータ及びネットワークの管理（第38条－第46条）</p> <p>第2節 電子メールの取扱い及び管理（第47条－第49条）</p> <p>第3節 アクセス制御（第50条－第53条）</p> <p>第6章 情報システムの適正な運用</p> <p>第1節 情報システムの開発、導入及び保守等（第54条－第59条）</p> <p>第2節 外部サービスの利用（第60条・第61条）</p> <p>第3節 不正プログラム及び不正アクセス対策（第62条－第66条）</p> <p>第4節 情報セキュリティの遵守状況の確認及び対処（第67条－第69条）</p> <p>第7章 情報セキュリティの脅威に対する緊急時の対応</p> <p>第1節 緊急時対応計画の策定（第70条－第73条）</p> <p>第2節 違反に対する対応（第74条・第75条）</p> <p>第8章 情報セキュリティ対策の評価及び見直し</p> <p>第1節 監査（第76条－第81条）</p> <p>第2節 自己点検（第82条－第84条）</p> <p>第3節 改善及び見直し（第85条・第86条）</p> <p>第9章 雑則（第87条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、本市の情報セキュリティ</p>	<p>対策を実施するために必要となる統一的な基準を定めることにより、情報資産を組織として適切に管理し、運用を図るために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において使用する用語の意義は、亀岡市情報化の推進に関する規程（平成25年亀岡市訓令第4号。以下「情報化推進規程」という。）の例によるほか、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 基幹業務システム 住民記録、税、国民健康保険、国民年金、福祉等の情報を一括的に処理するための情報システムをいう。</p> <p>(2) 電算処理 基幹業務システムを使用して行われる情報の入力、蓄積、加工、編集、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。</p> <p>(3) 業務主管課 主に基幹業務システムに係る電算処理業務を主管する課等をいう。</p> <p>(4) 記録媒体 USBメモリ、光ディスク、磁気ディスク、フラッシュメモリその他の電子情報を記録するための媒体をいう。</p> <p>(5) USBメモリ 記録媒体のうち、コンピュータのUSBコネクタ等に接続して使用する持ち歩きが可能な記録媒体をいう。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第3条 この規程が適用される範囲は、本市の情報資産に関する業務に携わる全ての職員等（臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下「職員等」という。）とする。</p> <p>2 この規程が適用される情報資産は、ネットワーク及び情報システムで取り扱う構成機器並びにネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての情報資産（紙等の有体物に出力された情報を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>（情報セキュリティ対策の管理体制）</p> <p>第4条 情報セキュリティ対策における、最高情報統括責任者、情報統括管理者、情報責任</p>
---	---

者、情報管理者、ネットワーク管理者及びシステム業務管理者の権限及び責任は、情報化推進規程に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 最高情報統括責任者は、市における情報システムの開発、管理、運用、変更等の実施を決定する権限及び責任を有する。
- (2) 情報統括管理者は、市における情報システムの開発、管理、運用、変更等の実施について、必要な指示をする権限及び責任を有する。
- (3) 情報責任者は、所管する部等における情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有し、情報資産の管理及びこれに係る情報セキュリティを適正に実施する。
- (4) 情報管理者は、所管する課等における情報資産を利用する職員等に対して、情報セキュリティ対策に関する指導及び監督を行う権限及び責任を有する。情報管理者は、情報責任者の命を受け、所管する課等における情報セキュリティ対策を実施する。
- (5) ネットワーク管理者は、亀岡市地域イントラネット及び亀岡市地域イントラネットを使用して構築された情報システムについて、情報セキュリティ対策の具体的な手順等を明記した情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を策定するものとする。
- (6) システム業務管理者は、情報責任者の命を受け、所管する情報システムの適正な管理及び情報セキュリティ対策を実施するとともに、情報システムごとに実施手順を策定するものとする。

第2章 情報資産の分類及び管理等

第1節 情報資産の分類及び管理

(情報資産の分類)

第5条 情報資産は、情報セキュリティの重要性に応じ、次に掲げる分類に区分する。

- (1) 重要性分類Ⅰ 亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）第7条各号に規定する不開示情報を含む情報資産
- (2) 重要性分類Ⅱ 公にすることを予定していない情報資産（個人情報を含む情報資産を除く。）及び情報セキュリティに対する侵害が市の事務又は事業の執行等に重大な影響を及ぼすおそれのある情報資産
- (3) 重要性分類Ⅲ 前2号に掲げる情報資産以外の情報資産

2 前項に掲げる情報資産の重要性分類の指定は、情報責任者が行う。  
(情報資産の管理)

第6条 ネットワーク管理者、情報管理者及びシステム業務管理者（以下「情報資産管理責任者」という。）は、所管する情報資産を前条第1項の分類に従い責任をもって適正に管理しなければならない。

2 職員等は、情報システムで取り扱う情報を、前条第1項の分類に従い責任をもって適正に利用しなければならない。  
(情報資産の取扱い)

第7条 職員等は、情報資産を取り扱う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務上必要のない情報資産を作成し、又は入手しないこと。
- (2) 情報資産を作成し、又は入手したときは、第5条の規定による重要性の分類を定めること。
- (3) 業務以外の目的に情報資産を利用しないこと。

(情報資産の外部提供及び公表)

第8条 重要性分類Ⅰに該当する情報資産等は、法令又は条例の規定に基づく場合を除き、外部に提供してはならない。

2 重要性分類Ⅰ及びⅡの情報を外部に提供す

る者は、情報資産管理責任者の承認を得た上で、必要に応じ暗号化及びパスワード設定を行わなければならない。

- 3 情報資産管理責任者は、住民に公開する情報資産について、完全性を確保しなければならない。

(情報資産の送信)

第9条 重要性分類Ⅰに該当する電子情報は、電子メール等により送信してはならない。ただし、他に合理的な方法がない場合には、情報資産管理責任者の承認を得た上で、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）を利用し、暗号化及びパスワード設定を行わなければならない。

- 2 重要性分類Ⅱに該当する電子情報を電子メール等により送信する必要がある場合は、情報資産管理責任者の承認を得た上で、暗号化及びパスワード設定を行わなければならない。

- 3 前2項により暗号化及びパスワード設定を行う場合において、復号鍵又はパスワードは、当該電子メール等以外の確実な方法により送信先に伝達しなければならない。

## 第2節 基幹業務システムにおけるデータ等の管理

(データの使用)

第10条 業務主管課が保有する、基幹業務システムに係るデータ（以下この節において「データ」という。）を、他の課等が使用し電算処理を行う場合又は処理を外部に委託する場合は、データ使用承諾申請書（別記第1号様式）により、業務主管課の承諾及びネットワーク管理者の同意を得なければならない。

(データの閲覧)

第11条 業務主管課以外の課が当該業務に関するデータを閲覧する場合は、データ閲覧承

諾申請書（別記第2号様式）により、データを保有する業務主管課の承諾及びネットワーク管理者の同意を得なければならない。ただし、インターネットに公開されているデータについては、この限りでない。

(データの出力)

第12条 業務主管課が保有するデータを、電算処理により帳票等に出力する場合は、あらかじめデータ出力承諾申請書（別記第3号様式）により、ネットワーク管理者の承諾を得なければならない。

- 2 業務主管課が保有するデータを、他の課等が電算処理により帳票等に出力する場合も前項と同様とする。この場合、あらかじめデータを保有する業務主管課の同意を得るものとする。

- 3 業務主管課が、電子計算機室で出力処理を終えた帳票等を電子計算機室から搬出する場合は、出力帳票等記録簿（別記第4号様式）に必要事項を記入して電子計算機担当課職員の確認を受けなければならない。

(処理計画等の提出)

第13条 業務主管課は、翌月の電算処理計画を電算処理計画書（別記第5号様式）により当月の20日までにネットワーク管理者に提出しなければならない。

- 2 ネットワーク管理者は、当月末までに翌月の運用計画を電算処理運用計画書（別記第6号様式）により情報統括管理者に提出するものとする。

## 第3章 人的セキュリティ

### 第1節 職員等の責務

(職員等の役割及び責任)

第14条 職員等は、情報セキュリティ対策の実施にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この規程及び実施手順に定められている事項を遵守すること。
- (2) この規程及び実施手順について不明な点及び遵守することが困難な点がある場合は、速やかに情報管理者に報告し、指示等を仰ぐこと。
- (3) 電子計算機等を業務以外の目的に使用しないこと。
- (4) 使用を許可された情報システムを、最大の注意義務をもって使用すること。
- (5) パソコン、記録媒体、情報資産及びソフトウェア等を外部へ持ち出さないこと。ただし、情報管理者の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) 私物のパソコン及び記録媒体を業務に使用しないこと。ただし、情報管理者の許可を得たときは、この限りでない。
- (7) 情報漏えい及び不正操作を防止するため、離席するときは、パスワード入力が必要な画面に戻す等、情報システムの業務内容及び機能に応じて適切な対策を講じること。
- (8) 異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を返却すること。また、その後も業務上知り得た情報を漏らさないこと。

(臨時的任用職員等に対する指導)

第15条 情報管理者は、臨時的任用職員、非常勤職員、外部委託事業者等に情報資産を取り扱わせる場合は、この規程及び実施手順の内容を遵守させる等取扱いに関する適切な指導を行わなければならない。

2 ネットワーク管理者及び情報管理者は、臨時的任用職員又は非常勤職員の採用の際、必要に応じ、情報セキュリティ対策基準等を遵守する旨の同意書への署名を求めるものとする。

3 ネットワーク管理者は、臨時的任用職員又は非常勤職員にパソコン等の端末による作業

を行わせる場合において、インターネットへの接続及び電子メールの使用等が不要の場合、これを利用できないようにしなければならない。

(パスワードの管理)

第16条 職員等は、自己の保有するID及びパスワード(以下「パスワード」という。)の管理について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) パスワードを他者に知られないよう厳重に管理すること。
- (2) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと。
- (3) 職員等の間でパスワードを共有しないこと。
- (4) パソコン等にパスワードを記憶させないこと。
- (5) パスワードを他者に知られた場合又は知られた可能性がある場合は、直ちにネットワーク管理者及びシステム業務管理者に報告すること。

(ICカードの管理)

第17条 職員等は、自己の保有するICカードの管理について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ICカードを貸与しないこと。
- (2) ICカードを紛失又は毀損した場合若しくは盗難、詐取等にあった場合(以下「紛失等」という。)は、直ちにネットワーク管理者及び情報管理者に報告すること。

2 ネットワーク管理者及び情報管理者は、紛失等の報告を受けたときは、直ちに該当するICカードの利用を無効とする措置を講じなければならない。

(業務に利用するソフトウェア)

第18条 職員等は、端末の誤動作、コンピュータウイルスの感染等を防止するため、パソコン等の端末に無断でソフトウェアを導

入してはならない。

- 2 職員等は、情報管理者が業務上特に必要と認め、ネットワーク管理者がパソコン等の端末の動作に支障がないと認める場合は、定められたソフトウェア以外のソフトウェアを、パソコン等の端末に導入することができる。
- 3 前項の場合において、情報管理者は、事前にパソコン環境変更申請書（別記第7号様式）によりネットワーク管理者の許可を得なければならない。
- 4 ネットワーク管理者及び情報管理者は、導入したソフトウェアのライセンスを管理しなければならない。
- 5 職員等は、不正にコピーしたソフトウェアを利用してはならない。

（機器構成の変更）

第19条 職員等は、端末の誤動作、保守の困難化等を防止するため、パソコン等の端末に対し無断で設定の変更、機器の改造及び増設・交換を行ってはならない。

- 2 職員等は、情報管理者が業務上特に必要と認め、ネットワーク管理者がパソコン等の端末の動作に支障がないと認める場合は、設定の変更、機器の改造及び増設・交換を行うことができる。
- 3 前項の場合において、情報管理者は、事前に前条第3項に規定する申請書によりネットワーク管理者の許可を得なければならない。
- 4 職員等は、ネットワーク機器の設定を変更してはならない。
- 5 職員等は、ネットワーク管理者の許可なくパソコン等の端末をネットワークに接続してはならない。

（職員等によるコンピュータウイルス対策）

第20条 職員等は、情報システムへのコンピュータウイルス感染を防止するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 記録媒体、電子メール等によりデータ又

はソフトウェアを外部から取り入れる場合又は外部にデータを送付する場合は、必ずコンピュータウイルスチェックを行うこと。

- (2) ネットワーク管理者が提供するコンピュータウイルスに関する情報及び指導を常に確認し、その情報及び指導に従い必要な措置を講じること。
- (3) コンピュータウイルス対策ソフトウェアの設定を許可なく変更しないこと。
- (4) コンピュータウイルスが発見された場合は、直ちに情報システムの利用を中止し、情報管理者を通じてネットワーク管理者に報告するとともに、ネットワーク管理者の指示に従うこと。

（セキュリティ事故等に対する報告）

第21条 職員等は、情報セキュリティに対する事故、情報システム上の欠陥及び誤動作等を発見したとき、又は住民等からの連絡を受けたときは、速やかにネットワーク管理者及びシステム業務管理者に報告しなければならない。

- 2 職員等は、使用する電子計算機等に事故が発生した場合は、ネットワーク管理者及び情報管理者に報告しなければならない。
- 3 ネットワーク管理者、システム業務管理者又は情報管理者は、報告のあった事故等について、セキュリティ事故報告書（別記第8号様式）又は電子計算機等事故発生報告書（別記第9号様式）により情報統括管理者に報告しなければならない。
- 4 情報統括管理者は、当該事故等の復旧に必要な措置について、ネットワーク管理者、システム業務管理者又は情報管理者に指示するとともに、当該事故等が外部に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、最高情報統括責任者に報告し必要な指示を仰がなければならない。
- 5 ネットワーク管理者、システム業務管理者

又は情報管理者は、これらの事故等を分析し、再発防止のための情報として記録し、適切に保存しなければならない。また、事故原因の究明結果から、再発防止策を検討し、最高情報統括責任者に報告しなければならない。

- 6 最高情報統括責任者は、情報統括管理者から事故等について報告を受けた場合は、その内容を確認し、再発防止策を実施するために必要な措置を指示しなければならない。

## 第2節 情報セキュリティに関する啓発及び周知

(情報セキュリティに関する啓発及び周知)

第22条 最高情報統括責任者は、職員等に対し、情報セキュリティについての啓発を行わなければならない。

- 2 情報管理者は、所属する職員等に対して、情報セキュリティに関する周知を行い、その徹底を図らなければならない。

(情報セキュリティに関する教育及び訓練)

第23条 最高情報統括責任者は、職員等に対し、その役割に応じた情報セキュリティに関する研修を実施しなければならない。

- 2 職員等は、定められた研修に参加し、情報セキュリティ及び実施手順を理解し、情報セキュリティ上の問題を生じさせないようにしなければならない。

## 第4章 物理的セキュリティ

### 第1節 執務室等での管理

(執務室等での管理)

第24条 執務等を行う場所（以下「執務室等」という。）の施設に関する警備、施錠等の物理的情報セキュリティ対策は、施設の管理責任者及び情報管理者が行わなければならない。

- 2 職員等は、執務室等に配置した端末について、盗難防止のため、ワイヤー等による固定又は施錠可能な保管庫に収納できるものは、業務が終了した時点で収納し厳重に保管しなければならない。

- 3 職員等は、第三者に情報を閲覧されないことがないようにしなければならない。

- 4 職員等は、端末及び記録媒体について、第三者に使用されないことがないように管理しなければならない。

- 5 職員等は、電算処理端末としてパソコンを使用する場合の操作時間は、午前8時30分から午後5時15分までとしなければならない。

- 6 前項に規定する時間外において操作するときは、あらかじめネットワーク管理者にパソコン操作時間延長申請書（別記第10号様式）を提出し、承諾を得なければならない。

## 第2節 管理区域の管理

(管理区域の管理)

第25条 ネットワーク管理者は、サーバ等、特に重要な情報システムの設置及び運用を行うための部屋（以下「管理区域」という。）について、火災その他の災害及び盗難等に備え次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 管理区域内の機器等に、転倒及び落下防止等の耐震対策、防火措置、防水措置等を行うこと。
- (2) 管理区域内に設置する消火剤や消防用設備等が、機器及び記録媒体等に影響を与えないこと。
- (3) 施設管理部門と連携して、管理区域から外部に通ずるドアは必要最小限とし、鍵、監視装置、警報装置等によって許可されていない立入りを防止すること。
- (4) 施設管理部門と連携して、管理区域を囲

む外壁等の床下開口部を全て塞ぎ、外部からの侵入が容易にできないようにすること。  
 (5) 管理区域内の情報システムに関連しない機器、通信回線装置、記録媒体等を持ち込ませないこと。

(管理区域の入退室管理)

第26条 ネットワーク管理者は、管理区域への入退室を許可された者のみに制限し、ICカード、指紋認証等の生体認証又は入退室管理簿の記載による入退室管理を行わなければならない。

- 2 管理区域へ入室が認められた職員等は、入退室記録簿（別記第11号様式）に入退室時間、氏名及び用件を記入しなければならない。
- 3 ネットワーク管理者は、外部委託事業者等を、管理区域に入室させる場合、必要に応じ身分証明書等の提示を求めるものとする。
- 4 ネットワーク管理者は、外部からの訪問者が管理区域に入る場合には、必要に応じて立入区域を制限した上で、管理区域への入退室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できる措置を講じなければならない。

(管理区域の機器等の搬入出)

第27条 ネットワーク管理者は、管理区域へ搬入する機器等が、既存の情報システムに与える影響について、あらかじめ職員又は委託した事業者を確認を行わせなければならない。

- 2 ネットワーク管理者は、管理区域の機器等の搬入出について、職員を立ち合わせなければならない。

第3節 機器等に対する管理

(機器の取付け)

第28条 新たにネットワーク機器及び情報システム機器等を設置又は更新する場合は、最高情報統括責任者とあらかじめ協議しなければ

ならない。

- 2 情報資産管理責任者は、ネットワーク機器及び情報システム機器等の取付けを行う場合、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した施錠可能な区画内に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。
- 3 情報資産管理責任者は、システムの停止により、行政事務の執行等に重大な影響を及ぼすおそれがあるものについて二重化等を行い、同一データを保持し、システムの運用が停止しないように努めなければならない。

(機器の電源)

第29条 情報資産管理責任者は、施設管理部門と連携して、ネットワーク機器及び情報システム機器等の電源について、当該機器を適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備え付けなければならない。

- 2 情報資産管理責任者は、施設管理部門と連携して、落雷等による過電流に対して、ネットワーク機器及び情報システム機器等を保護するための措置を講じなければならない。

(通信ケーブル等の配線)

第30条 職員等は、通信ケーブル及び電源ケーブルを損傷しないよう適切に取り扱うとともに、ネットワーク管理者の許可なく通信ケーブルの配線を変更又は追加してはならない。

- 2 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、施設管理部門と連携して、通信ケーブル及び電源ケーブルの損傷等を防止するために、配線収納管を使用する等必要な措置を講じなければならない。

- 3 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、主要な箇所の通信ケーブル及び電源ケーブルについて、施設管理部門から損傷等

の報告があった場合、連携して対応しなければならない。

- 4 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、ネットワーク接続口を他者が容易に接続できない場所に設置する等適切に管理しなければならない。

(機器等の定期保守及び修理)

第31条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、重要性分類Ⅰ及びⅡの情報を記録したそれぞれが所管する情報システム機器について、定期保守を実施しなければならない。

- 2 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、記録媒体を内蔵する機器を外部の事業者へ修理させる場合は、内容を消去し、又は内容を消去できない場合においては、事業者と守秘義務契約を締結する等、機密保持の措置を講じなければならない。

(市の施設以外への機器の設置)

第32条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、市の施設以外の場所に情報システムを設置し、又は事業者等が設置する情報システムを利用しようとする場合は、必要な情報セキュリティ対策が十分に確保されていることを確認し、最高情報統括責任者の承認を受けなければならない。また、定期的に当該機器への情報セキュリティ対策状況について確認しなければならない。

(機器の廃棄等)

第33条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、情報システム機器を廃棄、リース返却等をする場合、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。

(庁舎内の通信回線等の管理)

第34条 情報統括管理者は、庁舎内の通信回線及び通信回線装置を施設管理部門と連携し、適切に管理しなければならない。また、通信

回線及び通信回線装置に関連する文書を適切に保管しなければならない。

- 2 情報統括管理者は、外部へのネットワーク接続を必要最低限に限定し、できる限り接続ポイントを減らさなければならない。
- 3 情報統括管理者は、行政系のネットワークをL G W A Nに集約するように努めなければならない。
- 4 情報統括管理者は、重要性分類Ⅰ及びⅡの情報を取り扱う情報システムに通信回線を接続する場合、必要なセキュリティ水準を検討の上、適切な回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、送受信される情報の暗号化を行わなければならない。
- 5 情報統括管理者は、重要性分類Ⅰ及びⅡの情報を取り扱う情報システムが接続される通信回線について、継続的な運用を可能とする回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、回線を冗長構成にする等の措置を講じなければならない。
- 6 ネットワークに使用する回線は、送信途上においてデータの破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように十分なセキュリティ対策が実施されたものでなければならない。

#### 第4節 記録媒体の取扱い及び管理

(記録媒体の管理)

第35条 情報資産管理責任者は、情報資産の分類に従って、情報資産の盗用、漏えい、紛失及び破損等を防止するため、記録媒体について、次に掲げるとおり、適切な管理を行わなければならない。

- (1) 最終的に確定したデータを記録した記録媒体は、書込禁止措置を行ったうえで保管すること。
- (2) 重要性分類Ⅰ及びⅡの情報を記録した記録媒体を保管する場合、施錠可能な場所に

保管すること。

- (3) 情報システムのバックアップで取得したデータを記録する記録媒体を長期保管する場合は、自然災害を被る可能性が低い地域への保管を考慮すること。
- (4) 重要性分類Ⅰ及びⅡの情報を記録した記録媒体の搬送にあたっては、必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、暗号化又はパスワードの設定を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じること。
- (5) 重要性分類Ⅰ及びⅡの情報を記録した記録媒体を運搬する者は、情報資産管理責任者に許可を得ること。

(記録媒体の廃棄)

第36条 重要性分類Ⅰ及びⅡの情報を記録した記録媒体が不要となった場合は、当該記録媒体の初期化等、データを復元できないように処置した上で廃棄しなければならない。

2 記録媒体の廃棄を行う者は、行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。

3 記録媒体の廃棄を行う者は、情報資産管理責任者に許可を得なければならない。

(USBメモリの取扱い)

第37条 情報管理者は、USBメモリを使用しようとするときは、USBメモリ等使用申請書(別記第12号様式)をネットワーク管理者に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、承認する期間は、当該年度内とする。

2 前項の規定により使用するUSBメモリは、ハードウェア暗号化及びパスワードによる認証をすることができるものでなければならない。

3 職員等は、情報資産の盗用、漏えい、紛失及び破損等を防止するため、USBメモリを外部に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、情報管理

者は、その持出しを職員又は守秘義務を明記した契約等を締結した外部事業者に行わせるとともに、USBメモリの物理的な保護措置の指示を出し、USBメモリ等管理台帳(別記第13号様式)に記載し、許可を与えることができる。

- (1) 所属する課等以外に情報を持ち出す必要がある場合
- (2) 国、地方公共団体及び外部委託事業者等との情報の交換が必要な場合
- (3) その他特に必要と認められる場合

4 前項各号の理由により外部に持ち出したUSBメモリは、その使用後は速やかに記録した情報の削除を行い、情報管理者に報告しなければならない。

5 情報管理者は、USBメモリを使用しないときは、施錠した場所に保管し、かつ、類推されにくいパスワードを設定するなど、紛失又は盗難を防止する措置を講じなければならない。

6 情報管理者は、USBメモリを紛失し、又は盗難にあった場合は、直ちにその状況を調査し、必要な措置を講じるとともに、その旨をネットワーク管理者に報告しなければならない。

## 第5章 技術的セキュリティ

### 第1節 コンピュータ及びネットワークの管理

(ファイルサーバの設定等)

第38条 ネットワーク管理者は、職員等が使用できるファイルサーバの容量を設定し、職員等に周知しなければならない。

2 ネットワーク管理者は、ファイルサーバを課室等の単位で構成し、職員等が他課室等のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないように、設定しなければならない。

3 ネットワーク管理者は、住民の個人情報、人事記録等、特定の職員等しか取り扱えないデータについて、別途ディレクトリを作成する等の措置を講じ、同一課室等であっても、担当職員以外の職員等が閲覧及び使用できないようにしなければならない。

(アクセス記録の取得等)

第39条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録（以下「アクセス記録等」という。）を取得し、窃取、改ざん、誤消去等を防止する措置を講じた上で一定期間保存しなければならない。

2 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、取得したアクセス記録等を定期的に点検又は分析する機能を設け、必要に応じて悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の有無について点検又は分析を実施しなければならない。

(情報システム仕様書等の管理)

第40条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、ネットワーク構成図、情報システム仕様書について、記録媒体の形態に関わらず、業務上必要とする者以外の者が閲覧したり、紛失したりすることがないように、適切な管理をしなければならない。

(情報資産のバックアップ)

第41条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、ファイルサーバ等に記録された情報資産について、サーバの二重化対策実施の有無に関わらず、必要に応じて定期的に情報資産のバックアップを実施しなければならない。

(ネットワークのアクセス制御)

第42条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、不正アクセスを防止するため、ネットワークのアクセス制御について、適切な措置を講じなければならない。

(外部の者が利用できるシステムの分離)

第43条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、インターネット等により外部の者が利用できるシステムについて、必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する等の措置を講じなければならない。

(外部ネットワークとの接続制限)

第44条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、所管するネットワークを外部ネットワークと接続しようとする場合には、最高情報統括責任者及び情報統括管理者の許可を得なければならない。

2 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、外部ネットワークとの接続にあたり、当該外部ネットワークのネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等を詳細に調査し、適用範囲における情報資産に影響が生じないことを確認しなければならない。

3 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、当該外部ネットワークのかしにより本市のデータの漏えい、破壊、改ざん又はシステムダウン等による業務への影響が生じた場合に対応するため、必要に応じて当該外部ネットワークの管理責任者による損害賠償責任を契約上担保するよう努めなければならない。

4 接続した外部ネットワークのセキュリティに問題が認められ、適用範囲における情報資産に脅威が生じることが想定される場合には、ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は当該外部ネットワークとの接続を物理的に遮断しなければならない。

(複合機のセキュリティ管理)

第45条 情報統括管理者は、複合機を調達する場合、当該複合機が備える機能、設置環境並びに取り扱う情報資産の分類及び管理方法に応じ、適切なセキュリティ要件を策定しな

ければならない。

- 2 情報統括管理者は、複合機の運用を終了する場合、複合機の持つ電磁的記録媒体の全ての情報を抹消又は再利用できないようにする対策を講じなければならない。

(無線LANによる通信の禁止)

第46条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、職員に無線LANを利用して電子情報を送信させ、又は受信させてはならない。ただし、業務上やむを得ない事情があり、情報統括管理者が認めたときは、この限りではない。

- 2 情報統括管理者は、前項ただし書の規定により無線LANによる通信を認める場合は、解読が困難な暗号化及び認証技術の使用を義務づけなければならない。

## 第2節 電子メールの取扱い及び管理

(電子メールのセキュリティ対策)

第47条 ネットワーク管理者は、電子メールの不正な第三者中継を不可能とするよう、電子メールサーバの設置を行わなければならない。

- 2 ネットワーク管理者は、電子メールの送受信容量の上限を設定し、上限を超える電子メールの送受信を不可能にしなければならない。

- 3 ネットワーク管理者は、セキュリティ上問題があると思われる添付ファイルについて、送受信を制限できるようにしなければならない。

(電子メールの利用制限)

第48条 職員等は、業務上必要のない送信先に電子メールを送信してはならない。

- 2 職員等は、複数の宛先に電子メールを送信する場合、必要がある場合を除き他の送信先

の電子メールアドレスがわからないようにしなければならない。

- 3 職員等は、重要な電子メールを誤送信した場合、情報管理者に報告しなければならない。
- 4 職員等は、自動転送機能を用いて、電子メールを転送してはならない。
- 5 職員等は、インターネットで利用できるフリーメール、ネットワークストレージサービス等を使用してはならない。ただし、業務上必要な場合は、ネットワーク管理者及び情報管理者の許可を得て利用することができる。

(電子署名・暗号化)

第49条 職員等は、情報資産の分類により定めた取扱制限に従い、外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合には、最高情報統括責任者が定める電子署名、暗号化又はパスワード設定等、セキュリティを考慮して、送信しなければならない。

- 2 職員等は、暗号化を行う場合に最高情報統括責任者が定める以外の方法を用いてはならない。また、最高情報統括責任者が定める方法で暗号のための鍵を管理しなければならない。

## 第3節 アクセス制御

(利用者の識別及び認証)

第50条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、所管するネットワーク又は情報システムに権限がない職員等がアクセスすることが不可能となるように、利用者の識別及び認証等適切な対応を行わなければならない。

(利用者ID等の管理)

第51条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、所管する情報システムの利用者IDを適切に管理し、サーバ等へのログインに関して、不正なログインを防止するため、利用者IDの設定及びパスワードの設定等の

対策を講じなければならない。

(管理者権限)

第52条 情報統括管理者及びネットワーク管理者は、管理者権限等の特権を付与されたIDを利用する者を必要最小限にし、当該IDのパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該ID及びパスワードを厳重に管理しなければならない。

2 情報統括管理者及びネットワーク管理者は、管理者権限等によるネットワーク及び情報システムへの接続時間を必要最小限に制限しなければならない。

(パスワードに関する情報の管理)

第53条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、職員等のパスワードに関する情報を厳重に管理しなければならない。

2 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、パスワードファイルを不正利用から保護するため、オペレーティングシステム等でパスワード設定のセキュリティ強化機能がある場合は、これを活用しなければならない。

## 第6章 情報システムの適正な運用

### 第1節 情報システムの開発、導入及び保守等

(情報システムの調達)

第54条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、情報システムの調達にあたっては、調達に関する仕様書類に必要とする技術的なセキュリティ機能を明記しなければならない。

2 機器及びソフトウェアの調達にあたっては、当該製品のセキュリティ機能を調査し、情報セキュリティ上問題のないことを確認しなければならない。

(情報システムの開発等)

第55条 ネットワーク管理者及びシステム業

務管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発、導入、更新及び運用保守にあたっては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 責任者及び監督者
- (2) 作業員及び作業範囲
- (3) 開発するシステムと運用中のシステムとの分離
- (4) 開発、保守に関する設計仕様等の成果物の提出
- (5) セキュリティ上問題となり得るおそれのあるハードウェア及びソフトウェアの使用禁止
- (6) アクセス制限
- (7) 機器の搬入出の際の許可及び確認
- (8) 記録の提出義務
- (9) 仕様書・マニュアル等の定められた場所への保管
- (10) 情報システムに係るソースコードの適切な方法での保管
- (11) 開発、保守を行った者の利用者ID、パスワード等の当該開発、保守終了後に不要となった時点での速やかな抹消
- (12) 情報システムセキュリティ実施手順書等の整備

2 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発、導入、更新及び運用保守にあたっては、不正にコピーしたソフトウェア及び個人所有のソフトウェアの導入又は使用等、問題のある行為が発生しないようにしなければならない。

(情報システムの移行)

第56条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、システム開発・保守及びテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム開発・保守計画の策定時に手順を明確にしなければならない。また、移行の際、情報システムに記録されているデータの保存を確実にし、移行に伴う情報システムの停

止等の影響が最小限になるよう配慮しなければならない。

2 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、新たに情報システムを導入する際には、既に稼働している情報システムに接続する前に、十分な試験を行わなければならない。また、既存の情報システムを更新する際には、既に稼働している情報システムとの連携において、十分な試験を行わなければならない。

3 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、テスト環境による動作確認後に情報システムの移行を行わなければならない。また、作業については、作業経過を確認しながら実施するとともに、作業内容を記録しなければならない。

4 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、原則として個人情報及び機密性の高いデータを試験データに使用してはならない。ただし、合理的な理由がある場合で、情報統括管理者が許可した場合は、この限りでない。

5 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、試験に使用したデータ及びその結果を一定期間厳重に管理しなければならない。

(情報システムの入出力データ)

第57条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、情報システムに入力されるデータについて、範囲、妥当性のチェック機能及び不正な文字列等の入力除去する機能を必要に応じて組み込むように情報システムを設計しなければならない。

2 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、情報システムから出力されるデータは、保存された情報の処理が正しく反映され、出力されるように情報システムを設計しなければならない。

(ソフトウェアの保守及び更新)

第58条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、ソフトウェア等を更新、又は修

正プログラムを導入する場合、不具合及び他のシステムとの相性の確認を行い、計画的に更新し、又は導入しなければならない。

2 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に対する修正プログラムについて、速やかに対応を行わなければならない。

(情報システムの変更管理)

第59条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴を作成しなければならない。また、窃取、改ざん等をされないように適切に管理を行わなければならない。

## 第2節 外部サービスの利用

(外部委託に関する管理)

第60条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、情報システムに関する企画、開発、保守、運用等及び電子計算機処理の一部又は全部を市以外の者に請け負わせる場合には、委託に係る契約書等に次に掲げる事項を必要に応じて明記しなければならない。

- (1) 業務上知り得た情報の守秘義務に関する事項
- (2) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (3) 情報及び関連資料の第三者への提供の禁止並びに目的外の使用の禁止に関する事項
- (4) 情報及び関連資料の取扱者の限定並びに複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 記録媒体及び端末の取扱いに関する事項
- (6) 事故発生時の報告義務及び立入調査に应付する義務
- (7) 契約に違反した場合における契約の解除及び損害賠償に関する事項
- (8) 委託業務終了時の情報及び関連資料の返還、廃棄等に関する事項

2 前項に加えて、次に掲げる事項を必要に応じて契約書等に明記するよう努めるものとする。

- (1) 提供されるサービスレベルの保証に関する事項
- (2) 外部委託事業者の従業員に対する研修の実施に関する事項
- (3) 外部委託事業者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法
- (4) 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務に関する事項
- (5) 外部施設等への搬送時における盗聴、不正コピー等の防止に関する事項

3 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、外部委託事業者のセキュリティ確保への取組状況、情報セキュリティマネジメントシステムに係る認証取得の状況、個人情報保護に関する取組状況の調査を行うとともに、契約締結後においても、定期的に又は随時、調査を行い、安全の確保に努めなければならない。

(ソーシャルメディアサービスの利用)

第61条 情報管理者は、業務のために市の公式アカウントを取得し、ソーシャルメディア（以下「SMS」という。）を運用しようとする場合は、あらかじめ運用手順等を定め、最高情報統括責任者の承認を得なければならない。

2 情報管理者は、本市のアカウントによる発信が、実際の本市のものであることを明らかにするために、アカウントの運用組織を明示する等の方法でなりすまし対策を行わなければならない。

3 情報管理者は、重要性分類Ⅰ及びⅡの情報をSMSで発信してはならない。

第3節 不正プログラム及び不正アクセス対策

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第62条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、不正プログラム対策として、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 外部ネットワークから受信したファイルは、コンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムによるシステムへの侵入を防止すること。
- (2) 所管するサーバ及び端末において、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させ、常に最新の状態を保つこと。
- (3) ネットワークに接続していないシステムにおいても、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及び定義ファイルの更新を実施すること。
- (4) コンピュータウイルス等の不正プログラム情報を収集し、必要に応じ職員等に対して注意喚起を行うこと。
- (5) 開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用しないこと。

(専門家の支援体制)

第63条 情報統括管理者は、実施しているコンピュータウイルス等対策では不十分な事態が発生した場合に備え、コンピュータウイルス等対策ソフトのサポート契約を締結する等、外部の専門家の支援を受けられるようにしておかななければならない。

(不正アクセス対策)

第64条 情報統括管理者は、不正なアクセスによる影響を防止するため、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 使用されていないポートを閉鎖すること。
- (2) 不要なサービスについて、機能を削除又は停止すること。
- (3) ソフトウェアにセキュリティホールが発見された場合は、速やかに修正プログラム

を適用すること。

- 2 最高情報統括責任者及び情報統括管理者は、攻撃の予告などサーバ等に不正アクセスを受けることが明白な場合には、システムの停止、他のネットワークとの切断等の必要な措置を講じなければならない。また、警察・関係機関との連絡を密にして情報の収集に努めなければならない。
- 3 最高情報統括責任者及び情報統括管理者は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反など、犯罪の可能性がある不正アクセスを受けた場合、不正アクセスの記録の保存に努めるとともに、警察・関係機関との緊密な連携に努めなければならない。
- 4 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、職員等及び外部委託事業者が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する不正アクセスや外部のサイトに対する不正アクセスを監視しなければならない。
- 5 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、職員等による不正アクセスを発見した場合は、当該職員等が所属する課等の情報管理者に通知し、適切な処置を求めなければならない。
- 6 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、情報システムにおいて、標的型攻撃による庁内への侵入を防止するために、教育や自動再生無効化等の人的対策や入口対策を講じなければならない。

(セキュリティ情報の収集)

第65条 情報統括管理者は、セキュリティホール等のセキュリティに関する情報を収集し、必要に応じ、関係者間で共有しなければならない。また、セキュリティホールの緊急度に応じて、ソフトウェア更新等の対策を実施しなければならない。

(情報システムの監視)

第66条 情報統括管理者及びネットワーク管

理者は、セキュリティに関する事象を検知するため、情報システムの監視を行わなければならない。

- 2 情報統括管理者及びネットワーク管理者は、重要なアクセスログ等を取得するサーバの正確な時刻設定又はサーバ間の時刻同期ができる措置を施さなければならない。
- 3 情報統括管理者及びネットワーク管理者は、外部と接続するシステムを稼働中、常時監視しなければならない。

#### 第4節 情報セキュリティの遵守状況の確認及び対処

(情報セキュリティの遵守状況の確認及び対処)

第67条 情報統括管理者及びネットワーク管理者は、情報セキュリティ対策基準の遵守状況について確認を行い、問題を認めた場合には、速やかに最高情報統括責任者及び情報管理者に報告しなければならない。

- 2 最高情報統括責任者は、発生した問題について、適切かつ速やかに対処しなければならない。

(端末及び記録媒体等の利用状況調査)

第68条 最高情報統括責任者及び最高情報統括責任者が指名した者は、情報漏えい、不正アクセス、コンピュータウイルス等の調査のために、パソコン等の端末、記録媒体、アクセス記録及びメール等の利用状況を調査することができる。

(職員等の報告義務)

第69条 職員等は、情報セキュリティ対策基準に対する違反行為を発見した場合、直ちに情報統括管理者及びネットワーク管理者に報告を行わなければならない。

- 2 情報統括管理者は、前項の違反行為が直ちに情報セキュリティ上重大な影響を及ぼす可

能性があると判断した場合は、最高情報統括責任者に報告するとともに、次条に規定する緊急時対応計画に従って適切に対処しなければならない。

## 第7章 情報セキュリティの脅威に対する緊急時の対応

### 第1節 緊急時対応計画の策定

#### (緊急時対応計画の策定)

第70条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、情報資産への重大な侵害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を策定しなければならない。

#### (緊急時対応計画に盛り込むべき内容)

第71条 前条に規定する緊急時対応計画には、次の内容を定めなければならない。

- (1) 関係者の連絡先
- (2) 発生した事案に係る報告すべき事項
- (3) 発生した事案への対応措置
- (4) 再発防止措置の策定

#### (緊急時対応計画の見直し)

第72条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、情報セキュリティを取り巻く状況の変化や組織体制の変動等に応じ、必要に応じて緊急時対応計画を見直さなければならない。

#### (例外措置の許可)

第73条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、情報セキュリティ関係規定を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し、又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、最高情報統括責任者の許可を得て、例外措置を

取ることができる。なお、ネットワーク管理者及びシステム業務管理者が、軽微な例外措置と判断したものについては、情報統括管理者の許可をもって、例外措置を取ることができる。

2 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、前項に該当する場合であって、行政事務の遂行に緊急を要し、前項に定める許可を得る時間的な猶予のないときは、例外措置を実施し、実施後速やかに最高情報統括責任者及び情報統括管理者に報告しなければならない。

3 最高情報統括責任者は、例外措置の申請書類、報告書類及び審査結果を適切に保管し、定期的に申請状況を確認しなければならない。

### 第2節 違反に対する対応

#### (法令の遵守)

第74条 職員等は、職務の遂行において使用する情報資産を保護するために、次の法令のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- (6) 亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）

#### (違反時の対応)

第75条 職員等に情報セキュリティ対策基準に違反する行為がみられた場合には、ネット

ワーク管理者及び情報管理者は、速やかに次の措置を講じなければならない。

- (1) 情報統括管理者に報告するとともに、当該職員等に対して違反する行為の事実を通知し、再発防止の指導その他適切な措置を行う。
- (2) 指導等によっても改善されない場合、情報統括管理者は、当該職員等の情報資産の使用権を停止又は剥奪することができる。
- (3) 情報統括管理者は、職員等の情報資産の使用権を停止又は剥奪した旨を速やかに最高情報統括責任者及び当該職員等が所属する課室等の情報管理者に通知しなければならない。

## 第8章 情報セキュリティ対策の評価及び見直し

### 第1節 監査

#### (監査の実施)

第76条 最高情報統括責任者は、情報統括管理者に命じ、ネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況について、必要に応じて監査を行わせなければならない。

#### (監査を行う者の要件)

第77条 情報統括管理者は、監査を実施する場合には、被監査部門から独立した者に対して、監査の実施を依頼しなければならない。

- 2 監査を行う者は、監査及び情報セキュリティに関する専門知識を有する者でなければならない。

#### (監査実施計画の策定及び実施への協力)

第78条 情報統括管理者は、監査を行うにあたっては、監査実施計画を策定し、情報化推進委員会に報告しなければならない。

- 2 被監査部門は、監査の実施に協力しなければならない。

#### (外部委託事業者に対する監査)

第79条 情報統括管理者は、外部委託事業者に対して、委託先事業者からの再委託の事業者も含めて、情報セキュリティ対策基準の遵守について、必要に応じて監査を行わなければならない。

#### (監査結果の報告及び監査書類の保管)

第80条 情報統括管理者は、監査結果を取りまとめ、情報化推進委員会に報告する。

- 2 情報統括管理者は、監査の実施を通して収集した監査証拠、監査報告書の作成のための監査調書を、紛失等が発生しないように適切に保管しなければならない。

#### (指摘事項への対処)

第81条 最高情報統括責任者は、監査結果を踏まえ、指摘事項に関係する情報責任者等に対し、当該事項への対処を指示しなければならない。また、指摘事項に関係しない情報責任者等に対しても、同種の課題及び問題点がある可能性が高い場合には、当該課題及び問題点の有無を確認させなければならない。

- 2 最高情報統括責任者は、情報セキュリティ対策基準の見直しその他情報セキュリティ対策の見直し時に監査結果を活用しなければならない。

### 第2節 自己点検

#### (自己点検の実施)

第82条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、所管するネットワーク及び情報システムの情報セキュリティ対策状況について、必要に応じて自己点検を実施しなければならない。

- 2 情報責任者は、所管する部等の情報セキュリティ対策状況について、必要に応じて自己点検を行わなければならない。

#### (自己点検結果等の報告)

第83条 ネットワーク管理者、システム業務管理者及び情報責任者は、自己点検結果と自己点検結果に基づく改善策を取りまとめ、情報統括管理者に報告しなければならない。

2 情報統括管理者は、報告を受けた点検結果及び改善策を最高情報統括責任者に報告したうえで、情報化推進委員会に報告しなければならない。

(自己点検結果の活用)

第84条 職員等は、自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善を図らなければならない。

2 最高情報統括責任者は、情報セキュリティ対策基準の見直しその他情報セキュリティ対策の見直し時に点検結果を活用しなければならない。

### 第3節 改善及び見直し

(改善の措置)

第85条 ネットワーク管理者、システム業務管理者及び情報責任者は、業務上発見された問題、住民からの指摘による問題、監査及び自己点検において指摘された問題等に対する再発防止のため、その原因を除去するための措置を講じなければならない。

2 ネットワーク管理者、システム業務管理者及び情報責任者は、業務上予見される問題、他の組織で発生したものと同種の情報セキュリティ事件・事故、監査及び自己点検において指摘されうる問題等の発生を未然に防止するため、その原因を除去するための措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ対策基準の見直し)

第86条 最高情報統括責任者は、情報セキュリティ対策基準について、監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、必要があると認めた場合、

改善を行うものとする。

## 第9章 雑則

(委任)

第87条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、最高情報統括責任者が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(規程等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 亀岡市情報セキュリティ運用管理規程(平成16年亀岡市訓令第21号)

(2) 亀岡市USBメモリ等取扱要綱(平成23年亀岡市訓令第8号)

別記第1号様式(第10条関係)

データ使用承諾申請書

年 月 日

様

申請課

貴課保有のデータを使用し、電子計算処理を行いたいので、次のとおり申請します。

記

1	使用したいデータ名	
2	データを使用して行う処理の内容	
3	処理により出力する帳票名及び帳票の利用方法等	
4	個人情報取扱事務の登録申請課	事務の名称( ) 登録年月日( 年 月 日) 課 長

申請課 様	データ使用承諾書	年 月 日
本課保有のデータを申請のとおり使用することを承諾します。		
データ使用の条件等	データ保有課 課 長	データ保有課

申請課 様	データ使用同意書	年 月 日
データ保有課のデータを申請のとおり使用することに同意します。		
電子計算機担当課 課 長	ネットワーク管理者	

第2号様式(第11条関係)

データ閲覧承諾申請書

年 月 日

様

申請課

貴課保有のデータを閲覧したいので、次のとおり申請します。

記

1	閲覧するデータ名	
2	閲覧する目的	
3	閲覧する期間及び時間帯	
4	閲覧する職員の名義	
5	閲覧の方法	
6	個人情報取扱事務の登録申請課	事務の名称( ) 登録年月日( 年 月 日) 課 長

申請課 様	データ閲覧承諾書	年 月 日
本課保有のデータを申請のとおり閲覧することを承諾します。		
データ保有課 課 長	データ保有課	

申請課 様	データ閲覧同意書(端末機でデータ閲覧をする場合)	年 月 日
データ保有課のデータを申請のとおり閲覧することに同意します。		
電子計算機担当課 課 長	ネットワーク管理者	



第5号様式（第13条関係）

電算処理計画書（月 日～ 月 日）

課 係

課 長			

日 (曜日)	時 処理業務	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	以降
		(月)	オンライン処理 バッチ処理																					
(火)	オンライン処理 バッチ処理																							
(水)	オンライン処理 バッチ処理																							
(木)	オンライン処理 バッチ処理																							
(金)	オンライン処理 バッチ処理																							
(土)	オンライン処理 バッチ処理																							
(日)	オンライン処理 バッチ処理																							

(注意) ※ 「電算処理計画書」は、期日までに提出してください。  
 ※ 時間外にオンライン処理をする場合は、1週間前までに「パソコン操作時間延長申請書」を提出してください。

第6号様式（第13条関係）

電算処理運用計画書（月 日～ 月 日）

ネットワーク 管理者			

日 (曜日)	時 処理業務	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	以降
		(月)	バッチ処理 オンライン処理 (時間外)																					
(火)	バッチ処理 オンライン処理 (時間外)																							
(水)	バッチ処理 オンライン処理 (時間外)																							
(木)	バッチ処理 オンライン処理 (時間外)																							
(金)	バッチ処理 オンライン処理 (時間外)																							
(土)	バッチ処理 オンライン処理 (時間外)																							
(日)	バッチ処理 オンライン処理 (時間外)																							

第7号様式(第18条関係)

パソコン環境変更申請書

ネットワーク管理者様

年 月 日

申請課

当課に設置のパソコンの環境変更をしたいので、申請します。

記

変更内容			
対象機器(端末No.等)			
変更に必要なソフトウェア又は機器等			
変更が必要な理由(詳細に)			
	申請課	課長	

申請課様			
パソコンの環境を変更することを承諾します。			
			年 月 日
	ネットワーク管理者		
	課長		

- ※ ソフトウェアをインストールする場合、ライセンス確認ができる書類を添付して下さい。
- ※ ソフトウェアをインストールする場合、著作権、使用許諾権を侵害するような違法行為は絶対しないでください。
- ※ ソフトウェアをインストールする場合、周辺機器を増設する場合のいずれも、OSの動作保証がされているものに限ります。

第8号様式(第21条関係)

セキュリティ事故報告書

情報統括管理者様

年 月 日

印

次のおり情報セキュリティに係る事故の状況について報告します。

情報システムの名称等			
事故の発生日時	年 月 日	午前・午後	時 分
事故の発生場所			
事故の内容			
事故の原因			
事故の影響			
初期の対処内容			
今後の措置			
備考			

第9号様式(第2.1条関係)

電子計算機等事故発生報告書

年 月 日

情報統括管理者 様

図

電子計算機等に事故が発生しましたので報告いたします。

発生日時	年	月	日	午前・午後	時	分
発生場所						
発生原因						
経緯						
事故の状況						
影響する業務						
修復の可否	可・否	修復に要する日数	日			
修復経費	約		円			
今後の対応措置						
その他						

第10号様式(第2.4条関係)

パソコン操作時間延長申請書

年 月 日

ネットワーク管理者 様

申請課

延長する月日	年	月	日から	年	月	日まで
延長する時間	午後	時	分から	午後	時	分まで
端末機使用場所						
端末機使用台数	台(端末機番号)					
端末機使用業務						
延長の理由						
端末機操作員氏名 (端末機主任)						
備考						
課長						

(電子計算機担当課記入欄)

延長の可否	再起動プログラム名				
可・否					
調整事項					
ネットワーク 管理者					

※ この申請書は、実施日の1週間前までに提出してください。

第11号様式 (第26条関係)

入退室記録簿

年月日	入室時刻～退室時刻	所	所属	氏名	用件	立会人の要否	立会人
/ /	: ~ :					要・否	
/ /	: ~ :					要・否	
/ /	: ~ :					要・否	
/ /	: ~ :					要・否	
/ /	: ~ :					要・否	
/ /	: ~ :					要・否	
/ /	: ~ :					要・否	
/ /	: ~ :					要・否	
/ /	: ~ :					要・否	
/ /	: ~ :					要・否	

第12号様式 (第37条関係)

USBメモリ等使用申請書

年 月 日

ネットワーク管理者 様

申請課

当課でUSBメモリ等を使用したいので申請します。

記

装置種類 (メーカー)	(型番)		
使用期間	年 月 日	～	年 月 日
使用目的			
管理責任者 (職・氏名)			
申請課	課長		

申請課 様

USBメモリ等の使用を承認します。

(管理番号 No. )

年 月 日

ネットワーク管理者

電子計算機担当課

課長

- ※ USBメモリ等は、セキュリティ機能付きでなければ承認できません。事前に電子計算機担当課へ確認して下さい。
- ※ USBメモリ等は、情報管理者 (所属長) の許可がなければ外部に持ち出すことはできません。
- ※ 申請書とともにUSBメモリ等を持参して下さい。

第13号様式（第37条関係）

USBメモリ等管理台帳

持出し日	返却予定日	USBメモリ等 管理番号	持出し場所	持出し情報の種別 及びファイル数	申請者印	情報管理者	
						許可印	返却 確認印
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他( ) ファイル数:			
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他( ) ファイル数:			
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他( ) ファイル数:			
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他( ) ファイル数:			
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他( ) ファイル数:			
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他( ) ファイル数:			
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他( ) ファイル数:			
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他( ) ファイル数:			

○USBメモリ等を外部に持出しする際は、その都度この台帳に記載し、情報管理者の許可を得ることとする。

○使用後は、速やかにUSBメモリ等に保存されたデータの削除を行い、情報管理者に報告し返却することとする。

## 公 告

亀岡市公告第9号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成27年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 1 捕獲日時 | 平成27年4月8日<br>午前10時頃 |
| 2 捕獲場所 | 亀岡市東本梅町松熊地内         |
| 3 種類   | 雑種                  |
| 4 毛色   | 茶                   |
| 5 性別   | 雌                   |
| 6 体格   | 中型                  |
| 7 犬の鑑札 | なし                  |
| 8 注射済票 | なし                  |

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成27年4月15日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第10号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成27年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成27年4月24日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第11号

路上の放置物件の撤去

次の物件は、道路法（昭和27年法律第180号）第43条に違反し、不法占用物件として市民生活及び道路管理上支障となっている。物件の占有者等は、平成27年5月10日までに物件を撤去し、道路を原状に回復するよう、道路法第71条第1項の規定により命ずる。

もし、期日までに撤去されない場合は、同法第71条第3項の規定により、市で撤去の上処分する。

平成27年4月27日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 市道名 市道保津川団地3号線
- 2 場所 亀岡市北河原町2丁目 地内
- 3 物件名 ホンダ オデッセイ 白

「揭示済」

亀岡市公告第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年4月28日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - 南丹都市計画道路事業
  - 3・4・8号
  - 並河亀岡停車場線
  - 3・4・26号
  - 並河北河原線（余部北河原線）
- 2 施行者の名称
  - 京都府
- 3 縦覧場所
  - 亀岡市安町野々神8番地
  - 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

## 任免及び辞令

山 川 昭 子  
 米 原 亨  
 福 島 達 夫  
 吉 田 龍 児  
 浦 田 眞 幸  
 池 田 将 吾  
 安 達 整 実  
 田 路 朋 哉  
 稲 葉 照 美  
 松 田 純 子  
 吉 田 咲 稚 子  
 中 西 淳 子  
 植 木 孝 宜  
 大 島 知 子  
 東 原 博 司  
 佐 藤 俊 之  
 佐 藤 英 夫  
 調 幸 治  
 調 早 苗  
 瀬 尾 博  
 十 倉 佳 史  
 奈 良 武 史  
 温 井 雅 紀  
 三 山 将 成  
 日 野 原 惠 子  
 廣 野 正 子  
 桃 井 満 壽 子  
 市 川 益 代  
 伊 藤 令 子  
 小 早 川 広 惠  
 竹 岡 惠 子  
 中 村 隆 子  
 廣 田 紀 美 子  
 藤 原 照 代

(各 通)

(各 通) 竹 本 知 子  
 福 田 裕 行  
 亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します  
 任期は平成29年3月31日までとします  
 藤 原 史 博  
 亀岡市立幼稚園医に委嘱します  
 小 野 恒太郎  
 亀岡市立幼稚園歯科医に委嘱します  
 田 原 浩  
 亀岡市立幼稚園薬剤師に委嘱します  
 調 早 苗  
 亀岡市立本梅保育所嘱託医に委嘱します  
 吉 岡 隆 行  
 亀岡市立東本梅保育所嘱託医に委嘱します  
 藤 原 史 博  
 亀岡市立川東保育所嘱託医に委嘱します  
 佐 藤 明 美  
 亀岡市立中部保育所嘱託医に委嘱します  
 樋 垣 泰 伸  
 亀岡市立東部保育所嘱託医に委嘱します  
 上 原 久 和  
 亀岡市立第六保育所嘱託医に委嘱します  
 東 原 博 司  
 亀岡市立別院保育所嘱託医に委嘱します  
 白 川 和 夫  
 亀岡市立保津保育所嘱託医に委嘱します  
 脇 新 五  
 亀岡市立本梅保育所嘱託歯科医に委嘱します  
 上 原 久 晴  
 亀岡市立東本梅保育所嘱託歯科医に委嘱します  
 坂 井 知 明  
 亀岡市立川東保育所嘱託歯科医に委嘱します  
 荻 野 茂  
 亀岡市立中部保育所及び亀岡市立別院保育所嘱託歯科医に委嘱します  
 植 村 正 敏  
 亀岡市立東部保育所嘱託歯科医に委嘱します

浦 田 眞 幸  
 亀岡市立第六保育所嘱託歯科医に委嘱します  
 石 川 清 之  
 亀岡市立保津保育所嘱託歯科医に委嘱します  
 上 田 正 昭  
 亀岡市の生涯学習によるまちづくり推進にかか  
 る亀岡市学術顧問に委嘱します  
 任期は平成28年3月31日までとします  
 吉 岡 眞知子  
 亀岡市教育委員会委員に任命します  
 竹 田 幸 生  
 亀岡市監査委員に選任します  
 西 垣 逸 郎  
 亀岡市の産業医を委嘱します  
 人 羅 浩 基  
 (各 通) 小 林 豊  
 田 村 昌 之  
 山 内 政 明  
 亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します  
 任期は平成29年3月31日までとします  
 馬 渡 真 吾  
 亀岡市国民保護協議会委員に任命します  
 任期は平成28年9月30日までとします  
 平成27年4月1日

山 田 百 十  
 亀岡市固定資産評価審査委員会委員に選任しま  
 す  
 平成27年4月4日

森 二三雄  
 兒 嶋 正 晴  
 (各 通) 西 村 信 義  
 栗 林 繁 治  
 中 村 善 昭

(各 通) 大 前 民 男  
森 典 幸  
亀岡市中野平松井手財産区管理会委員に選任し  
ます

平成27年4月8日

(各 通) 井 内 邦 夫  
井 内 廣 樹  
高 向 進  
日下部 源 造  
日下部 健  
奥 村 嘉 宏  
中 村 俊 光

亀岡市東本梅財産区管理会委員に選任します

(各 通) 大 西 利 和  
大 西 武 司  
中 村 和 史  
廣 瀬 日出男  
栗 林 伸 明  
中 村 正 弘

亀岡市中野財産区管理会委員に選任します

(各 通) 早 田 秀 生  
榎 重 男  
早 田 義 孝  
森 修

亀岡市井手財産区管理会委員に選任します

(各 通) 小 林 義 夫  
小 林 仁  
加 舎 茂 和  
小 林 芳 文  
森 伸 重  
森 安 治  
森 善 彦

亀岡市西加舎財産区管理会委員に選任します

(各 通) 上 原 正 晴  
河 本 隆 一  
柳 原 和 明  
竹 岡 忠 晃

(各 通) 奥 村 昭  
竹 岡 明  
亀岡市東加舎財産区管理会委員に選任します  
平成27年4月10日

(各 通) 西 村 誠  
前 出 元 次  
數 井 正 一  
數 井 保 博  
森 敏 之  
西 村 進  
亀岡市平松財産区管理会委員に選任します  
平成27年4月13日

勢 井 慎 吾  
亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します  
任期は平成28年9月4日までとします  
平成27年4月14日

(各 通) 數 井 邦 雄  
上 原 嘉 文  
八 木 正 行  
中 村 俊 孝  
森 金 滋  
森 文 彦  
村 田 新  
亀岡市本梅財産区管理会委員に選任します  
平成27年4月15日

(各 通) 大 迫 徹  
佐 藤 英 夫  
竹 林 亜 樹  
中 西 淳 子  
林 太 一  
森 戸 俊 典  
永 井 秀 之  
鎌 田 幸 恵  
瀬 尾 博

(各 通)

寺 田 直 人  
徳 川 輝 尚  
山 内 節 子  
日野原 惠 子  
湊 雅 代

亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会委員  
に委嘱します

任期は平成29年3月31日までとします  
平成27年4月21日

桂 川 孝 裕  
亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます  
平成27年4月29日

監査委員欄

公 表

亀岡市監査公表第6号

地方自治法第199条第5項の規定による監  
査を実施したので、その結果を同条第9項の規  
定により公表する。

平成27年4月14日

亀岡市監査委員 関本孝一  
亀岡市監査委員 竹田幸生

1 監査の種類 平成27年度随時監査

2 監査の対象

平成26年度末現在における棚卸状況につ  
いて

- (1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
- (2) 市立病院の医薬品・診療材料

3 監査実施日 平成27年4月7日（火）

4 監査の結果

上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）及び市立病院の医薬品・診療材料の棚卸状況について監査を実施したところ、適正であった。

なお、監査執行の過程において、関係書類等で気付いた軽易な事項については、適宜指導したところである。

「揭示済」

# 教育委員会欄

## 規則

亀岡市立幼稚園保育料減免規則をここに公布する。

平成27年4月21日

亀岡市教育委員会  
委員長 栗山正則

亀岡市教育委員会規則第6号

亀岡市立幼稚園保育料減免規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号。以下「条例」という。）第4条第4号の規定により教育委員会が必要と認めた場合に行う保育料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(低所得者等に対する減免)

第2条 条例別表第1に定める保育料において第2階層に認定した世帯が次の各号のいずれかに該当する場合の保育料は、免除とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

- (2) 在宅障害児（者）のいる世帯

(多子世帯に対する減免)

第3条 条例別表第1に定める保育料において、次の各号のいずれにも該当する者（第3子以降に限る。）に係る保育料は、免除とする。

- (1) 亀岡市内に居住地を有する者で、満18歳未満の児童（18歳に達する日以後最初

の3月31日までの間にある者を含む。）

が3人以上いる世帯の者

- (2) 第2階層から第4階層までに認定した世帯の者

(減免の手続)

第4条 第2条又は第3条の減免を受けようとする者は、幼稚園保育料減免申請書（別記様式）を提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月分の保育料から適用する。

別記様式（第4条関係）

幼稚園保育料減免申請書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

保護者

住 所

氏 名

㊟

施設名

児童名

亀岡市幼稚園保育料減免規則第 条の規定により、保育料の減免を申請します。

記

減免を必要とする理由

「揭示済」

# 教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第4号

庁中一般

亀岡市立幼稚園運営規程を次のように定める。

平成27年4月1日

亀岡市教育委員会  
教育長 竹岡 敏

## 亀岡市立幼稚園運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 本園の目的は、亀岡市立幼稚園園則(昭和40年亀岡市教育委員会規則第4号。以下「園則」という。)第1条に定めるとおりとする。

2 本園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。

(提供する教育の内容)

第2条 本園の教育課程その他の教育の内容は、園則第2条に定めるとおりとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 本園に置く教職員組織は、園則第13条に定めるとおりとする。

2 園則第13条に定める職員の職務は、学校教育法その他の関係法令の定めるところによる。

(教育を行う日及び時間等)

第4条 本園の教育を行う日及び時間等は、園則第11条及び別表のとおりとする。

(保育料等)

第5条 本園においては、亀岡市立幼稚園条例(昭和40年亀岡市条例第24号)第3条から第5条までの規定により保育料を保護者から徴収する。

2 本園においては、亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年亀岡市条例第21号)第14条第4項の規定により、教材費等の実費を徴収することができる。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第6条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

教育標準時間の認定を受けた園児

160人

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第7条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第3条、第4条、第14条から第16条までに定めるとおりとする。

2 利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第7条の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第8条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条及び第29条第1項の規定に基づき幼稚園安全管理マニュアルを作成し訓練等を行う。

2 本園は、学校保健安全法及び亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第33条の規定に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

開園日等

開 園 日	月曜日から金曜日まで
教 育 時 間	午前9時00分から午後1時00分まで 又は午後2時00分まで
預かり保育 の実施日等	月曜日から金曜日まで 教育時間終了後から午後5時00分まで
休 園 日	日曜日、土曜日、国民の祝日 夏季休業日 7月21日から8月31日まで 冬季休業日 12月24日から1月6日まで 春季休業日 3月25日から4月7日まで

「揭示済」

亀岡市教育委員会教育長訓令第5号

庁中一般

亀岡市立学校給食センター運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

亀岡市教育委員会

教育長 竹岡 敏

亀岡市立学校給食センター運営規程の一部を改正する訓令

亀岡市立学校給食センター運営規程（昭和54年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「米飯及びパンは、京都府学校給食会が指定した」を「米飯は、別に定める方法により決定した」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次のように加える。

2 パンは、京都府学校給食会が指定した委託加工業者から調達する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

## 任免及び辞令

西垣逸郎  
 亀岡市立亀岡小学校医に委嘱します

藤原史博  
 亀岡市立安詳小学校医に委嘱します

佐藤英夫  
 亀岡市立東別院小学校医に委嘱します

栗山卓弥  
 亀岡市立西別院小学校医に委嘱します

福島達夫  
 亀岡市立曾我部小学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立吉川小学校医に委嘱します

佐藤明美  
 亀岡市立蒔田野小学校医に委嘱します

調早苗  
 亀岡市立本梅小学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立畑野小学校医に委嘱します

吉岡隆行  
 亀岡市立青野小学校医に委嘱します

東原博司  
 亀岡市立大井小学校医に委嘱します

森戸俊典  
 亀岡市立千代川小学校医に委嘱します

中川務  
 亀岡市立川東小学校医に委嘱します

白川和夫  
 亀岡市立保津小学校医に委嘱します

樋垣泰伸  
 亀岡市立つつじヶ丘小学校医に委嘱します

上原久和  
 亀岡市立城西小学校医に委嘱します

植木孝宜  
 亀岡市立詳徳小学校医に委嘱します

飯野茂  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校医に委嘱します

平田正弘  
 亀岡市立亀岡中学校医に委嘱します

佐藤英夫  
 亀岡市立別院中学校医に委嘱します

吉岡克己  
 亀岡市立南桑中学校医に委嘱します

調幸治  
 亀岡市立育親中学校医に委嘱します

平岡聡  
 亀岡市立高田中学校医に委嘱します

十倉佳史  
 亀岡市立東輝中学校医に委嘱します

文字直  
 亀岡市立大成中学校医に委嘱します

加藤啓一郎  
 亀岡市立詳徳中学校医に委嘱します

嶋村浩一  
 亀岡市立亀岡小学校歯科医に委嘱します

並河治之  
 亀岡市立安詳小学校歯科医に委嘱します

前川眞司  
 亀岡市立東別院小学校歯科医に委嘱します

脇新五  
 亀岡市立西別院小学校歯科医に委嘱します

内藤春生  
 亀岡市立曾我部小学校歯科医に委嘱します

荻野茂  
 亀岡市立吉川小学校歯科医に委嘱します

天野浩  
 亀岡市立蒔田野小学校歯科医に委嘱します

斎藤義裕  
 亀岡市立本梅小学校歯科医に委嘱します

藤田幸彦  
 亀岡市立畑野小学校歯科医に委嘱します

細木一成  
 亀岡市立青野小学校歯科医に委嘱します

遠坂 豊	山口 徳人
亀岡市立大井小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立東別院小学校薬剤師に委嘱します
浦田 眞幸	岩田 庄司
亀岡市立千代川小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立西別院小学校薬剤師に委嘱します
植村 正敏	浅井 直子
亀岡市立川東小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立曾我部小学校薬剤師に委嘱します
石川 清之	望月 英孝
亀岡市立保津小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立吉川小学校薬剤師に委嘱します
中村 弘之	田原 浩
亀岡市立つつじヶ丘小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立蕨田野小学校薬剤師に委嘱します
中川 幹也	片山 徹
亀岡市立城西小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立本梅小学校薬剤師に委嘱します
池田 利夫	江頭 美来
亀岡市立詳徳小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立畑野小学校薬剤師に委嘱します
前田 文義	森 麻由子
亀岡市立南つつじヶ丘小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立青野小学校薬剤師に委嘱します
安井 明平	中西 暢之
亀岡市立亀岡中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立大井小学校薬剤師に委嘱します
田中 恵一	中川 喜よ美
亀岡市立別院中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立千代川小学校薬剤師に委嘱します
市川 章	重田 喜美子
亀岡市立南桑中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立川東小学校薬剤師に委嘱します
西田 幸弘	安達 整実
亀岡市立育親中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立保津小学校薬剤師に委嘱します
坂井 知明	宮里 輔
亀岡市立高田中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立つつじヶ丘小学校薬剤師に委嘱します
中川 博友	澤田 祐樹
亀岡市立東輝中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立城西小学校薬剤師に委嘱します
吉田 龍兒	天野 順介
亀岡市立大成中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立詳徳小学校薬剤師に委嘱します
岡本 眞和	廣瀬 裕之
亀岡市立詳徳中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立南つつじヶ丘小学校薬剤師に委嘱します
神田 孝泰	田原 浩
亀岡市立亀岡小学校薬剤師に委嘱します	亀岡市立亀岡中学校薬剤師に委嘱します
藤本 亮	升田 征機
亀岡市立安詳小学校薬剤師に委嘱します	亀岡市立別院中学校薬剤師に委嘱します

武田 紗代子  
亀岡市立南桑中学校薬剤師に委嘱します

中村 孝次郎  
亀岡市立育親中学校薬剤師に委嘱します

寺田 希久子  
亀岡市立高田中学校薬剤師に委嘱します

俵 知可  
亀岡市立東輝中学校薬剤師に委嘱します

田路 朋哉  
亀岡市立大成中学校薬剤師に委嘱します

栗林 高宏  
亀岡市立詳徳中学校薬剤師に委嘱します

平成27年4月1日

## 選挙管理委員会欄

### 告示

亀岡市選挙管理委員会告示第34号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員  
一般選挙における候補者の選挙運動に関する収  
支報告書の要旨を公職選挙法第192条第1項  
の規定により、次のとおり公表する。

平成27年4月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	明 田 昭	所属党派	無 所 属	期 間	平成27年 1月18日から	第1回分
出納責任者氏名	人 見 勝 洋				平成27年 1月24日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	475,000
			家屋費	284,429
			選挙事務所費	269,013
			集会会場費	15,416
			通信費	40,841
			交通費	16,265
			印刷費	689,792
			広告費	163,503
			文具費	26,411
			食糧費	327,610
			休泊費	0
			雑費	237,039
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,350,000		
今 回 計		2,350,000	今 回 計	2,260,890
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		2,350,000	総 計	2,260,890

報告書受理年月日	平成27年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	石野善司	所属党派	無所属	期 間	平成26年12月22日から	第1回分
出納責任者氏名	西田和美				平成27年 1月29日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
中尾 正	無職	70,000	人件費	920,000
谷口 捷行	自営業	70,000	家屋費	329,788
近藤 好伸	自営業	30,000	選挙事務所費	319,788
石野 晴男	会社員	30,000	集会会場費	10,000
畑 数明	自営業	50,000	通信費	18,749
沼田 辰夫	会社員	20,000	交通費	70,000
河本 幸生	会社員	50,000	印刷費	458,082
美濃部純治	自営業	30,000	広告費	140,400
伊藤 浄志	無職	30,000	文具費	990
八木 敬三	無職	40,000	食糧費	195,431
中尾 京子	無職	60,000	休泊費	0
村上 哲	無職	40,000	雑費	4,492
太田千恵子	無職	30,000		
金子 凱美	無職	30,000		
栗山 安子	会社員	70,000		
西田 和美	会社員	20,000		
河本 温雄	会社員	20,000		
小川 正次	会社員	20,000		
沼田 敏宏	会社員	20,000		
山田 清司	会社員	30,000		
斉藤 嘉徳	会社員	40,000		
栗山 孝雄	自営業	70,000		
岡田 悦次	無職	60,000		
その他の寄附	8件	75,000		
その他の収入		674,850		
今 回 計		1,679,850	今 回 計	2,137,932
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,679,850	総 計	2,137,932

報告書受理年月日	平成27年2月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	井上耕作	所属党派	無所属	期 間	平成26年12月 1日から	第1回分
出納責任者氏名	今田浩	今田浩			平成27年 2月 4日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
今田 浩	会社員	70,000	人件費	435,000
益川 明雄	無職	70,000	家屋費	6,900
町田 隆彦	無職	70,000	選挙事務所費	0
			集合会場費	6,900
			通信費	50
			交通費	0
			印刷費	356,173
			広告費	234,126
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	290
その他の寄附	5件	50,000		
その他の収入		800,000		
今 回 計		1,060,000	今 回 計	1,032,539
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,060,000	総 計	1,032,539

報告書受理年月日	平成27年2月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小川克己	所属党派	無所属	期 間	平成26年12月16日から	第1回分
出納責任者氏名		中西誠			平成27年 2月 4日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	270,000
			家屋費	488,128
			選挙事務所費	460,028
			集会会場費	28,100
			通信費	0
			交通費	29,853
			印刷費	549,750
			広告費	647,141
			文具費	708
			食糧費	86,001
			休泊費	0
			雑費	106,779
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,788,347		
今 回 計		1,788,347	今 回 計	2,178,360
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,788,347	総 計	2,178,360

報告書受理年月日	平成27年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小川克己	所属党派	無所属	期 間	平成27年 2月 5日から	第2回分
出納責任者氏名		中西誠			平成27年 3月11日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	70,511
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		70,511		
今 回 計		70,511	今 回 計	70,511
前 回 計		1,788,347	前 回 計	2,178,360
総 計		1,858,858	総 計	2,248,871

報告書受理年月日	平成27年3月11日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	奥野正三	所属党派	無所属	期 間	平成26年12月 1日から	第1回分
出納責任者氏名	堀田稔				平成27年 1月25日まで	

収 入				支 出	
主たる寄附				円	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円		
山内 勇	農業	35,000		人件費	870,000
堀田 稔	会社員	35,000		家屋費	322,572
西村 誠	無職	35,000		選挙事務所費	308,272
山内 亨	無職	35,000		集合会場費	14,300
齋藤 則夫	農業	35,000		通信費	36,732
熊野 克則	会社員	20,000		交通費	18,000
山内 悟	農業	35,000		印刷費	1,172,846
岩崎 映一	自営業	35,000		広告費	379,074
松尾 利郎	無職	35,000		文具費	18,139
岩永 春実	運転手	20,000		食糧費	196,454
吉丸 輝信	会社員	35,000		休泊費	0
藤原 幸一	会社員	35,000		雑費	123,662
園田 春利	会社員	20,000			
中井 優	無職	20,000			
畑 恒夫	無職	20,000			
今西 克巳	会社員	35,000			
今西 和美	主婦	20,000			
園田 章子	主婦	20,000			
その他の寄附	13件	75,000			
その他の収入		2,144,269			
今 回 計		2,744,269		今 回 計	3,137,479
前 回 計		0		前 回 計	0
総 計		2,744,269		総 計	3,137,479

報告書受理年月日	平成27年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	奥村 泰幸	所属党派	無所属	期 間	平成26年12月10日から 平成27年 2月 6日まで	第1回分
出納責任者氏名	柳原 昌之					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	210,000
			家屋費	215,280
			選挙事務所費	188,000
			集会会場費	27,280
			通信費	28,121
			交通費	0
			印刷費	601,590
			広告費	683,640
			文具費	11,484
			食糧費	216,726
			休泊費	0
			雑費	96,608
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,063,449		
今 回 計		2,063,449	今 回 計	2,063,449
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		2,063,449	総 計	2,063,449

報告書受理年月日	平成27年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	奥村 泰幸	所属党派	無所属	期 間	平成27年 3月10日から	第2回分
出納責任者氏名	柳原 昌之				平成27年 3月16日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
		円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	36,796
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		36,796		
今 回 計		36,796	今 回 計	36,796
前 回 計		2,063,449	前 回 計	2,063,449
総 計		2,100,245	総 計	2,100,245

報告書受理年月日	平成27年3月16日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	木曾利廣	所属党派	無所属	期 間	平成26年12月22日から	第1回分
出納責任者氏名	木曾利廣				平成27年 2月 4日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
山口 博	会社役員	70,000	人件費	560,000
木曾 正博	会社役員	70,000	家屋費	15,600
中井 喜嗣	会社役員	70,000	選挙事務所費	0
豊田 瑞代	団体職員	70,000	集合会場費	15,600
西田 幸廣	無職	70,000	通信費	23,652
寺坂 るみ子	会社員	70,000	交通費	0
木曾 秀章	会社役員	70,000	印刷費	535,940
谷口 利恵	無職	70,000	広告費	29,381
			文具費	1,013
			食糧費	19,037
			休泊費	0
			雑費	1,574
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		800,000		
今 回 計		1,360,000	今 回 計	1,186,197
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,360,000	総 計	1,186,197

報告書受理年月日	平成27年2月4日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	木曾利廣	所属党派	無所属	期 間	平成27年 2月12日から	第2回分
出納責任者氏名	木曾利廣				平成27年 3月18日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	64,557
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	3,270
その他の寄附	0件	0	今 回 計	67,827
その他の収入		0	前 回 計	1,186,197
今 回 計		0	総 計	1,254,024
前 回 計		1,360,000		
総 計		1,360,000		

報告書受理年月日	平成27年3月25日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	栗田好美	所属党派	無所属	期 間	平成26年12月15日から	第1回分
出納責任者氏名	栗田好美				平成27年 1月24日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
		円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	10,296
			印刷費	306,612
			広告費	110,840
			文具費	0
			食糧費	14,339
			休泊費	0
			雑費	13,664
その他の寄附	9件	45,000		
その他の収入		1,000,000		
今 回 計		1,045,000	今 回 計	455,751
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,045,000	総 計	455,751

報告書受理年月日	平成27年1月30日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小島義秀	所属党派	無所属	期 間	平成26年12月 8日から	第1回分
出納責任者氏名	小島義秀				平成27年 2月 4日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
和田 茂	農業	50,000	人件費	245,000
大石 茂雄	林業	30,000	家屋費	375,200
倉田 典子	無職	50,000	選挙事務所費	320,000
			集合会場費	55,200
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	587,790
			広告費	348,840
			文具費	6,712
			食糧費	98,738
			休泊費	0
			雑費	34,144
その他の寄附	52件	256,000		
その他の収入		1,400,000		
今 回 計		1,786,000	今 回 計	1,696,424
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,786,000	総 計	1,696,424

報告書受理年月日	平成27年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小島義秀	所属党派	無所属	期 間	平成27年 2月10日から	第2回分
出納責任者氏名	小島義秀				平成27年 2月16日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	70,000
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	19,738
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0	今 回 計	89,738
その他の収入		0	前 回 計	1,696,424
今 回 計		0	総 計	1,786,162
前 回 計		1,786,000		
総 計		1,786,000		

報告書受理年月日	平成27年2月16日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小島 義 秀	所属党派	無 所 属	期 間	平成27年 2月16日から	第3回分
出納責任者氏名	小 島 義 秀				平成27年 3月20日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	14,333
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	14,333
前 回 計		1,786,000	前 回 計	1,786,162
総 計		1,786,000	総 計	1,800,495

報告書受理年月日	平成27年3月25日	第3回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小松 康之	所属党派	無所属	期 間	平成26年12月15日から	第1回分
出納責任者氏名		小松 玲子			平成27年 2月 7日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
		円	人件費	144,000
			家屋費	90,920
			選挙事務所費	87,720
			集会会場費	3,200
			通信費	19,687
			交通費	0
			印刷費	450,526
			広告費	88,560
			文具費	5,811
			食糧費	115,852
			休泊費	0
			雑費	96,198
その他の寄附	2件	20,000		
その他の収入		606,982		
今 回 計		626,982	今 回 計	1,011,554
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		626,982	総 計	1,011,554

報告書受理年月日	平成27年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小松 康之	所属党派	無所属	期 間	平成27年 2月 8日から	第2回分
出納責任者氏名	小松 玲子				平成27年 3月 7日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	19,440
			選挙事務所費	19,440
			集合会場費	0
			通信費	95,900
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	7,203
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		122,543		
今 回 計		122,543	今 回 計	122,543
前 回 計		626,982	前 回 計	1,011,554
総 計		749,525	総 計	1,134,097

報告書受理年月日	平成27年3月9日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	齊藤一義	所属党派	無所属	期 間	平成26年12月 3日から	第1回分
出納責任者氏名	桑原勝造				平成27年 1月24日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
並河 拓哉	会社員	24,000	人件費	322,000
宮脇 徳春	会社員	24,000	家屋費	113,000
八木 眞澄	農業	24,000	選挙事務所費	50,000
菱田 芳幸	会社員	24,000	集合会場費	63,000
澤 高司	農業	24,000	通信費	84,410
村田 千弥	無職	16,000	交通費	0
棚智 ミユキ	会社員	16,000	印刷費	449,972
津田 真由味	会社員	16,000	広告費	260,408
酒井 弘子	会社員	16,000	文具費	16,340
斉藤 恵子	会社員	16,000	食糧費	125,767
山内 恵美子	会社員	16,000	休泊費	0
斉藤 久和	会社員	16,000	雑費	118,254
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,610,000		
今 回 計		1,842,000	今 回 計	1,490,151
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,842,000	総 計	1,490,151

報告書受理年月日	平成27年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	酒井安紀子	所属党派	無所属	期 間	平成27年 1月15日から	第1回分
出納責任者氏名	西野千保子				平成27年 1月24日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
井奥 雅樹	市議会議員	35,000	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	580
			印刷費	440,086
			広告費	73,772
			文具費	0
			食糧費	5,766
			休泊費	0
			雑費	5,915
その他の寄附	0件	0	今 回 計	526,119
その他の収入		62,413	前 回 計	0
今 回 計		97,413	総 計	526,119
前 回 計		0		
総 計		97,413		

報告書受理年月日	平成27年2月4日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	竹田 幸生	所属党派	無所属	期 間	平成26年12月16日から	第1回分
出納責任者氏名		竹 田 桂			平成27年 2月 4日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	420,000
			家屋費	39,000
			選挙事務所費	32,400
			集合会場費	6,600
			通信費	28,473
			交通費	0
			印刷費	562,800
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	130,760
			休泊費	0
			雑費	972
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,182,005		
今 回 計		1,182,005	今 回 計	1,182,005
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,182,005	総 計	1,182,005

報告書受理年月日	平成27年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	田中 豊	所属党派	日本共産党	期 間	平成26年12月25日から 平成27年 2月 3日まで	第1回分
出納責任者氏名	山本 武					

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
		円	人件費	377,000
			家屋費	53,990
日本共産党口丹地区委員会		132,504	選挙事務所費	41,990
中西 毅	無職	50,000	集合会場費	12,000
大前 昭寛	無職	80,000	通信費	22,134
田中 勝	無職	92,500	交通費	0
仲 絹枝	市議会議員	70,000	印刷費	495,540
坂本 美智代	町議会議員	60,000	広告費	8,600
			文具費	12,681
			食糧費	97,960
			休泊費	0
			雑費	16,200
その他の寄附	16件	139,560	今 回 計	1,084,105
その他の収入		105,000	前 回 計	0
今 回 計		729,564	総 計	1,084,105
前 回 計		0		
総 計		729,564		

報告書受理年月日	平成27年2月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	田中豊	所属党派	日本共産党	期 間	平成27年 2月 4日から	第2回分
出納責任者氏名	山本武				平成27年 3月 6日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	6,663
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	6,663
前 回 計		729,564	前 回 計	1,084,105
総 計		729,564	総 計	1,090,768

報告書受理年月日	平成27年3月12日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	堤 松 男	所属党派	無 所 属	期 間	平成26年12月10日から	第1回分
出納責任者氏名	加 茂 裕 一				平成27年 2月 5日まで	

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
		円	人件費	1,025,000
名倉 克己	農業	100,000	家屋費	813,328
名倉 義信	自動車整備業	90,000	選挙事務所費	753,615
田中 功	農業	100,000	集会会場費	59,713
齋藤 亀雄	無職	100,000	通信費	39,523
塚田 勝夫	会社経営者	90,000	交通費	0
大塚 建彦	会社経営者	100,000	印刷費	549,750
中川 奏久	古物商	100,000	広告費	259,760
加茂 裕一	農業	90,000	文具費	7,477
新居 秀子	主婦	60,000	食糧費	95,305
堤 明美	主婦	35,000	休泊費	0
			雑費	25,507
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,560,000		
今 回 計		2,425,000	今 回 計	2,815,650
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		2,425,000	総 計	2,815,650

報告書受理年月日	平成27年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	富谷 加都子	所属党派	公明党	期 間	平成26年12月 9日から 平成27年 1月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	石 川 操					

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
主たる寄附			人件費	0
		円	家屋費	102,500
公明党京都第4総支部		562,258	選挙事務所費	100,000
			集合会場費	2,500
			通信費	0
			交通費	8,195
			印刷費	114,577
			広告費	213,104
			文具費	4,911
			食糧費	133,384
			休泊費	0
			雑費	39,749
その他の寄附	0件	0	今 回 計	616,420
その他の収入		0	前 回 計	0
今 回 計		562,258	総 計	616,420
前 回 計		0		
総 計		562,258		

報告書受理年月日	平成27年2月3日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	富谷加都子	所属党派	公明党	期 間	平成27年 1月31日から	第2回分
出納責任者氏名		石川操			平成27年 2月19日まで	

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
主たる寄附			人件費	0
		円	家屋費	249,592
公明党京都第4総支部		250,632	選挙事務所費	249,592
			集合会場費	0
			通信費	713
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	327
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		250,632	今 回 計	250,632
前 回 計		562,258	前 回 計	616,420
総 計		812,890	総 計	867,052

報告書受理年月日	平成27年2月23日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	並河愛子	所属党派	日本共産党	期 間	平成26年12月 4日から	第1回分
出納責任者氏名	田畑浩				平成27年 2月 4日まで	

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
主たる寄附			人件費	210,000
		円	家屋費	195,665
日本共産党口丹地区委員会		131,640	選挙事務所費	190,665
山木 潤治	農業	70,000	集合会場費	5,000
河合 良治	会社員	80,000	通信費	35,279
西森 睿治	自営業	35,000	交通費	11,603
野村 健	政党役員	60,000	印刷費	507,740
			広告費	221,900
			文具費	8,019
			食糧費	46,606
			休泊費	0
			雑費	10,196
その他の寄附	8件	55,000		
その他の収入		405,000		
今 回 計		836,640	今 回 計	1,247,008
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		836,640	総 計	1,247,008

報告書受理年月日	平成27年2月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	西口純生	所属党派	無所属	期 間	平成26年12月10日から	第1回分
出納責任者氏名	大橋幸久				平成27年 2月 2日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
東井 智美	主婦	30,000	人件費	308,000
			家屋費	669,989
			選挙事務所費	628,989
			集会会場費	41,000
			通信費	43,706
			交通費	0
			印刷費	547,933
			広告費	59,400
			文具費	4,457
			食糧費	12,988
			休泊費	0
			雑費	71,495
その他の寄附	2件	20,000	今 回 計	1,717,968
その他の収入		1,709,368	前 回 計	0
今 回 計		1,759,368	総 計	1,717,968
前 回 計		0		
総 計		1,759,368		

報告書受理年月日	平成27年2月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	西口純生	所属党派	無所属	期 間	平成27年 2月13日から	第2回分
出納責任者氏名	大橋幸久				平成27年 3月16日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	43,816
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0	今 回 計	43,816
その他の収入		0	前 回 計	1,717,968
今 回 計		0	総 計	1,761,784
前 回 計		1,759,368		
総 計		1,759,368		

報告書受理年月日	平成27年3月16日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	馬場 隆	所属党派	日本共産党	期 間	平成26年12月21日から 平成27年 2月 5日まで	第1回分
出納責任者氏名	田中 八重子					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
日本共産党口丹地区委員会		104,540	人件費	70,000
瀬戸 一郎	無職	20,000	家屋費	74,100
金川 光三郎	無職	30,000	選挙事務所費	70,000
絹田 實	無職	40,000	集合会場費	4,100
			通信費	38,701
			交通費	0
			印刷費	495,540
			広告費	121,820
			文具費	9,942
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	3件	35,000		
その他の収入		136,863		
今 回 計		366,403	今 回 計	810,103
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		366,403	総 計	810,103

報告書受理年月日	平成27年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	菱田光紀	所属党派	無所属	期 間	平成26年12月15日から	第1回分
出納責任者氏名	菱田英司				平成27年 2月 9日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	105,000
			家屋費	480,127
			選挙事務所費	434,827
			集会会場費	45,300
			通信費	28,503
			交通費	0
			印刷費	593,274
			広告費	52,681
			文具費	0
			食糧費	50,680
			休泊費	0
			雑費	47,374
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,615,000		
今 回 計		1,615,000	今 回 計	1,357,639
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,615,000	総 計	1,357,639

報告書受理年月日	平成27年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	菱田光紀	所属党派	無所属	期 間	平成27年 2月10日から	第2回分
出納責任者氏名	菱田英司				平成27年 2月12日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	308,802
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		100,000		
今 回 計		100,000	今 回 計	308,802
前 回 計		1,615,000	前 回 計	1,357,639
総 計		1,715,000	総 計	1,666,441

報告書受理年月日	平成27年2月13日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	菱田光紀	所属党派	無所属	期 間	平成27年 2月13日から	第3回分
出納責任者氏名	菱田英司				平成27年 3月 5日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
		円	人件費	0
			家屋費	130,950
			選挙事務所費	130,950
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		130,000		
今 回 計		130,000	今 回 計	130,950
前 回 計		1,715,000	前 回 計	1,666,441
総 計		1,845,000	総 計	1,797,391

報告書受理年月日	平成27年3月10日	第3回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	菱田光紀	所属党派	無所属	期 間	平成27年 3月 6日から	第4回分
出納責任者氏名	菱田英司				平成27年 3月10日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	23,858
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0	今 回 計	23,858
その他の収入		0	前 回 計	1,797,391
今 回 計		0	総 計	1,821,249
前 回 計		1,845,000		
総 計		1,845,000		

報告書受理年月日	平成27年3月10日	第4回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	平本英久	所属党派	無所属	期 間	平成27年 1月 6日から	第1回分
出納責任者氏名	平本文榮		平成27年 2月 6日まで			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
迫田 仁	自営業	15,000	人件費	210,000
堤 淳太	市議会議員	13,000	家屋費	232,403
藤村 公平	会社員	53,000	選挙事務所費	161,653
			集合会場費	70,750
			通信費	82
			交通費	0
			印刷費	535,940
			広告費	61,274
			文具費	6,174
			食糧費	25,144
			休泊費	0
			雑費	18,278
その他の寄附	24件	126,300		
その他の収入		1,500,200		
今 回 計		1,707,500	今 回 計	1,089,295
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,707,500	総 計	1,089,295

報告書受理年月日	平成27年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	平本英久	所属党派	無所属	期 間	平成27年 2月 7日から	第2回分
出納責任者氏名	平本文榮		平成27年 2月 16日まで			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	110,777
			選挙事務所費	110,777
			集会会場費	0
			通信費	7,767
			交通費	0
			印刷費	95,040
			広告費	154,504
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	972
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	369,060
前 回 計		1,707,500	前 回 計	1,089,295
総 計		1,707,500	総 計	1,458,355

報告書受理年月日	平成27年2月16日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	福井英昭	所属党派	無所属	期 間	平成26年12月28日から	第1回分
出納責任者氏名		中澤茂			平成27年1月24日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
大橋 通夫	農業	30,000	人件費	465,000
奥村 幸	無職	50,000	家屋費	231,864
川本 千春	無職	30,000	選挙事務所費	219,564
王子 翔悟	無職	105,000	集合会場費	12,300
藤本 紀子	無職	70,000	通信費	400
			交通費	64,000
			印刷費	620,490
			広告費	360,450
			文具費	12,261
			食糧費	228,990
			休泊費	0
			雑費	16,838
その他の寄附	4件	19,000		
その他の収入		2,099,000		
今 回 計		2,403,000	今 回 計	2,000,293
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		2,403,000	総 計	2,000,293

報告書受理年月日	平成27年2月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	福井英昭	所属党派	無所属	期 間	平成27年 1月25日から	第2回分
出納責任者氏名		中 澤 茂			平成27年 2月 6日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	28,700
			選挙事務所費	28,700
			集合会場費	0
			通信費	51,316
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0	今 回 計	80,016
その他の収入		0	前 回 計	2,000,293
今 回 計		0	総 計	2,080,309
前 回 計		2,403,000		
総 計		2,403,000		

報告書受理年月日	平成27年2月12日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	藤本 弘	所属党派	公明党	期 間	平成27年 1月 5日から	第1回分
出納責任者氏名	森岡 幸一				平成27年 2月 2日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	0
公明党京都第四総支部		539,900	家屋費	205,300
			選挙事務所費	204,000
			集合会場費	1,300
			通信費	16,447
			交通費	0
			印刷費	114,577
			広告費	104,096
			文具費	18,420
			食糧費	155,784
			休泊費	0
			雑費	44,438
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		65,000		
今 回 計		604,900	今 回 計	659,062
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		604,900	総 計	659,062

報告書受理年月日	平成27年2月4日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	藤本 弘	所属党派	公明党	期 間	平成27年 2月 3日から	第2回分
出納責任者氏名	森岡 幸一				平成27年 3月 6日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
公明党京都第四総支部		7,362	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	7,362
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0	今 回 計	7,362
その他の収入		0	前 回 計	659,062
今 回 計		7,362	総 計	666,424
前 回 計		604,900		
総 計		612,262		

報告書受理年月日	平成27年3月9日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	眞 継 進 吾	所属党派	無 所 属	期 間	平成26年12月22日から	第1回分
出納責任者氏名		渡 辺 博 司			平成27年 2月 7日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
		円	人件費	795,000
権安 祥司	会社員	35,000	家屋費	146,738
渡辺 博司	会社員	25,000	選挙事務所費	134,838
波多野 啓介	無職	30,000	集合会場費	11,900
岡下 賢	無職	35,000	通信費	22,063
松下 富士夫	無職	25,000	交通費	28,300
			印刷費	618,222
			広告費	432,920
			文具費	5,981
			食糧費	87,360
			休泊費	0
			雑費	43,767
その他の寄附	52件	290,000		
その他の収入		1,347,141		
今 回 計		1,787,141	今 回 計	2,180,351
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,787,141	総 計	2,180,351

報告書受理年月日	平成27年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	三上 泉	所属党派	日本共産党	期 間	平成26年11月30日から 平成27年 1月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	渡辺 昭三					

## 収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

円

日本共産党口丹地区委員会

418,740

立花 武子

市議会議員

30,000

東 まさ子

町議会議員

82,000

山田 吉和

無職

70,000

その他の寄附

3件

20,000

その他の収入

600,000

今 回 計

1,220,740

前 回 計

0

総 計

1,220,740

## 支 出

円

人件費

156,800

家屋費

405,000

選挙事務所費

398,000

集合会場費

7,000

通信費

13,987

交通費

960

印刷費

639,722

広告費

198,310

文具費

10,138

食糧費

25,491

休泊費

0

雑費

137,400

今 回 計

1,587,808

前 回 計

0

総 計

1,587,808

報告書受理年月日

平成27年2月9日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	三上 泉	所属党派	日本共産党	期 間	平成27年 2月10日から	第2回分
出納責任者氏名	渡辺 昭三				平成27年 2月23日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	4,542
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	1,100
その他の寄附	0件	0	今 回 計	5,642
その他の収入		0	前 回 計	1,587,808
今 回 計		0	総 計	1,593,450
前 回 計		1,220,740		
総 計		1,220,740		

報告書受理年月日	平成27年2月23日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	三上 泉	所属党派	日本共産党	期 間	平成27年 2月24日から	第3回分
出納責任者氏名	渡辺 昭三				平成27年 3月15日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
		円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	2,610
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	2,610
前 回 計		1,220,740	前 回 計	1,593,450
総 計		1,220,740	総 計	1,596,060

報告書受理年月日	平成27年3月17日	第3回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	湊 泰 孝	所属党派	無 所 属	期 間	平成26年12月15日から	第1回分
出納責任者氏名		三 宅 一 宏			平成27年 2月 9日まで	

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
		円	人件費	885,000
田中 和則	会社員	35,000	家屋費	466,366
西田 完二	自営業	35,000	選挙事務所費	434,866
三宅 一宏	自営業	35,000	集合会場費	31,500
山田 一徳	自営業	35,000	通信費	35,949
段本 圭一	自営業	30,000	交通費	57,300
日浦 悟	会社員	30,000	印刷費	549,750
福井 敏之	会社員	30,000	広告費	8,640
待田 浩行	会社員	30,000	文具費	3,912
杉江 益子	主婦	25,000	食糧費	226,845
飯田 義則	自営業	15,000	休泊費	0
石野 茂	会社員	15,000	雑費	100,420
大釜 一也	自営業	30,000		
岡田 光蔵	自営業	15,000		
鍵田 宗行	自営業	15,000		
川人 岳雄	自営業	15,000		
川見 均	会社員	15,000		
木村 勲	会社員	15,000		
国本 和伸	会社員	15,000		
小早川 浩二	会社員	15,000		
その他の寄附	20件	270,000		
その他の収入		1,220,972		
今 回 計		1,940,972	今 回 計	2,334,182
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,940,972	総 計	2,334,182

報告書受理年月日	平成27年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	山本由美子	所属党派	公明党	期 間	平成26年12月18日から	第1回分
出納責任者氏名	谷内康二				平成27年 2月 4日まで	

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
主たる寄附			人件費	0
		円	家屋費	463,240
公明党京都第4総支部		798,473	選挙事務所費	458,240
			集合会場費	5,000
			通信費	0
			交通費	12,973
			印刷費	114,577
			広告費	115,155
			文具費	0
			食糧費	139,021
			休泊費	0
			雑費	72,669
その他の寄附	0件	0	今 回 計	917,635
その他の収入		65,000	前 回 計	0
今 回 計		863,473	総 計	917,635
前 回 計		0		
総 計		863,473		

報告書受理年月日	平成27年2月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
3,745,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	山本由美子	所属党派	公明党	期 間	平成27年 2月 5日から	第2回分
出納責任者氏名	谷内康二				平成27年 2月 9日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
公明党京都第4総支部		35,132	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	19,310
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	15,822
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		35,132	今 回 計	35,132
前 回 計		863,473	前 回 計	917,635
総 計		898,605	総 計	952,767

報告書受理年月日	平成27年2月12日	第2回報告分
----------	------------	--------

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第35号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年4月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

1, 478人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第36号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年4月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

24, 629人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第37号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年4月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

12, 315人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第38号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成27年4月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

平成27年4月12日 京都府議会議員一般選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	齋藤 亀雄	省略	服部 哲也	省略
	2	武内 政一	省略	門下 研也	省略
東別院	3	今井 淳喜	省略	山下 直高	省略
西別院	5	長野 滋	省略	齋田 善弘	省略
	6	廣瀬 文子	省略	川田 昌亮	省略
曾我部	7	川勝 浩	省略	今西 恵一	省略
	8	長野 誠一	省略	谷口 裕	省略
吉川	9	大西 英明	省略	大西 光治	省略
禰田野	10	竹岡 章夫	省略	山崎 浩久	省略
	11	栗山 多恭	省略	坂田 泰孝	省略
本梅	12	川勝 貢	省略	数井 智之	省略
	13	加舎 貞夫	省略	森 敏郎	省略
畑野	14	大村 正明	省略	齋藤 和則	省略
	15	谷口 文雄	省略	山口 悟史	省略
宮前	16	井内 利博	省略	眞里谷 努	省略
	17	人見 敬久	省略	三宅 晃圓	省略
	18	太田 裕	省略	西田 貴弘	省略
大井	19	小早川 浩二	省略	三宅 敦史	省略
	20	松本 正尚	省略	中川 秀和	省略
千代川	21	佐藤 温三	省略	内藤 一彦	省略
	22	安達 耕一郎	省略	俣野 孝明	省略
馬路	23	河原 祥孝	省略	橋本 泰典	省略
	24	林 助朝	省略	名倉 真也	省略
	25	堤 末夫	省略	中野 明之	省略
旭	26	平井 厚生	省略	松本 英樹	省略
	27	人見 洋一	省略	川勝 洋太	省略
千歳	28	小泉 正男	省略	吉田 千春	省略
	29	森川 秀樹	省略	西山 寛	省略
	30	小湊 博之	省略	安藤 美佳	省略
河原林	31	齋藤 容清	省略	平井 透	省略
	32	林 光夫	省略	八木 吉之	省略
保津	33	廣瀬 文章	省略	桂 和裕	省略
東本梅	35	野々口 久	省略	中川 満智	省略
	36	中西 顯	省略	土川 有紀	省略
篠	37	藤田 修	省略	藤本 祥之	省略
篠・東つじ	38	中 龍雄	省略	山内 剛	省略
西つじ	39	吉開 守和	省略	大西平四郎成人	省略
亀岡	40	芳野 重徳	省略	人見 真司	省略
篠	41	田村 正	省略	高木 学	省略
南つじ	42	山田 秀一	省略	鶴飼 均	省略
東別院	43	濱井 一夫	省略	鎌江 裕	省略
篠	44	庵原 守	省略	木村 公一	省略

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第39号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成27年4月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アーン15番地の8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4-1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市葎田野生涯学習センター	亀岡市葎田野町佐伯西ノ辻9番地の1
第11投票区	奥条公民館	亀岡市葎田野町奥条大仲17番地
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地の1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ヶ谷82番地
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
第30投票区	出雲公民館	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原原上六反田9番地の1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地の1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第40号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員  
一般選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲  
載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次の  
ように定める。

平成27年4月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所
- 2 日 時 平成27年4月3日  
午後5時00分

「掲示済」

---

亀岡市選挙管理委員会告示第41号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員  
一般選挙における期日前投票所を次のように定  
める。

平成27年4月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所 市民ホール

「掲示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第42号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成27年4月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

平成27年4月12日執行 京都府議会議員一般選挙  
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
平成27年4月4日	野崎千恵子	省略	岡野宗忠	省略
平成27年4月5日	八田成雄	省略	岩崎多良	省略
平成27年4月6日	岡野宗忠	省略	八田成雄	省略
平成27年4月7日	野崎千恵子	省略	岡野宗忠	省略
平成27年4月8日	岩崎多良	省略	野崎千恵子	省略
平成27年4月9日	岡野宗忠	省略	八田成雄	省略
平成27年4月10日	八田成雄	省略	岩崎多良	省略
平成27年4月11日	岩崎多良	省略	野崎千恵子	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第43号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成27年4月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

開票管理者	省略	野崎千恵子
同職務代理者	省略	岡野宗忠

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第44号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時を次のように定める。

平成27年4月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 開票場所  
ガレリアかめおか  
亀岡市余部町宝久保1番地の1
- 2 開票日時  
平成27年4月12日  
午後9時10分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第45号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成27年4月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所
- 2 日時 平成27年4月9日  
午後5時00分

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第46号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者職務代理者を次のとおり変更した。

平成27年4月12日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第13投票区	省略	鈴木 智	省略	森 敏郎

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第47号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙の開票の日時を次のように変更する。

平成27年4月12日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

開票日時 平成27年4月12日 午後8時55分

「揭示済」

# 公平委員会欄

## 規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

亀岡市公平委員会  
委員長 小田博子

### 亀岡市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会事務局の項中「教育長、」を削り、同表監査委員事務局の項中「局長」の次に「、次長（委員長が定めるものに限る。）」を加え、同表農業委員会事務局の項中「次長」の次に「（委員長が定めるものに限る。）」を加える。

別表第2福祉事務所の項中「・課長・担当課長・副課長」を削り、同表図書館の項中「副館長」の次に「（委員長が定めるものに限る。）」を加え、同表教育研究所の項中「・主幹」を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（旧教育長に関する経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定により在職する場合には、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

「揭示済」

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月15日

亀岡市公平委員会  
委員長 小田博子

### 亀岡市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「校長」の次に「・副校長」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 上下水道部欄

## 告示

亀岡市上下水道部告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

### 1 委託の相手方

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号  
日本橋日銀通りビル5階

地銀ネットワークサービス株式会社  
提携コンビニエンスストア

- エブリワン くらしハウス
- ココストア コミュニティ・ストア
- サークルK サンクス
- スパ－（北海道） スリーエイト
- スリーエフ 生活彩家
- セイコーマ－ト セーブオン
- セブン－イレブン デイリーヤマザキ
- ニューヤマザキデイリーストア
- ファミリーマ－ト ポプラ
- ミニストップ
- ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ヤマザキデイリーストア－ ローソン
- ローソンストア100 ローソンマ－ト
- MMK設置店

### 2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、簡易水道料金、公共下水道使用料、地域下水道使用料及び水道メーター使用料）のコンビニエンスストア収納事務

### 3 委託期間

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第6号

亀岡市指定給水装置工事  
事業者指定の告示

平成27年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

### 1 指定した日

平成27年4月15日

### 2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
276	能勢設備工業	能勢 芳生	宇治市神明石塚38-4

「揭示済」

## 亀岡市上下水道部告示第7号

## 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成27年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

## 記

## 1 指定した日

平成27年4月15日

## 2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
283	能勢設備工業		能勢 芳生	宇治市神明石塚38-4
284	株式会社 京南設備	代表取締役	小山 俊子	京都市伏見区竹田西内畑町12 INAK BLDG. 506号
285	本梅機械商会		森 源一	亀岡市本梅町西加舎大下12

「揭示済」

## 公 告

亀岡市上下水道部公告第1号

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）第5条の規定に基づき、平成27年度賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成27年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 賦課対象区域

三宅町（1丁目） 荒塚町（2丁目） 蕨  
田野町芦ノ山（イノシリ・車谷・流田・宮  
ノ下・アゲキ・杉森・瀬々ヶ谷） 本梅町  
平松（車谷）  
の各一部

「揭示済」

# 市立病院欄

## 規程

亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第2号

亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程等の一部を改正する規程

(亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程(平成18年亀岡市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2項中「医療ソーシャルワーカー」の次に「、臨床工学技士」を加える。

(亀岡市立病院職員就業規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院職員就業規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

別表管理栄養士の項の次に次のように加える。

臨床工学技士	日勤	始業8:30 就業17:00	交替で45分間	
--------	----	-------------------	---------	--

(亀岡市立病院職員被服貸与規程の一部改正)

第3条 亀岡市立病院職員被服貸与規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

薬剤師	白衣 (又はケーシー上下)	4
診療放射線技師		5
臨床検査技師		5
理学療法士		5
作業療法士		5
あん摩マッサージ指圧師		5
管理栄養士		4
栄養士		4
医療ソーシャルワーカー		4

」

を

「

薬剤師	白衣 (又はケーシー上下)	4
診療放射線技師		5
臨床検査技師		5
理学療法士		5
作業療法士		5
あん摩マッサージ指圧師		5
管理栄養士		4
栄養士		4
医療ソーシャルワーカー		4
臨床工学技士	5	

」

に改める。

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

別表第2の医療職給料表(2)備考中「医療ソーシャルワーカー」の次に「臨床工学技士」を加える。

別表第3の3医療職給料表(2)職務級別基準表中「又は医療ソーシャルワーカー」を「医療ソーシャルワーカー又は臨床工学技士」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」